

# 第五編 明治前期の鹿児島

## 序

### 時代範囲

本編では、明治元年（一八六八）一月、鳥羽伏見の戦に始まり、幕府追討の軍が江戸に進められ、やがて江戸城が陥落して、三〇〇年になんなんとする徳川幕府が倒れ、九月に年号が明治と改まってから、明治二十二年（一八八九）市制が実施されて、鹿児島市が誕生するまでの二〇年間の歴史をあつかう。

わずか二〇年間ではあるけれども、わが国が封建社会から近代社会へ成長していく、非常に重要な二〇年間である。

鹿児島島の近代化を理解するために、鹿児島島の歴史をひもどくに先立って、日本の近代化を概観する。

## 第一章 日本近代化の歩み

近代化を三つの面から考える。すなわち政治・文化・経済である。

### I 政治

政治を七つの時期に分けて、鳥羽・伏見戦、廃藩置県、征韓論、西南の役、政党結成、自由党解党、太政

官廃止の七期である。

大政奉還

鳥羽・伏見の戦——明治元年——將軍徳川慶喜が大政奉還を願ひ出したのは、慶応三年（一八六七）十月十四日であつた。翌十五日に朝廷が許可したので、將軍の世一五代二六五年の徳川幕府は姿を消したとはいひながら、奉還の申請は薩摩や長州などの討幕計画に対処する苦肉の策であつた。將軍は大政奉還後も、薩摩や長州の勢力を朝廷から追い出し、幕府という形ではないにしても、徳川氏の政治上の権力を回復しようと努めた。

朝廷の貴族たちの多くは、徳川氏の力を徹底的に破壊することは、できもしないと思つていたし、またしようとする意欲にも燃えていなかった。二世紀有半の長期にわたる徳川氏の政權を考え、その間政權から見放されていた貴族の立ち場としては無理もないことであつたらう。

王政復古論告

このような情勢が慶喜に有利に回轉しかけた。これを察した木戸孝允や大久保利通たちは三条実美や岩倉具視に極力働きかけ、やつと十二月八日夜半のクーデターを敢行して、ついに十二月九日王政復古の論告（大号令）となつたのである。

この論告で、幕府は否定され、新しく総裁・議定・参与の三役が任命され、神武創業の初めに基づく政治方針が宣言された。

鳥羽・伏見の戦

しかし、論告後とても、慶喜は諦めなかつた。明治元年（一八六八）一月の鳥羽・伏見の戦は、徳川と薩摩の衝突に端を發したのであり、朝廷が、大政奉還から王政復古の論告に至る対幕政策の貫徹を促された事件であつた。薩摩軍が勝利をおさめたのをきつかけに、討幕軍が編成され、「宮さん宮さん お馬の先にひ

らひらするのは なんじやいな トコトン ヤレ トンヤレナ」を歌いながら江戸に向かい、江戸城は明け渡され、将軍は寛永寺にこもって恭順の意を表しなければならなくなったのである。

鳥羽・伏見の戦から筆を起こした理由は、この戦が幕府滅亡と明治政府樹立への第一歩であったからである。これに続く江戸城攻撃・奥羽戦争・五稜廓戦争ごりょうかくなどの一年余の国内戦ぼしんが戊辰戦争であった。

太政  
政体  
官書

廃藩置県 — 明治二年〜四年 — 江戸城に入城した政府は、政体書を頒布はんぷ、太政官を設けて七官に分け、徳川氏に味方をして朝廷に反抗した藩は没収して県をおき、その他は府と藩にして、新しい政治に着手した。

改元明治 江戸を東京と改め、明治天皇が即位式をあげ、九月八日（太陽暦では十月二十三日）に明治と年号を改め、明治の世が始まったのである。

「上からは明治などというけれど、治まるめい（明）と下からは読む」などと、東京では悪口を口にする者もいた。三〇〇年の間徳川幕府のお膝元で、迷惑も被っただろうが、徳川氏には恩恵も子々孫々受けてきた江戸市民の気持ちも、汲みとることのできる文句でもある。榎本武揚えのもとたけあきが、幕府の軍艦をひきいて、品川を脱出したころであるから、なおさらのことであった。

版籍奉還 二年一月、薩摩・長州・土佐・肥前の藩主たちが版籍奉還を願い出、六月藩主たちは知藩事という地方長官に任命された。

版籍は奉還され、藩主たちは知藩事ちはんじという名前に変わったけれども、薩摩藩主がそのまま鹿児島知藩事であり、土佐藩主が高知知藩事では、形式だけのことであつて、実質的には、新政府に政権を集中し得たとはいい難かった。

藩主を知藩事の座からおろして、中央政府の役人をこれに変えることによって、初めて中央集権が成し遂げられるのであって、これが<sup>はいはんちけん</sup>廃藩置県であった。

版籍は奉還したけれども、藩主たちの中には、義理で、しかたなしに、嫌々ながら奉還した者も多かった。幕末のころ、物わかりのよい、開けた大名として有名だった福井の殿様松平慶永<sup>よしなが</sup>でさえも、島津久光<sup>ひさみつ</sup>に送った手紙の中で、藩をつぶすことには反対であると書いている。であるから、藩を廃して県を置き、藩主を東京に引きあげさせるということは、難しい問題であった。

といつて、いつまでも藩主をそのままに残しておいては、新しい政治ができないので、大久保利通や木戸孝允などが相談して、鹿児島・山口・高知など有力な藩主たちには内々に意を含めておいた。西郷隆盛に薩摩の兵をひきいて上京させて、明治四年七月廃藩置県を断行した。版籍奉還が還し奉ったのに対して、藩を廃して県を置くということばの違いもこれ等の事情からであった。

藩という名が県に変わっただけではなく、政府の中身も変わった。王政復古では、<sup>あらずがわたるひと</sup>有栖川熾仁親王を総裁に、三条実美ほか宮廷貴族と五大藩主が議定、そして参与には五藩の藩士が任命されていたが、明治四年の改革では、首脳部に名を連ねた貴族は、太政大臣の三条、右大臣の岩倉、宮内卿の徳大寺の三人で、藩主の名は見当たらず、参議に木戸・西郷・大隈・板垣・大蔵卿大久保・司法卿江藤・文部卿大木の顔ぶれに変わって、かつての藩士たちが、政府の実権を握ることになったのである。新しい官僚になろうとしつつある者たちによる、官僚組織ができあがったということができる。廃藩置県は新しい明治政府の、実質的な出発の第一歩であったと思う。

征韓論——明治五年〜六年——西南役の遠因を征韓論に求めるのは誤りではあるまい。明治十年二月十三日付で、陸軍大将西郷隆盛・陸軍少将桐野利秋・同籙原国幹の連名で、県令大山綱良に充てた届書に、「今般政府へ尋問之筋有之不日当地発程候」とある。「尋問之筋」が、中原尚雄一等の西郷暗殺を指している点から、西南役と征韓論とは理論的には直接結びつかないかも知れないが、情勢ここに立ち至らしめた諸因からして、征韓論なしには西南役は考えられないからである。

征韓論は西郷隆盛が言い出したことではない。西郷の手紙で朝鮮のことが最初に出てくるのは、明治六年七月二十九日付板垣退助宛のものである。それには、「兵隊を派遣すれば日本から戦争をしかけたことになるから、使節をまず送つて、朝鮮が無礼なことをすることは明らかであるから、朝鮮をたたく名分ができぬ。その使節にはぜひ自分を推せんして欲しい」と書いてある。ようやく明治政府が、朝鮮との外交問題を考えなければならぬ時期に追いこまれたころのことである。

「朝鮮討つべし」の論は、吉田松陰・橋本左内・勝海舟・木戸孝允などが、幕末から明治初めにかけて唱えてきた論であり、当時の危機感の現われとも言える。

朝鮮との問題については「西南記伝」が詳記しているが、明治元年明治政府が、政權が変わったから国交を改める国書を対馬の宗氏を通じて通告した。ところが朝鮮は鎖国政策をとり、わが国の国書中の字句に旧例にあわないことを理由に国交に応じないで、明治五年まで埒があかなかつた。明治五年六月遂に交渉をうちきつて、八月には外務卿副島種臣は、左院に「朝鮮尋交手続並目的」を報告して、「無用ノ士官雜人等ハ悉ク引纏メ帰国可為致事」を説いた。その後も朝鮮における排日運動は止まず、明治六年五月には、「変形易

朝鮮との外交問題

俗此則不可謂日本之人、不可許其來往我境」云々の伝令書を発するに及んで、朝鮮問題は危機にひんしたものである。

この間国内では、朝鮮に皇国を辱しめられたとして、かつての尊王攘夷論者たちを中心に、朝鮮討つべしの論が横行して、直接行動を策する者も現われるに至った。

そこで明治六年六月留守参議たちが集まって協議することになり、板垣は兵一大隊派遣を要求し、西郷は全権大使派遣を主張したのである。先の板垣宛の手紙は、その間の事情を物語っている。岩倉具視一行がアメリカに出かける時に、重大な事柄については、帰国するまで議決しないことを、全参議連署で約束しているので、岩倉一行の帰国を待とうとする論もあつたが、西郷の主張が強くて、八月十七日に全権大使として西郷を派遣することを議決してしまった。八月十九日板垣に宛てた西郷の手紙には、「実先生の御陰を以て快然たる心持、始めて生し申候、病氣も頓に平癒し条公（三条）の御殿より先生の御宅迄飛んで参候仕合、足も軽く覚へ申候、もうは横棒の憂も有之間敷生涯の愉快此事に御座候云々」と喜びを書き送っている。

岩倉の帰国  
と遣使変更

太政大臣三条実美は事の重大さを心配して、岩倉一行に早く帰国するように促して、大久保が五月二十五日、木戸は七月二十三日、岩倉・伊藤たちは九月十三日に帰国した。大久保の帰国は早かったけれども参議でないから閣議に参加することはできず、木戸は病気のため引きこもったので、西郷たちの論を左右することはできなかつた。岩倉が帰国すると、政府部内の反征韓論者が勢力を挽回し、反征韓論の巻き返しが始された。征韓党が西郷隆盛・板垣退助・江藤新平・後藤象二郎・副島種臣・桐野利秋・篠原国幹・村田新八等で三条実美はしかたなしに賛成、非征韓党は、岩倉具視を筆頭に木戸孝允・大隈重信・大木喬任・大久保

使節派遣内  
定

利通・伊藤博文・黒田清隆・井上馨・寺島宗則・陸奥宗光・渋沢栄一で、準征韓党に川村純義・伊地知正治・島義勇・大山巖あり、中立党に山県有朋・勝海舟・西郷従道・鳥尾小弥太・吉井友実と入り乱れて政争の坩堝るつぼと化してしまった。

十月十二日大久保を参議に任命して非征韓党の論陣を強化した。大久保が征韓論反対の中心人物だったか

らである。大久保も参議就任については余程の覚悟を要したらしく、家族に対して次の様な秘書を残している。

「今般参議之拜命いたし実以恐惶至極之仕合に候、全体此度は深慮有之何く迄も辞退之決心に候得共即今形勢内外不可言之困難皇國危急存亡に關係する之秋与被察然るに此難を逃げ候様之訳に相当り候而も本懐にあらす且謫劣之身上進退之事を以國家之大事遷延相成候様にて、多罪を重子候儀与致愚考断然



大久保利通（鹿児島県立図書館所蔵）

当職拜命此難に斃れて以而無量之天恩に報答奉らんと一決いたし候云々と。参議たちの閣議で決議されたことではあるし、征韓論の中心人物が親友の西郷ではあるし、事の難しさをしみじみかみしめたことであろう。

十月十五日の閣議では、西郷の意見におしまくられて、八月十七日の決定を認めたものの、大久保が、奉職の目的難相立として辞表を提出するに及んで、岩倉も病と称して辞意を表明し、三条もまた思い余って精神に異状をきたし、病のため其職を尽すこと能わずと辞意を告げるに至って、政府は為す術を失ってしまった。十月二十日天皇がみずから三条・岩倉を訪れて、岩倉に太政大臣代理を命ずるといふ非常措置で、岩倉が政府の実権を握り、非征韓論が征韓論を制圧することになった。十月二十三日岩倉の参内、二十四日勅旨が出され、「国政ヲ整へ民力ヲ養ヒ勉メテ成功ヲ永遠二期ス云々」と征韓論は葬り去られてしまったのである。

西郷・板垣・後藤・江藤・副島参議の辞表は受理され、三条・木戸・大久保の辞表は却下となったが、岩倉が大久保に「西郷の辞任は木戸や大久保と、表面だけでも同様に取扱わなければなるまいか」と問いあわせたのに対し、「速に御許容不蒙ては当人の為不宜儀有之内願仕候次第に御座候、乍去何も御氣遣被下候様之事無御座候（中略）参議・近衛都督丈を被免陸軍大將は従前之通被仰付候得者可然歟と奉存候」と答へたあたり、大久保の新政治に対する志向と、征韓党に対する毅然たる態度がうかがわれる。

西郷の辞表には、「胸痛の煩有之辻も奉職罷在候儀不相叶候」とあるだけだが、そのころ作った詩「独不適時情・豈聽歡笑声・雪羞論戰略・忘義唱和平・秦檜多遺類・武公難再生・正邪今那定・後世必知清」は心中の一斑を漏らしたものであろう。

征韓論に反対した中心人物大久保の意見はその意見書に明らかである。すなわち

一、御親政日未だ久からず政府の基礎未だ確立せず、かつ、古今稀少の大変革を行なったのだから、所を失



ない産を奪われ大いに不幸を懐くの徒実に少なからざるべし。だからもし間に乗すべきの機あらば一旦不慮の変を醸すも亦計るべからず。

二、現在でも政府の才出は才入を上回っている、だから戦費を賄う余裕は無い。

三、ようやく政府は国内の産業に着手したばかりであるから、戦争でも起こるとこれらが水泡に帰すであろう。

四、輸出は輸入に及ばない現状であるから、働き者を戦場に送るとすれば、生産は下り輸出入の差は開くばかりである。

五、朝鮮と戦争でもすれば、魚父の利にロシアがほえむだけである。

六、イギリスに莫大な外債があるし、戦争になれば外債が増加するばかりで、遂にはインドと同じような運命になるだろう。

七、条約改正までは、独立国の体裁をつくることに専念すべきである。

以上七か条に尽くされている。欧米諸国を見学してきた一行が、近代国家の在り方、就中近代産業を起すことが急務であることを、身にしみ感じて帰ったであろう。その考え方が反征韓論の中心思想となっていることは疑いないが、七年には台湾出兵を行ない、八年には江華島事件をひき起こしているのであるから、論理にすつきりしないものがあり、閣内における主導権争いという政争の臭いが非常に濃かったと言わざるを得ないのである。

西郷の征韓論については、西郷の表明したものとしては「遣韓使節決定始末」しかなく、それには

「朝鮮御交際の儀、御一新の涯より及數度、使節被差立、百方御手を被尺候得共、悉、水泡と相成候のみならず、數々無礼を働き候儀有之、近来は人民互の商道も相塞倭館詰居の者も甚困難の場合に立至候故無御扱護兵一大隊可被差出御評儀の趣承知いたし候付、護兵の儀は決して不宜是よりして鬭争に及候ては最初の御趣意に相反し候間、此節は公然と使節被差立相当の事に可有之若彼より交を破り戰を以て拒絕可致哉其意底愴に相頭候処迄は不被為尺候ては人事に於ても残る処可有之、自然暴挙も不被計扨との御疑念を以て非常の備を設け被差遣候ては又礼を失せられ候得ば是非交誼を厚被成候御趣意貫徹いたし候様有之度其上暴挙の時機に至候て初て彼の曲事分明に天下に鳴し其罪を可問訊に御座候云々」とあつて、明治五年八月に、副島外務卿や板垣と相談の上、陸軍中佐北村重頼、同大尉別府晋介を韓国に、外務省出仕池上四郎、武市正幹を満洲に、明治六年には、陸軍少将樺山資紀、海軍秘書兒玉利国を南清、台湾に状況調査のため派遣している点などを併せ考えると、全權大使を派遣して、非礼を受けた時、名分を中外に示して、朝鮮を討つべしというのが西郷の論であると思われる。西郷の征韓論の拠り所は多分に桐野利秋にあつたようであるが、桐野の談として、「英仏普魯の諸国が、まだ力を支那・朝鮮・満洲に及ぼす暇が無いから、此時に其の間に乗じてこれを略取して欧亜諸国の侵入の基をたつべきである。征韓に成功して国外にその力を誇示すれば、条約改正も有利に展開するだろう」が伝えられているから、西郷の論を推測する資料であろう。また、板垣退助は

「維新改革の精神は殆ど鎖沈し、勇壯活潑なる田舎武士も高位顯官に登りて、今は都人士の風に化し去り、武人死を惜み文官錢を愛して、満朝の腐敗を醸し、彼の山城屋和助の事の如き其他言ふに堪へざるの事多し。余は当時深く之を慨嘆し西郷氏と謀て曰く、今や朝鮮に対するの事を為すは時機の到れるなり」と語つ

ているが、外に事を構えることによつて、内をまとめようとする意図も考えられないことはない。

さらに、大隈重信が

「進まんと欲して進むべからず、退かんと欲して退くべからず、然も亦依然として其地位に立つは更に心苦しきあり、流石の西郷も殆んど失望落胆の極に沈み、全く人事を抛ちて世を遁れんとの意を決するに至りしが、図らずも対韓問題の勃興するあり（中略）彼は千繞万繚の重困中に一条の血路を開き得たる思を為し、扱こそ熱心に問罪使を發せんことを主張し且自ら其任に当らんことを切望したるなり」と話していることは、注目すべきことである。

鹿児島に帰れば、旧主君久光に「家臣のくせに自分よりも上の位についた」と毒づかれ、まるで革命分子のボス扱いされ、東京に出れば、成り上り官吏たちの鼻もちならぬ姿態に接し、福沢諭吉が丁丑公論に指摘するように文明の素地が無くて近代国家に対する見透しはつかず、剩あまつさえ山県有朋に言いくるめられて徴兵令を承諾して桐野たちからつきあげられ、大隈が言うように、進退極まった心境に追いこまれていたのが西郷ではなかったかと思う。新しい官僚として進むことはできず、この世から消されていく日本の武士に、（あるいは圭室氏が説くように薩摩の武士に）一生を托す方法を考案したのかも知れない。

かくて征韓論は破れ、西郷に続いて鹿児島出身の軍人官人は鹿児島に帰国してしまつた。

**西南の役**——明治六年（一〇一年）——陸軍大将参議・御一新第一の功臣西郷隆盛はじめ、板垣退助・副島種臣・江藤新平等が同時に政府の要職をやめたのだから、ただ事ですむはずはない。

世の中は変わりつつあつた。將軍は天皇に変わり、江戸は東京となり、チョン曲げはザンギリや総髪・半

髪頭に、二本刀は無用のものとなり、武士の專業であつた兵隊に百姓たちも採用されることになった。最も変わり方の激しかったのは武士であつた。巡査や役場の吏員、あるいは学校の教師の職にありつけた者はよいが、失業した武士の数はおびただしかった。幕府を倒す作業には、武士は生命をかけて動員された。―封建社会における武士の当然の義務ではあつたが―

しかし、幕府を倒してみると、武士は不要なものになりはじめた。生命の綱とたのむ家禄までも取りあげられ始めると、薩摩・長州・土佐などいわゆる雄藩の旧藩士たちは、新政府の役人になり、肩で風を切つて歩くのにひきかえ、つてがないので職にもありつけない旧武士たちが、不平をかこつのも当然であつたろう。明治七年（一八七四）二月の佐賀の乱、九年の神風連や秋月・萩の乱、最後に十年の西南役などは、その表われであつた。旧武士たちが、武器を手にして、政府に対して行なつた反抗であつた。

佐賀の乱  
神風の連  
萩の乱

民選議員設  
立建白

**政党結成**―明治十一年―十五年―明治七年一月板垣退助たちが、民選議院設立建白書を提出したのも、政府に対する抵抗の一つであつた。この運動の当初においては、旧武士たちが武器を言論に変えただけに過ぎない色彩が濃厚であつたが、時が立つにつれて、「人は生まれながらにして平等である」などと、自由と平等を求め、政府の専制性や藩閥性を攻撃するようになり、近代国家への政治運動となつた。

―明治十三年（一八八〇）には国会期成同盟に発展して、翌十四年十月、国会開設を約束する詔勅をかちとり、自由党が結成され、続いて立憲改進黨や立憲帝政党も誕生した。この間八年の年月を要した。世にこれを自由民権運動と称しているが、運動の内容に変遷があつたことは先述の通りであるが、政府の対応のし方にも変化があつた。

国会期成同  
盟開設詔  
勅

大阪會議

暫時立憲國家  
體制詔書  
新聞紙條例  
讒謗律  
集會條例

自由黨

立憲改進黨

立憲帝政黨

明治七年時の政府の中心人物は大久保利通であったが、大久保は民選議院設立建白は、つまらない運動であつて外国人も笑つてゐると、税所篤と五代友厚宛の手紙に書き留めて一笑に付している。たまたま台湾出兵のことが起こつて、木戸孝允が大久保と意見が合わないで政府の職をやめて山口に歸つてしまつた。もともと薩摩・長州・土佐が手をとりあつて作つた政府であるのに、薩摩の西郷が去り、土佐の板垣が去り、今また長州の木戸が去つた時点は、新しい明治政府の危機といわざるを得なかつた。さすがの大久保も困つて、詫びを入れて明治八年の大阪會議となつた。

會議の結果、木戸・大久保・板垣の妥協ができがあり、漸次立憲國家体制をつくることを詔書で約束せざるを得なかつた。といつても政府は手放しでこの運動を認めたのではなく、新聞紙條例や讒謗律を明治八年に、十三年には集會條例を作つて、いつでも弾圧できる準備を忘れなかつたのである。

ともあれ、十四年の詔書で国会開設の見通しがついたので、これに対処するため、土佐の板垣退助は後藤象二郎や中島信行たちとブルジョア民主主義を標榜して十月自由黨を結成した。肥前の大隈重信は肥前代表として政府には入つたが、明治十四年参議大藏卿の時、薩摩出身の黒田清隆と五代友厚との間に引きさられた北海道開拓使官有物払い下げ事件に反対し、国会早期開會と政黨政治を建議して、参議をやめさせられたが、十五年四月中小資本家や地主・知識者層を背景として、矢野文雄や犬養毅らと立憲改進黨を結成した。自由黨・改進黨が反政府論を旗印にかかぐれば、福地源一郎は七月立憲帝政黨を結成して政府擁護に立ち上がった。

自由黨解黨——明治十六年〜十八年——人間の社会が古い衣を脱いで新しい着物に着変えるということとはむ

団々珍聞

明治十四・十五年は、自由民権運動の頂点であり、各所で演説会が催され、けんけんごうごう政治を論じ、専制を難し、自由を讃<sup>た</sup>うれば、これを妨止しようとする警察官との争いが渦を巻き、団々珍聞をはじめ新聞雑誌が書きたてれば、政府は条例を振りかざしてこれに立ち向かう有様は、正に百花りようらん言論の

花ざかりの観を呈していた。

板垣遭難

十五年（一八八二）七月、岐阜で板垣退助が刺さ

板垣洋行



自由党演説会

府の積極的な工作があったことは否めないが、同時に、分裂させられる弱さが、これらの運動の中に潜在もしていたのである。「自由党史」がたびたび評すように、集まる者たちは縮紳武弁慷慨<sup>しんしんぶべんこうがい</sup>の士たちだけであり、運動の根は国民の中に広くも深くもおろされてはいなかったからである。

福島事件

板垣退助と後藤象二郎が洋行した月の末には、福島事件が起こった。鹿児島出身の三島通庸<sup>みしまちゆう</sup>が福島県令、県会議長は自由党の河野広中<sup>こうのひろなか</sup>で、県令の三島が土木工事を農民に強制したことに端を発して、農民の大量検

挙にまで発展した事件であった。おかげで三島は、団々珍聞から鬼県令の悪名をちようだいたした。

国会図書館に「三島通庸三県道路改修抄図」がある。広重の「東海道五十三次図」を見るようなきれいな絵帖で、山形・福島・栃木県にわたって道路や橋などが描かれている。

その序に

「三島君は山形・福島・栃木県に命じて、道路を修築し運輸を便にして、物産を興隆させ風気を開通させた。在任前後十年にわたって険を平らにし隘を開いた数は限りなく、その新しくつくったものは橋やトンネルから庁舎に及んでゐる云々」

その跋ばつには

「道路を修め、山を削り巖石をうがって、谷を埋めて道となし、大きな沼や川には橋をかけ、絶壁には柵をするなど、旅をするにも物を運ぶにも便利になった。人民たちは三島君の徳を謳歌して神様のように敬愛している云々」

と書いてある。序は重野安繹やすつぐ、跋は岡千刃とともに明治十八年十二月の日付である。

三島は都城地頭時代から土木開業に力を注いだ人で、大久保利通門下の優等生の一人である。自由民権派からは鬼と恐れられた半面、開業の恩人と感じる人もいたのである。また福島の有名な桜んぼうは、三島が知事官舎の庭に植えたのがその元祖であったと贅ぜいえている。椋鳩十りょうたう氏説。

大久保は征韓論者から仇と憎まれ、三島は民権論者から鬼と嫌がられた。しかし、大久保も三島も明治政府には欠くことのできない存在であった。世の転換期における人物の評価は難しいことを感じさせる。

自由党解党

この事件を初めに、十六年の高田事件、十七年の加波山事件かばさん、秩父事件などの騒動となり、警察と軍隊の出動で鎮められたが、自由党も収拾がつかなくなり、十七年（二八八四）十月二十九日、自由党解党を宣言した。明治二十年条約改正をめぐつて、三大事件建白運動で、反政府運動が再燃するかにみえたが、保安条例で六〇〇人も運動家たちが東京から追い払われて、自由民権運動は姿を消すことになった。

憲法準備

**太政官廃止**—明治十八年～二十年 明治十三年国会期成運動が全国的に広がってきたので、天皇は元老院に憲法案の作成を命じたが、岩倉具視の反対にあつて日の目を見ることはできなかった。本格的な憲法準備は、明治十五年伊藤博文が渡欧した時に始まる。伊藤の帰朝後、明治十七年三月憲法制定制度取調局を設置して憲法作成にとりかかった。七月には華族令を發布した。

華族令

明治二年版籍奉還の実施と同時に、公卿と藩主を華族と称するようになったが、この華族令による華族はそれとは異なる。公侯伯子男の五段階に分かれ、公卿や旧藩主たちばかりでなく、明治維新の功臣もこれに加えられ、後の貴族院はほとんどこの華族たちによって構成されたのであるから、華族令は明治政府の藩屏はんぺいを用意したといえる。

鹿兒島出身で授爵されたおもな者は次の通りであった。

公爵 島津久光・島津忠義

侯爵 大久保利和

伯爵 黒田清隆・寺島宗則・西郷従道・川村純義・松方正義・大山巖

子爵 島津忠亮・高島鞆之助・樺山資紀・野津道貫・仁礼景範



明治十八年（一八八五）十二月、明治元年に太宝令に拠って再興した太政官制度を廃して内閣制度を設け

た。



森有礼誕生地（春日町）

ここに、王政復古の大号令で打ち出された神武創業に基づく復古性が、制度の形の面で改められ、国会開設に対処する行政府の強化がはかられ、伊藤博文が初代総理大臣、（鹿児島）の森有礼は文部大臣）の内閣制度ができあがった。やがて、明治二十一年（一八八八）に市制町村制の施行が、翌二十二年には大日本帝国憲法が發布されたのである。

## II 文明開化

文化を文明開化という視点からみていこう。「半髪頭をたたいてみれば、因循姑息の音がする。惣髪頭をたたいてみれば、王政復古の音がする。ジャンギリ頭をたたいてみれば、文明開化の音がする」とは、明治初期の世相をよく物語っている。

牛鍋屋でスキヤキをつつきながら文明開化にひたり、女学生が男袴はかまをはくのはまだしも、断髪とせられたなどは、明治人の新しいものを何でもかじろうとする心意気を、痛いほど感じさせる。

「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」とうち鳴らした福沢諭吉の文明開化の鐘の音は、津々浦々に響き渡った。その著「学問のすすめ」は、またたく間に売り切れの盛況であった。西郷隆盛も明



安愚樂鍋と開化鍋と稱した牛肉食い

治七年鹿兒島からの手紙に、「福沢の書いた本は非常に  
い本だ、ゆつくり読みたいと思う」と書いている。西郷を  
高く評価していた福沢が「丁丑記」で、西郷がもう少し文  
明を身につけていたらと惜しんでいるが、西郷はゆつくり  
福沢の書を読むことができなかったのではなからうか。

明治六年にアメリカから帰って来た森有礼が、福沢諭吉  
たちと文化活動を行なったのが明六社で、明六雑誌はその  
機関紙であった。明治時代を風靡した哲学の西周・法学の  
津田真道・教育の中村正直などがその同人であった。

明治二年新聞紙刊行が許可されると、同年の横浜新聞を  
皮切りに日刊新聞も発行され、明治十年には、日日・報知・  
朝野・毎日・暁の五大新聞が出そろう、記事も政治を主と  
していたものから報道を第一とする新聞に成長した。

明治二年十二月には東京・横浜間に電信が開通して以来、近代的交通通信も開け始めた。東京で人力車製  
造許可があつたのが明治三年、明治四年には郵便規則が制定されて、東京・大阪間に郵便所が設けられて郵

便が実施された。(郵便ハガキ・封囊のうが売り出されたのは明治六年) 明治五年には横浜・品川間に岡蒸気が走りだした。



明治5・6年頃の東京風俗

生活様式の変化は、明治三年に庶民も姓を名乗ることができるようになり、四年東京で外国人を雇って本格的な靴造りが始まり、洋風の散髪所が現われ、断髪令で帽子が流行した。また、穢多非人という平民以下の呼び名を廃すると同時に、農工商の区別もなくなり、華族・士族・平民に再編成された。

明治五年八月には学制が發布されて学校が庶民にも解放され、十一月九日太陽暦を採用して明治五年十二月三日を明治六年一月一日に定めて、月の生活から太陽の生活に変わった。明治六年には、平安時代から庶民がなじんできた五節句が廃止されて、新しく紀元節などの八祝日が設けられ、天皇も断髪した。ただ信仰では、祭政一致という政府の方針で、明治元年出された神仏混淆禁止令が、廃仏毀釈きせきの形で多くの地方で受けとられ、奈良の五重塔が競売に付され三〇〇円で古金屋に落札されるなどの姿もみられたし、明治二年にはキリシタン邪宗禁止令が出され、浦上の信徒四〇〇〇人余が捕えられて、各藩に分

けあずけられ、諸外国使臣たちの抗議に会って、明治六年に長崎に帰った騒ぎなどもあった。

### Ⅲ 資本主義への歩み

嘉永六年（一八五三）ペリーが浦賀に来て以来、日本は開国せざるを得なかったのであるが、これは「ペリー」を「欧米の資本主義」におきかえてもよい。すなわち、イギリス・アメリカ・フランスをはじめ、東洋に進出していた諸外国は、すべて資本主義生産品の販売を東洋市場で競争していたのである。

日本は開国した以上これらの資本主義競争場にまきこまれたのであるから、資本主義生産を身につけなければならなかった。そうでなければ、これらの資本主義諸国の植民地にされる危険があった。清国はそのよい例であった。しかし、日本は天保のころから、封建社会の生産様式が崩れる兆候が見えはじめたとはいながら、明治元年の段階では、資本主義生産を始める程にはまだ到達していなかった。であるから「一日でも早く、資本主義生産をしなければならぬ」という政府の要求は、いろんな無理をしなければならなかったのである。

#### 工 部 省

#### 富岡工場

**工場払い下げ** 鉱山・鉄道・電信・土木・造船・製鉄業等、百工奨励のため設けられたのが工部省で、明治三年閏十月である。近代産業の基礎ができていなかった日本のことから、政府が官営の形で産業開発をすすめなければならなかった。たとえば富岡の製糸工場の如きは、明治三年フランスから技師を雇って、建築材料や機械を輸入して、明治五年から操業を始めた。明治九年までに、土族出身の女工二〇〇〇名を養成した。これは典型的なものだった。富岡工場は新しく作ったのだけれども、鉱山や造船所などは旧幕府や旧

藩の所有であったものを、接収して政府が経営していた。

官営工場払い下げ  
しかし、その官営経営には損失が多く、十二・三年になると、軍事関係の産業部門を除いて、ほとんど民間に払い下げて、保護育成することに国策の方針がきりかわったので、安価で払い下げを受けた民間産業が急激に発展し始めた。

国立銀行条  
金融機関も、明治二年に設けた為替会社を明治五年国立銀行条例で改め、東京・横浜・大阪・新潟に国立銀行が設立され、九年条例が改正されてから各地に銀行が誕生して、十二年には一五三行に達した。明治十五年日本銀行が兌換銀行券発行の中央銀行として成立すると、これらの国立銀行は普通銀行に変わっていった。

地租改正と秩禄処分 資本主義生産を行なうためには、民間にも資本が蓄積されなければならないが、それに役立ったのが地租改正と秩禄処分ちゅうろくであった。

地租改正 明治六年七月の地租改正条例によって、地価課税、三%定率、金納、土地所有者納税という近代的租税の形が成立して、江戸時代の生産物地代が姿を消すきっかけとなった。小作料は従来通り生産物地代のまま残されたし、税率の三%は江戸時代と変わらない重率であった点などは、完全に近代租税とはいえない内容であるが、貨幣経済の進展、それがやがては資本の蓄積に貢献したことは否めない。

秩禄公債  
また、旧武士は士族と改められたが、家禄は存続されていた。明治六年家禄賞典禄を奉還した士族に事業資金として与えられたのが秩禄公債で、秩禄の四〜六年分を現金と公債半々で支給された。その人員九万五〇〇〇人、現金一九三〇万円に達した。明治八年には金禄に改め、九年金禄公債発行条例を制定して秩禄を

処分した。その人員三二万三〇〇〇人、公債一億七三〇〇万円、現金七三万円で、士族一人平均五五〇円であった。平均五五〇円は、当時の米価一石当たり五く六円であったから、相当な金額といわなければならない。

これらの公債または現金が全国にばらまかれたことは、資本の蓄積に大きな影響を与えないはずはない。政府は成立以来、歳出の三〇%を占めていた厄介な荷物をやつと肩からおろすことができた。といって突き放すこともできず、授産興業のめんどろをみなければならなかった。地租改正と秩禄処分ではらまかれた金が、明治十三・四年の工場払い下げ、西南戦役後のインフレ整理など一連の松方財政によってゆすぶられ、資本主義生産の準備が、おもに政商的資本家たちによって進められていった。

以上、明治初期二〇年間の日本の歩みを、鹿児島市史に関係のある面だけをとりあげながら略述した。この概観と鹿児島市の歩みがどのようにつながるのか、年月的にはどのようなおくれとずれがあるのかなどを以下さぐることにする。

## 第二章 鹿児島市の近代化

明治元年から明治二十一年までの二〇年間の鹿児島市の歴史を、明治十年の西南の役を境として、前後二期に分けて考えることができる。

前期は討幕の戦の余燼よじんがなおくすぶっていた時期であり、後期は西南の役の戦災からやつと立ち上がり、日本の歩みを追いかけていく一〇年間であったということが出来るからである。

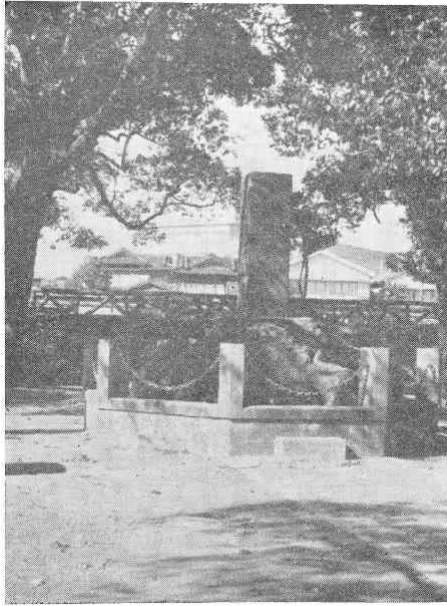
## I 前 期

凱旋兵士鹿兒島に帰る 大久保利通は、明治元年正月三日（鳥羽・伏見の戦いが始まった日）岩倉具視に次のような意見を書いた。

「去る九日（十二月九日）朝廷は大変革を発表されたが、既に二つ失敗された。そのためにこの度の大事

業が十中七・八は不成功になるのではないかと歎息涕泣しております。時も時、三つめの失敗をなさろうとしています。この第三の失敗をいたしますと、完全に元も子も無くなりすべては水泡に帰することになりそうです。

（中略）これを救う道は唯一つ、勤皇の諸藩が武器をもって立ち上がるだけです。京都におる大名たち、中でも議定職にある者やその下にいる参与たちも、平穩無事を口実に雷同しようとしている者ばかりである。いま討幕



大久保利通誕生地（加治屋町）

の戦いを起こす覚悟さえ朝廷がなさるなら、諸大名たちも黒白をはつきりさせざるを得なくなるでしょう。（中略）また、徳川氏は諸外国に示した声明書の中で、罪は徳川には無く、薩摩と長州にあると言っ

ているが、まことに捨ておくことのできない大事件であります（下略）」と。（ ）（ ）は筆者注）  
朝廷貴族たちの弱腰を叱りつけ、奮起を促したのである。

十二月九日の王政復古の諭告以来、最後の巻き返しを企てていた慶喜は、ついに会津桑名の兵を背景に、薩長に対する反撃を始めた。討薩表を発表し、薩藩の罪を世に訴えたのである。

討薩表では「九日（十二月九日―筆者注）以来の事件は、朝廷の真意ではなくて、島津の奸臣どもの陰謀によるものである」ときめつけ、薩藩の罪状として、「十二月九日の挙は、衆議を尽してもいけないし、幼帝を侮る私論であった。朝廷の貴族を勝手に黜陟した。浪人どもを集めて、江戸で強盗や放火をさせた」など五か条をあげている。

かくて、薩摩と幕府は激突した。これが鳥羽・伏見の戦であった。

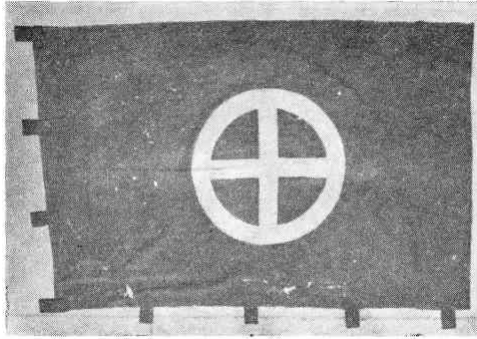
幕府軍は敗走し、朝廷の討幕軍がくり出された。

西郷隆盛が東征大総督府参謀になったのを初め、伊地知正治が東北道先鋒総督府参謀兼奥羽追討白河口総督府参謀、奥羽征討越後口総督府参謀機務参与吉井友実、奥羽鎮撫総督府参謀大山綱良、奥羽鎮撫総督府参謀添役和田正彦、会津征討軍事監中村半次郎、東海道先鋒総督府参謀海江田信義、奥羽追討平潟口総督府参謀堀直太郎、奥羽征討越後口総督府参謀青森口総督府参謀黒田清隆等々書きならべたら限りは無い。政府は軍隊を持っていないのだから、薩摩・長州・土佐などが軍隊の供給地であった。「鹿兒島百年」によれば、当時の軍隊の一小隊というのは、幹部九人、戦兵八〇人、太鼓二人、ラッパ一人、医師二人（以上士分）、夫卒二四人、ほかに火薬運び人を加えて総勢一三四人で編成されていた。各部隊の半隊長以上の幹部は鹿兒島



招魂社

城下士が勤め、城下で編成された二五小隊が薩藩軍の中核隊となったとのことである。外城の郷士たちは五両の準備金を用意しないと採用されなかったり、三人兄弟なら二人までしか採用されないという、応募者大繁盛だったらしいが、城下士は優先されただけでなく、中心であったから、城下士はほとんど動員されたこととなる。動員された兵たちは鹿児島島で訓練を受けて、鹿児島港から英船で出発した。



戊辰役の軍旗 (尚古集成館所蔵)



戊辰後使用の旗 (尚古集成館所蔵)

城下在住の武士は出陣の準備

で忙しく、外城から集められた

武士たちは部隊訓練に追われ、

港は次々に送られる兵士の船出

で騒がしい姿が明治元年の鹿児島

島の明け暮れであった。十一月

から凱旋兵が帰還し始めた。

朝廷から鳥羽・伏見の戦死者

の祭祀用として五〇〇円を下賜

されたのは一月だったが、七月

六日松原神社隣に招魂社を建て

現在の護国神社の前身である。

死者の霊を祭り二月十日には山下町照国神社傍に移し靖献霊社と称した。現在の護国神社の前身である。戊辰戦争戦死者四七〇人余、江戸藩邸殉難者三四人の遺族には一五〇俵以下扶持米を三〇年〜一五年間支給

出陣兵士

し、重傷者七九人に一世限り扶持米四〇俵以下を、病死者四二人に一時賜金七〇両以下を、明治二年十一月に支給された。戦死者の家に与えられた文書の一例を左にかがげる。

一、御扶持米四拾俵

但三拾ヶ年限

丸田 助四郎

本文軍務局より親類

御用ニ而致承知候事

右者此春以来鳥羽伏見奥羽北越其他諸道江致出兵為王事抽忠節及奮戰賊巢ヲ屠速ニ齋成功隨而御藩威も相立実ニ定難之功不少候処終ニ遂戦死千歳武夫之龟鑑与可相成別而御感之至候就親子兄弟之情不慙ニ被思召候付等級ニ応シ本行之通被下置候

右可申渡旨軍務局總裁江申渡可承向江も可申渡候

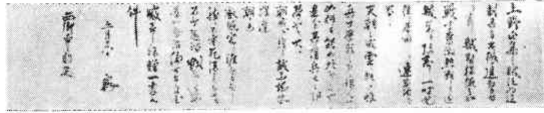
明治二年己十一月十一日

知政所

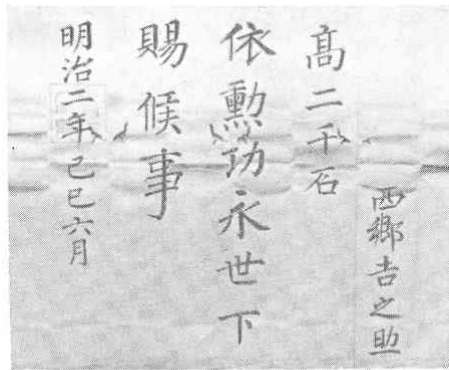
一方生存者に対しては、明治二年西郷隆盛が正三位、永世祿二〇〇〇石という家臣第一位の賞典を下賜されたのを初めに、伊地知・吉井・大山等々が賞典を与えられた。戦死・戦傷・凱旋・恩賞を悲喜こもこも迎えたのが明治二年の鹿兒島であった。

御一新の戦争で弾丸の下をくぐって生きながらえて帰った兵士たちの心の中には、新しい時代の芽が萌し出してきた。というのは、凱旋兵士たちは、藩知政所にくすぶっている門閥を打破する要求を訴え始めたの

藩政改革



西郷吉之助宛文書（西郷吉之助氏所蔵）



西郷吉之助辞令（西郷吉之助氏所蔵）

である。鹿児島島の城下では、川村純義や野津鎮雄などが中心になって運動を起こし、城下よりむしろ加治木の動きは激しく、大久保利通・吉井友実・西郷隆盛などは急ぎ鹿児島島に帰り、これを静めなければならぬ程であった。そして凱旋兵士たちの希望はかなえられた。

明治二年二月十八日、島津忠義は、

「今日に至り、旧格（なまじ）に泥み閥閥を唱える弊風を除かなければ、朝廷に対して申し訳がないから、そのような心得違いをしないように」と声明して、新しく改革された首脳機関の参政には、伊地知正治・桂久武・橋口彦二・大迫貞清・伊集院兼寛・西郷隆盛など、凱旋者たちが任命された。実力者は桂久武で

西郷隆盛は後ろで大きい目を光らせていたようである。

薩摩の下級武士たちは、戦後やと門閥をこわがらなくなって、ついに追いつくことができたのである。実際に、島津久光の命令には従わないことはあっても、西郷隆盛の命令に背くことはなくなったのだ。

知政所

**県庁所在地鹿兒島** 明治政府が地方政治に関して、藩治職制を発表したのは明治元年十月であった。鹿兒島では前述のように、凱旋兵士たちの要求を機会に、明治二年二月藩治職制を実施し、知政所において、執政・参政・公議人の三職（執政は欠）と軍務・会計・内務・監察・糺明の五局をおいた。職員数合計三一四九人であった。ここに、七七万石大名島津の城下から、鹿兒島藩知政所の所在地鹿兒島に生まれ変わったのである。

薩摩・長州・土佐・肥前の四藩主たちが、版籍奉還を願い出たのは一月であったが、鹿兒島藩では小松帯刀たてわきが、私領地を返上して一所持の家格もお返ししようと思い出た。小松にならってほかの門閥諸家たちも同じように申し出た。（注二）

六月に島津忠義（二月十六日島津茂久は忠義と改めた。茂久の茂の字は、一四代將軍の家茂もちの茂で、將軍の側から考えれば將軍の威光を広める意味があり、大名の側からみれば將軍様にあやかる意味で、名の一字をもらうことは光榮であるとして、江戸時代を通じて行なわれた慣習であった。新しい世の中になったので、將軍とのゆかりを取り払ったのであろう）は、明治二年六月鹿兒島藩知藩事に任命され華族と称されるようになり版籍は奉還された。要用記録は次の如く記録している。

島津宰相

鹿兒島藩知事被仰付候事

明治二年己六月（太政官朱印）

島津宰相

今般版籍奉還之儀ニ付深時勢ヲ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>察広ク公義ヲ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>採政令掃一之思召<sub>レ</sub>ヲ以テ言上之通被<sub>レ</sub>聞食<sub>レ</sub>候事

六月 行政官

官武一途上下協同之思召<sub>レ</sub>ヲ以<sub>レ</sub>自今公卿諸侯之稱被<sub>レ</sub>廢改テ華族ト可<sub>レ</sub>稱旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候事

但官位者可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>是迄之通事

六月 行政官

薩摩の武士は、城下士と外城郷士とに分かれ、両武士はひどく差別されていた。国の方針で武士の家格が無くなりすべて士族と称することになると、藩も武士の家格は無くしたけれども、城下士と郷士との区別をその呼び名で残した。要用記録によれば左の通りで、城下士は鹿児島士族と称し、外城郷士は〇〇方士族と称したのである。

一、御一門方以下無格之面々并諸士ニ至迄家格名目都而被<sub>レ</sub>廢從朝廷被<sub>レ</sub>仰出候通士族与名目被<sub>レ</sub>相定(略)

一、諸郷衆中之儀も士族与名目被<sub>レ</sub>相定左候而御城下ハ鹿児島士族諸郷は何方士族与可<sub>レ</sub>相唱候

島津の姓を名乗ることを許された者が多かったが(前述の島津茂久の茂と同じで、藩主島津氏と家来との間の関係)、血のつながりのある者だけに限定し、ほかは元の姓に復させた。また、御一門以下で身分の高い者は、居屋敷と下屋敷を持つことが許されていたのを、居屋敷だけにして下屋敷は士族に相対で譲渡させられた。

要用記録に

1 諸郷衆中のごと

第二章 鹿児島島の近代化

郷士・城下士の待遇差を除く

御城下士と同様に追々御手厚く取扱われるようになったので、一同御太刀進上にて初めての御目見え仰せ付けられるはずであるけれども、遠路だから御巡見などの節御目通が仰せ付けられるであろう。(略)

己巳(明治二年)五月 知政所

附衆中廃止

2 大身分や寄合・小番家筋には附衆つけを派遣してきたが、今般の御軍政改定で、外城の士気を勉励することになったので、今後は廃止する。(略)

己巳 五月 知政所

噺・与頭・横目廃止

3 この節職制が改められたので、諸郷は軍政を布くことになったから噺あつかい・与頭くみがしら・横目よこめなどの職名は廃止になり、分隊長以上の役々が御城下同様に任命されることになった。(略)

六月(明治二年) 知政所

島津姓廃止

4 島津の御称号を拝領している面々のうち、御直分れは当分の通りとして、其外は小名または本姓を名乗る可し。

下屋敷相對讓渡

5 本御一門以下、居屋敷までにて、下屋敷は相持つことを許さないから、士族に相對にて讓り渡す可し。  
6 少将様(島津忠義)は此度鹿児島藩知事を命ぜられた。藩内の御変革については別紙のように書類で指令があつたから、それぞれの役々へ洩れないように申し渡す可し。

八月 知政所

と書かれているから、六月に知藩事が任命され、八月までには大かたの改革が行なわれたと考えられる。

この改革で、地方行政機構では、江戸時代に藩内各郷に置かれていた「噺・与頭・横目」などの三役を廃

して、小隊長・分隊長・半隊長をおいて軍組織に改めた。隊員は十八歳から三五歳までの旧武士で編成して、一小隊を九〇名とする常備隊とし、常備隊には入れなかつた者は予備隊とした。明治三年現在で、歩兵一三一小隊で総員一万四〇〇〇名をかぞえた。

凱旋兵士たちの收拾策を兼ねたものではあつたらうが、新しい時代に即応するものとは考え難く、やがては西南役へつながる危険性さえ内包していると考えられる。

鹿児島城下の大隊長に任命されたのは、中村半次郎・篠原国幹・川村純義・野津鎮雄・種子田政明。樺山資紀・田原明章など錚々たる面々であつた。

明治三年十二月、勅使岩倉具視が、大久保利通・川村純義・山県有朋らを従えて鹿児島を訪れた。用件は、廃藩置県に関する準備工作で、前もつて有力な藩知事たちの一人島津忠義（実権は後見役の実父島津久光がにぎつていたので、この場合も実際は久光を説得に来た）の了解を得ておきたかつたし、西郷隆盛を東京にひっぱり出したかつたのであつた。

この時のようすを、二・三の史料で物語らせよう。

#### 1 鹿児島県史

岩倉具視は勅使として、大久保利通・山県有朋・川村純義を従へて十八日鹿児島に到着した。岩倉は所労のため暫く旅館に引籠っていたが、その間大久保利通等は、西郷以下の藩重職と会談を遂げ、西郷は喜んで奮起を約し、桂久武以下の藩要路も一藩を挙げて極力政府の改革支持を誓い、ここに当時世上の一部に流布されてゐた薩藩の態度に対する疑惑は全く払拭されたのである。二十三日正式に勅使は城内本丸に臨

岩倉勅使来  
鹿

薩摩への疑  
惑

み、久光病氣により代理忠義に対して勅書及び恩賜品を授け、更に久光の上京に当っては、必ず西郷大参事を随従せしむべしとの意を付言せる演説書を手交した。(Ⅲ六八九頁：は筆者注)

2 大久保利通日記

二月二十四日 (明治三年) 二丸江出殿両公江拜謁(略) 世上流布の御作一条相伺い候処、段々御激論に相成り、十分御真意を拝承いたし候。つまり門閥の一条(凱旋兵士が要求して、門閥を藩の政治から追いだした事)などはとてもこのままではおさまるまいと御不平のようすで、実に驚き入った次第である。愚存の程は、御氣に触ろうが構わずに曲直を明らかにし、名分を正して申し上げた。しかし、口にするのも嫌な御言葉もおっしゃったので、やむを得ず退去した。嗚呼、今日の事は何の因縁であろうか、思いもかけない事であった。熟考して、いろいろと論を尽して申し上げたけれども、ただただ云々と逃げことばだけで、さじを投げざるを得なかった(略)

十二月十八日 鹿兒島着船

全 二十日 二丸公御所<sup>、</sup>勞のため猶予の願があつた。

全 二十二日 此の上は二丸公の承諾の有無のみにかかわる。

全 二十五日 二丸公が御礼のために勅使の旅館に来られ、来春中には上京なさることを承諾された。

全 二十六日 昼すぎ西郷氏来訪。二丸公に伺ったところ、少々曖昧なようすがあつたらしい。

3 島津久光公実記

十二月十八日 勅使岩倉大納言大阪より鹿兒島に来る。公は病氣で出ることができなかつた。それで忠



義公が代って受けた、

十二月二十四日 公は病気をしておして勅使の旅館に行つて、お礼を述べ命令を受けられた。また、公は病気がなおるのを待つて明春朝覲きんするが、まず西郷大参事を出発させることを述べられた。

以上でわかるように、世上では島津久光が廢藩置県に関して反対らしいという噂うわさが流れていたらしく、そのためにわざわざ勅使を派遣したのである。勅使の第一のねらいは西郷引き出しにあったのだから、西郷ざらいの久光が気分を害して勅使に病と称して会わなかつたと説く人もあるが、それもあつたらうが、大久保日記に示されているように、凱旋兵士の藩政改革運動以来の改革や廢藩置県に対して、久光は賛成ではなかつたようである。したがつて、病と称して勅使に会うのを避けているが、本音は廢藩置県のことを聞きたくなかつたので、口実を設けて会うことを延ばしたのではなからうかと察せられる。勅使が鹿児島を派遣した後、久光は花火をうち上げて鬱憤晴らしをしたり、海江田信義を西郷と大久保を殺すために東京に派遣したなどのうわさはこれを裏付けするようである。しかし、諸藩の中には幕末からそうであつたが、明治の世に変わつてからは戊辰戦争のせいもあつて、財政が非常に苦しくなつたものが多くなつていた。言い換えれば、藩として独立することがむずかしくなつていたのである。かたがた明治政府は中央集権を急いでいたので、久光も反対はできなかつた。

## 廢藩置県

明治四年二月、政府は鹿児島・山口・高知に要請して、兵を親兵として東京に上らせ、（鹿児島からは、歩兵四大隊・砲兵四隊）七月廢藩置県を断行した。

かくて鹿児島藩は鹿児島県となり、藩知事島津忠義は免職されて東京に居住させられ、かつて三六石取り

の茶坊主であった大山綱良が、鹿児島県参事に任命されて、県の政治を司ることになった。一連の布告を、要用記録によつてあげれば次の通りである。

1 明治四年辛未七月

藩ヲ廢シ県ヲ置カレ候事

太政官

島津免官

2 鹿児島藩

知事 島津忠義

免本官

辛未七月

太政官

3 今般藩ヲ廢シ県ヲ置カレ候ニ付テハ、追テ御沙汰マデハ大参事以下コレマデ通り事務取扱イタスベキ事

辛未七月

太政官

県名鹿児島

4 藩ヲ廢シ県ヲ置カセラレ候ニ付テハ、県名ハドノヨウニ心得タラ宜シイデシヨウカ。オ伺イイタシマス。  
七月十四日

右ノ通り伺イマシタ処、上野官掌ヲ以テ、旧藩名ヲ県ニカエテ称スルヨウニトノ達シガアッタ。  
右ノ通り明治四年八月御布告ガアッタ。

桂久武

大山参事

5

大山綱良

任鹿兒島県参事

右宣下シ候事

明治四年十一月四日

太政官

右ノ通り宣下ガアツテ、今日命令ガ達シタカラ、向々へ伝エラレタイ。

明治四年十二月二日

鹿兒島県庁

県名

県名はどうしましようかと伺いを出して、鹿兒島県でよろしいと通達を受けているが、県名について明治人らしいユーモラスな経緯が隠されていた。朝廷に味方をした忠勤藩には藩名をそのまま県名として許可している。鹿兒島藩の鹿兒島県を初めに、山口・高知・佐賀・福岡・広島県などである。反朝廷側に立った藩で態度が曖昧あいまいであったものや、敵対した藩は、その藩内の郡名をつけさせたようである。曖昧県では、熊本藩の白川、金沢藩の石川、岩槻藩の埼玉県の如く、朝敵藩では、松江の島根、高松の香川、桑名の三重、名古屋の愛知、水戸の茨城、高崎の群馬、仙台の宮城、盛岡の岩手県などがその例であった。しかし、不平武士を刺激することを恐れて、公表はしなかったようである。「府藩県制史」は、長州の井上馨と薩摩の大久保利通の考えた案だったろうと評している。

ここに鹿兒島県庁の所在地として鹿兒島が誕生したのである。

明治五年二月県庁を旧軍務局跡（現県庁所在地）に移し、県治条例に従って機構改革を行ない、地方には郡制が施行された。郡制によつて鹿兒島は県庁直轄として府下または庁下と称し、上町・下町・西田町の三町に分けられた。

行幸

六月には新しい時代を記念するように行幸があった。行幸はいろいろな意味を含んでいたと思う。鳥羽・伏見の戦・戊辰戦争に戦った薩摩の武士たち、西郷・大久保を初めとして明治政府に活躍する薩摩出身の要人たちが、島津斉彬・久光・忠義と相次ぐ藩主たち、等々に対する謝意もあつたろうし、慰勞の意も含まれていた。

この行幸は、明治天皇の初めての行幸で、明治五年五月二十三日東京を発し、伊勢山田を振り出しに大阪・京都・山口県馬関・長崎・熊本を経て鹿児島に、鹿児島から香川県丸亀・神戸を経て、東京に還幸が七月十二日であつた。尔後、九年に栃木・福島・宮城・岩手・青森と函館、十年に京都・奈良・大阪、十一年に埼玉・長野・新潟・石川・滋賀・京都・岐阜・愛知・静岡、十三年に山梨・愛知・三重・京都、十四年に栃木・宮城・岩手・青森・札幌・秋田・山形、十八年に山口・広島・岡山と、全国の巡幸を完了した。明治維新のありがたさを明治天皇巡幸によつて国民に宣布したのであつた。

行幸記録

鹿児島における行幸の日程についても、要用記録で略述しよう。

六月二十二日 朝五ツ時（八時）前之浜に着艦。主上は馬で分営（鹿児島城内にある熊本鎮台鹿児島第二分営）に入らる。

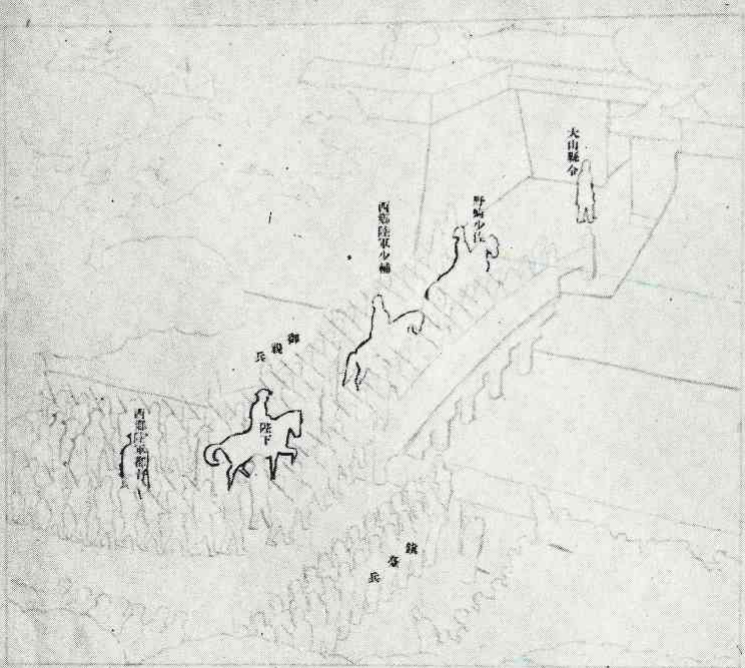
全 二十三日 小学館ならびに県庁、分営兵隊等を<sup>えい</sup>観覧

全 二十四日 台場（砲台）天覽。文久三年（一八六三）薩英戦争同様の訓練をするようにとの要望により、海上九隻の軍艦から空砲をうち、台場からも同じく発砲して、実戦さながらの模様<sup>よう</sup>に御満悦<sup>まんえつ</sup>だつた。焼物所（田之浦）から磯へ行幸、綿器械や大砲製造所等を天覽、七ツ時（四時）過ぎ御還宮、夜は



明治神宮外苑絵画館 壁画（揮毫者 山内多門）





中國西國巡幸鹿兒島著御

明治五年六月十七日太閤<sup>七月</sup>御艦長崎港ヲ發シ、十八日<sup>七月二</sup>百貫  
 石ニ御著艦、小艇ニ船シテ小島ニ抵リ、次イテ熊本ニ幸シ、彈ヲ駐  
 メタマフコト二日、再ビ百貫石ニ出テ、二十二日<sup>七月二</sup>鹿兒島ニ著  
 御、島津氏ノ舊邸ヲ以テ行在所シタマフ。彈ヲ駐メタマフノ間、  
 船形砲臺ニ臨御シテ海陸攻守ノ操練ヲ覽タマヒ、又島津齊彬ノ創設  
 ニ係レル大砲製造所・陶器會社・紡績場ヲ覽タマフ。初メ彈ヲ駐メ  
 タマフコト四日ニシテ御發艦アラセラル、ノ豫定ナリシガ、颯烈風  
 至リ、數日歇マズ、爲ニ御發艦ノ期ヲ緩メタマフコト五日、此ノ間、  
 縣下ノ民、日々邸外練兵場ニ集マリ、相撲又ハ舞踏ヲ演ジ、以テ宸  
 聽ヲ慰メタマツレリ。既ニシテ七月二日<sup>八月</sup>御發艦、九領・兩戸  
 ノ巡幸、實ニ五十日ノ久シキニ及ベリ。此ノ行幸、天皇御年二十一、  
 大ニ視聽ヲ開張シ、鎌倉下民疾苦ノ情ヲ混習アラセラルカ爲ニ  
 シテ、鹵簿簡易ヲ主トシ、天皇ニハ尚御結髮ナリシモ、始メテ新制  
 ノ御洋服ヲ用キ、陸行ニハ御整ヲ發シテ、御馬ニ騎シタマヒ、供奉  
 ノ文武官皆徒歩ニテ扈從セリ。

圖ハ、明治五年六月二十二日、車駕、鹿兒島ニ行幸、彈ヲ行幸  
 所ニ進メタマフノ光景ナリ。

(編輯者 鹿兒島市 探察者 山内重門)

花火を天覧。

全 二十五日 御門下に五〇間四方の囲いをつくつて、猪を入れ犬数匹を放つて猪狩を天覧。

二十五・六日 近在ならびに桜島・加治木あたりから太鼓踊。棒踊などを天覧。二十八・九日ごろまでも踊などを天覧。

七月二日 御乗艦御還幸。

右は明治五年七月であつた。かいびやく開闢以来の珍事であつた。

以上の記録に田之浦から磯まで行幸とあるが、記念すべき行幸道路であつた。従来は鳥越峠を山越えして磯には行つたが、行幸に備えて田之浦―磯間の海岸道路を作り、天皇は馬で行かれたのである。(詳細後述)

#### 六支庁管区制

六年六支庁管区制がしかれて、第一支所が加治木・第二隈之城、第三垂水、第四知覧、第五種子島、第六大島におかれ、鹿児島は吉田・桜島・郡山・伊集院・谷山・重富と共に県庁管轄に入れられた。七年には支庁の下に大区をおくことになり(県下に一〇九大区)、大区には区長がおかれたので、鹿児島には第一・二・三大区がおかれ、区長事務所が築町に設けられた。これがそもその市庁の前身とでもいえよう。

#### 郵便局

官庁として最初に姿を見せたのが郵便局で、明治五年七月大黒町篠原次右衛門方に、郵便取扱所が設けられて郵便事務が始められた。七年二月には県下主要路線の郵便が開通して、鹿児島および近在の諸村は、毎日朝夕二往復となり、各所には郵便切手売下所が設けられ、八年一月には鹿児島郵便局と改められた。

カッツは・明治十四年から二十年まで通信省達公布に使用された鹿児島郵便局の消印であるが、一つは鹿児島、もう一つは鹿児島となっていることに気付く。これには県名にまつわる逸話がある。すなわち、県名は大

体二字にするという標準ができて、一字県は順次整理された。三字県は神奈川県・和歌山県と鹿児島県であ

ったので、二字に縮めることになって、神奈川が金

川、和歌山は弱山に縮め、鹿児島を麿島と節約した

らしい。麿島の字は、古くは延喜式や続日本紀に、

近くは寛政十七年に白尾国柱が麿藩名勝考と使って

いる。

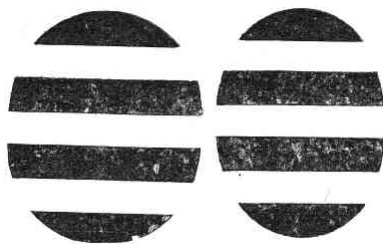
治安関係は、県には軍組織があり常備隊が健在し

ている以上、警察の必要は無かった。次項で詳記す

るように、明治五年常備隊が廃止されてから、警察

が登場する。

## 警 察



鹿 児 島

麿 島

鹿児島郵便局消印

明治六年（明治四年説と五年説があるが）取締組がおかれ、警察屯所を六日町一三番戸（現旭相互銀行裏）に設け、鹿児島士族の中から捕亡（ポリス）を選抜して、警察事務が始まった。明治八年四月警察屯所は警察局と改められ、警察出張所を第一は下町の山之口町六番戸に、第二は上町の川上邸付近に、第三は西田町に置き、捕亡を邏卒と改めた。十二月警察局は鹿児島警察署と改められ、邏卒も警部・巡査と改められた。

明治十年の西南の役で、警察関係者が叛乱軍に変わったので、明治十年七月、県庁内の警察担当の第四課を閉じ、警視庁から約一〇〇〇人の警察隊を派遣して、第一大区第一小区二三番地に警視出張所をおき、第一



屯所を上竜尾町一一番地に、第二屯所を山之口町六番地において駐屯することになり、政府の直轄となった。警視庁が引き揚げたのは明治十一年十月十五日で、西南の役関係の仕事も終わったからで、県に警察課において県の管轄にもどし、第二屯所に鹿児島警察署を創設して、十月十九日に第一回鹿児島県巡査の募集試験が行なわれ、十二年栄町三二番地に庁舎を建設して移転した。ここで初めて本格的警察が誕生したと言えるだろう。

## 消防署

消防署は明治八年、上町・下町・西田町の三か所に、消防会所を設け、盤木をつるして非常の場合これを鳴らして、町民を出動させるしくみで、消防用具としても、差又や水桶などであった。明治十年西南の役が起こると、消防関係者も叛乱軍に加入したので、警視庁警察隊の駐屯出張所長赤木良彦は、西南の役による火災を防ぐため、消防用として、明治八年に警視庁がフランスから購入したポンプを東京から持って来た。西南の役のおかげで西洋式ポンプが、消防用として鹿児島に現われることになったのである。役後明治十一年消防組が設置された。

## 裁判所

裁判関係も同様で、明治八年府県裁判所事務章程が制定され、県令大山綱良が兼任五等判事、権参事田畑常秋が兼任七等判事に任命されたが、明治九年四月十七日鹿児島裁判所が開庁され、兼任判事を解かれ独立するようになった。例によって西南の役で三月長崎上等裁判所に移され、九月加治木の県仮庁舎に、十月には山之口町の県庁仮庁舎に、明治十一年十月山下町二番地に庁舎を建築した。

叙上の如く、鹿児島島の土族の動きと、西南の役を抜きにしては、鹿児島は語れない。

## 親兵

**御親兵基地鹿児島** 戊辰戦争で活躍した鹿児島島の武士たちは、鹿児島島の常備隊に編成されたが、明治二

年四月には東京警衛のため四〇〇人が差し出され、九月には島津忠義の上京に当たって、城下二・三番大隊と一・二番砲隊が随行して政府の徴兵に応じ、翌三年一・四番大隊（九〇人で一小隊、六小隊で一大隊）と三・四砲隊が交代している。明治四年廢藩置県に備えて、歩兵四大隊と砲火四隊が親兵として徴集された。同年八月仙台・東京・大阪・熊本に鎮台が設置されると、鹿児島城内に第二分営として歩兵四小隊がおかれた。

（第二分営は六年十二月七日不審火のために兵営が焼失したので十二月十二日解散された）。

政府は明治五年徴兵令を出して、全国から国民皆兵の徴兵をして新しい軍隊を作ったがそれまでの間は鹿児島・山口・高知県を中心とする諸県に、就中鹿児島県の兵力に依存しなければならなかった。徴兵後といえども東京の近衛隊は鹿児島士族がほとんど採用されていた。また、東京府は明治四年府兵を廢して



大警視川路利良誕生地（皆与志町）

巡 査

て邏卒を三〇〇人おくことになり、後に初代警視總監になった鹿児島島の川路利良は十月鹿児島に帰り、中二〇〇〇人を鹿児島から募集した。これには旧郷土が応募していて、旧城下士対旧外城郷士の対立が、軍隊対警察官の対立におき変えられた争いが、花の東京で繰り広げられた語り草が残されている。このように軍

隊の最も大きな基地が鹿児島だったのである。

軍隊の補給源たり得たのは鹿児島県の行政組織に負う所大であった。凱旋した兵士たちは門閥打破による藩政改革を成功させた後、行政組織を軍隊組織に改め、常備隊と予備隊に士族は再編成されて温存されたのである。江戸時代を通じ郷土制度によって中世的武士団を温存させた薩摩は、新しい明治の世になっても、武士団が生き残ったのである。明治維新の戦いと、明治二年の藩政改革が武士団によって行なわれた鹿児島県では、単に士族支配の再編成に終わってしまったのだらう。

大砲隊 兵器隊 砲台 練兵場 砲台 救助米

明治二年大砲塾が垂水屋敷跡に設けられ、(明治三年に加治木屋敷跡に移転)附土・足輕を以て兵器隊を編成、士族の商業や日雇等の職業につくことを禁止し、明治三年旧垂水・宮之城屋敷を取り払って練兵場を設け、大門口・弁天波止一番・同二番・新波止・祇園洲・調練場に砲台が築かれ、皇軍神社が建てられた。

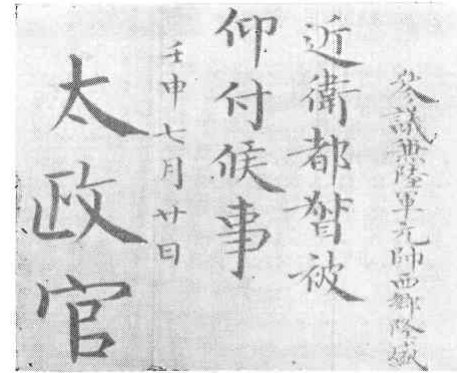
明治四年に高二五石以下の微禄無高の鹿児島士族に対して、一戸当たり救助米を年額三〇俵(六石)を支給し、百姓町人たちがうちかけ襦・高袴・割羽織を着て長脇差などを帯びて、士族と紛らわしい服装を禁止している。没落しようとする士族を軍隊補給基地として保護するようすが示されていると同時に、御一新の世になって、やっと解放されようとしている平民たちの姿もほのかに描かれている。

横山正太郎の死

鹿児島士族横山正太郎は、明治三年七月、「旧幕府の悪弊が暗に新世に移り、昨日は非とせし者が今日かえつて是とす。細かにその条目をあげよう。大臣をまつ先に侈靡驕奢にふけり、上は朝廷を暗誘し下は人民の飢餓を見向きもしないのが第一である。役人たちは外面には虚飾をはり内には名利ばかり考えているのが第二、朝に令し夕には変わり、万民はどうしてよいか解らず迷っているのが第三、(四略)直を尊ばず能

者を尊び廉耻を論じないのが第五、官の為に人を求めないで人の為に官を求めているのが第六、酒食の交わりをおもんじ義理上の交際を軽んずることが第七、外国人との定約がずさんであるのが第八、黜陟の大典がまだ立っていないで賞罰は愛憎によつて行なわれていることが第九、上下こも利ばかりあさっているから国を危くするのが第一〇（略）

と建議書を懐にして、集議院の門前で切腹した。政府は八月に「誤聞もあるようだが、憂国の情はあわれである」と言つて、祭祀料を鹿兒島藩知事に送っているが異例のことである。



西郷隆盛近衛都督の辞令（西郷吉之助氏所蔵）

西郷隆盛は明治五年陸軍元帥と近衛都督を兼ねたが、これには事情があつた。前都督は山県有朋であつたが、政商山城屋に陸軍の大金を横流しして貸した責任を問われて辞職した。その跡始末を仰せつかったのが西郷であつた。当時の政府要人たちの中には、官職の威を笠かさにかき着て目に余る行為をする者が多かつた。新政の何たるかも弁わえまないで要路に立つた役人も多かつたろうことだから、変革期には起おこり得る事だつた。幸いにして鹿兒島の西郷や大久保たちは、金に関しては潔白で、兩人とも貧乏とんで有名であつた。

また廃藩置県や征韓論期を経て、明治政府の姿勢も確立するが、明治三年段階では混沌とんとした時期であつただけに、政府の諸政策も不安定であつた。

これらの事情が横山正太郎をして腹を切らせたのであろう。政府も、鹿児島出身者が多く役についていたということもあるが、胎動期に反政府的空気が広がることを恐れたために祭祀料となったのではあるまいか。明治三年という時点における日本の姿を浮き彫りさせる一石を横山正太郎事件は投じたといえる。

明治四年七月十四日現在の鹿児島県の人口は、平民五六万八六四三人、士族二〇万三七一人で、その比は七四対二六である。全国の場合明治六年の統計であるが、平民三一〇万六五一四人で士族は一八九万五二七八人であつて、士族は総人口の六％に過ぎない。鹿児島県と全国とを比較して考えると、鹿児島県の士族割り合いが、いかに多いかが解る。正しく士族の県であつたから、軍隊補給基地として十分な素地を有していたといえる。これらの士族の中から、明治四年集成館では、砲弾作りに六八三人が、火薬局では三六七人が職工となつて、火薬や硝石を製造していた。集成館は明治五年大砲製造所と改め、火薬局は火巧所と改め、国の造兵司の管轄となり、後に七年海軍省の所管に移され、海軍造船所と称せられるようになった。

軍隊の補給源であつたということは、換言すれば、日本陸海軍の生みの親であつたということでもある。

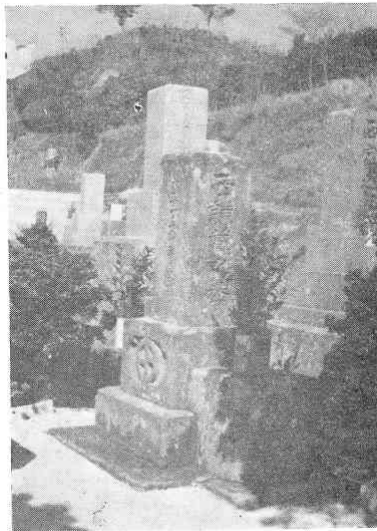
君が代

生みの親といへば、「君が代」の生みの親は鹿児島であつた。鹿児島では士気を鼓舞するために、明治三年フェントンを迎えて軍楽の練習をしていた。楽長が初代海軍軍楽長となつた西謙蔵、隊員は後に陸軍軍楽長になつた四元義豊、同じく海軍軍楽長になつた中村祐庸など少年楽手が多かつた。たまたま明治三年九月八日越中島で天皇の親兵隊親閲があつた時、鹿児島音楽伝習隊が「君が代」を演奏した歌詞は、当時の砲兵隊長大山巖、親兵隊長野津鎮雄、少参事大迫貞清（いずれも鹿児島出身）らが、古今集や琵琶歌「蓬来山」にもある「君が代」から選んだもので、フェントンの作曲によるものであつて、これが契機となつて軍楽隊の

神仏混淆禁止



フエンソン作曲「君ヶ代」



西謙蔵之墓 (田上町)

制度が定まった。この曲に不満があつたので、明治九年海軍軍楽長であつた中村祐庸が「天皇陛下を祝する楽譜改訂の儀」を上申して、改曲することになった。

明治十三年七月海軍省に

「君が代楽譜改正委員会」が設置され、委員に中村祐庸・四元義豊・林広守とドイツ人フランツ・エツケルトが選ばれて、結局林が作曲したのをエツケルトが編曲して、できあがつたのが現在の「君

が代」である。

**仏寺の受難**

明治政府が祭政一致の方針に基づいて、明治元年三月神仏混淆の禁止令を出すと、「本地などと唱え仏像を社前に掛けたり、鯛口や梵鐘・仏具などを神社においてはいけない」という神社と仏寺との同居を禁止した法令であつたにかかわらず、鹿児島藩では翌月待つてましたとばかりに、神仏分離と寺院廃合を藩内に布告して、仏寺を壊しはじめた。

元来薩摩では、一向宗を慶長の時から禁止しており、わずかに弾宗が藩主島津氏が信仰していたので、仏教の中心となっていた。幕末になると、白尾国柱・山田清安・八田知紀・後醍醐院真桂・田中頼庸などの国学者が出て、神道を普及させ、藩教学の本府である造士館の布告の中にも、「当時儒者と唱えている者の中に

は、わが日本をも夷狄同様に心得違いをして、わが国の古典はもちろん、律令格式または六国史以下の史書などについて何も知らない者もいるようである。そのようなことでは、孔子の道にもはずれるどころか、第一に天照皇太神の御明慮も畏む可きことである云々」とおりこまれていた。政府の指令が出るのを待つて、神道拡張に拍車をかけたかっこうになった。

明治二年には仏教の行事として、お盆ぼんが中止にな



仏像（廢仏棄釈）（加治木町）

った。知政所から六月に出された指令は次の通りである。

止 孟蘭盆会禁

「中元孟蘭盆会うちげんぼんえについては、吟味しなければならぬ訳があるので、領国中の一同に禁止する。そして祖先を祭る行事は中春と中冬に行なうように命ずる。中春の祭りは二月四日以後、中冬の祭りは十一月中の卯の日以後、その家々のつごうで祭日を選んで行なったらよいだろう。お墓の手入れはよく気をつけて欲しい」と。

八月には寺領を没収し始め、住職と僧侶二人限り一日一人米五合を支給して、島津氏の菩提寺鹿兒島の福昌寺と、由緒ある坊津の一乗院が最後に寺領を没収されたのは十一月であった。鹿兒島で姿を消した寺は、福昌寺を初め恵燈院・浄光明寺・南林寺・妙谷寺・大乘院・興国寺・寿国寺・不断光院・大竜寺・正建寺・本立寺等で、知政所は十一月に「諸仏はことごとく、廃止されたことを知らせる」と通達を出している。

お寺に代わって神社が新しく生まれた。福昌寺は島津家代々の祖先を祭っていた寺だったので、鶴嶺神社が島津家の総社として建てられ、南林寺は衣がえをして松原神社となった。（旧谷山の慈眼寺が長谷神社、妙円寺参りで有名な妙円寺は徳重神社など県下にはこのような例はたくさんある）

宣布大教  
敬神説略

明治三年一月、宣布大教の詔が出され、惟神の大道を宣揚するために新しく宣教師が任命されることになった。二月学頭助閼盛長は「敬神説略」を著わして神祇崇拜と教化普及につとめ、三月には国学局は「神習草」を発行して排仏崇神を説き、十月には鹿兒島の町内で神道講義が開演された。政府は神道を国教にする強化策として、明治五年三月教部省を新設して、敬神愛国、天地人道、皇上奉戴の三条を教則として、地方に大・中・小教院をおくことにした。

鹿兒島は明治七年松原神社に中教院がおかれ、教導職取締による神道政治が行なわれた。

江戸時代ではキリシタン宗でないことを証明してもらうために、仏寺を壇那寺だんなにしなければならなかったが、壇那寺に代わって氏神様が登場した。戸籍簿に氏神の神社名が記入されている。

神社と住民  
その一例を示せば左の通りである。



<p>士族 (朱書) 陸軍卿</p>	<p>照国神社 神葬祭</p>
<p>加治屋町百四拾七番戸之内同居 士族亡大山彦八二男 大山 巖 東京府永田町寄留 (朱書) 天保十三年二月十日生</p>	

戸籍簿をみると、大体において、町でまとめて神社を決めていたようで、次の通りである。

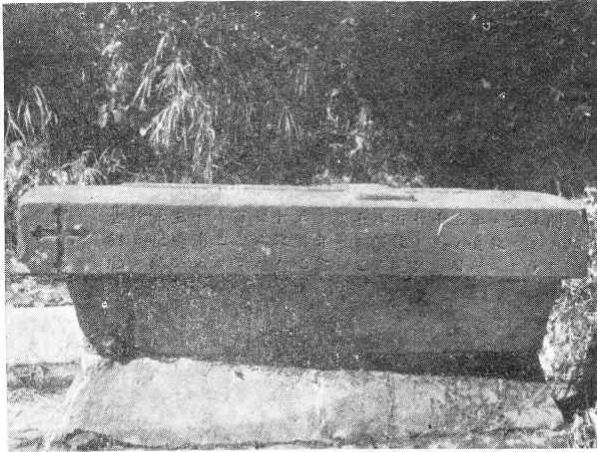
鼓川町―稲荷神社・日枝神社、清水馬場町―南方神社、春日小路町―春日神社・鶴江崎神社、稲荷馬場町  
 ―稲荷神社、柳町―春日神社・南方神社・鶴江崎神社、恵美須町―南方神社、車町―南方神社・長田神社、  
 和泉屋町―南方神社・鶴江崎神社・長田神社、上竜尾町―日枝神社・若宮神社、下竜尾町―長田神社、小川  
 町―長田神社・鶴江崎神社、向江町―鶴江崎神社、浜町―鶴江崎神社、栄町―南方神社・鶴江崎神社、長田町  
 ―長田神社、易居町―長田神社、生産町―長田神社、六日町―長田神社・照国神社、山下町―照国神社・長  
 田神社、冷水町―長田神社、池之上町―若宮神社、西千石馬場町―照国神社、東千石町―照国神社、築町―  
 照国神社、汐見町―照国神社、泉町―照国神社、金生町―照国神社、中町―照国神社、平之馬場町―照国神  
 社、加治屋町―照国神社、山之口馬場町―照国神社・松原神社、松原通町―松原神社、堀江町―松原神社、  
 呉服町―松原神社、船津町―松原神社、樋之口通町―松原神社、住吉町―松原神社、新町―松原神社、塩屋  
 村―松原神社・塩竈神社、新屋敷通町―松原神社・住吉神社、上之園通町―建部神社、高麗町―建部神社、

下荒田町―八幡神社、荒田村―八幡神社、郡元村―郡元神社、武村―建部神社、新照院町―鹿児島神社、鷹師馬場町―日枝神社、薬師馬場町―日枝神社、西田町―日枝神社、西田村―日枝神社、田上村―八幡神社、西別府村―諏訪神社、中村―日枝神社、宇宿村―天御中主神社というようであった。

現在でも神社と住民との関係は、いろんな行事の際、顔をのぞかせることがある。

仏寺にふれたついでに一筆加えたいことは、クリシタンのことである。明治二年末長崎の浦上に居るクリシタン信者四〇〇〇人余が、捕えられて各藩に配られたが、鹿児島に配られたのは三七五人で、とりあえず廃寺福昌寺に收容された。改宗すれば長崎に帰すということで、藩の役人が改宗を行ない、城下の民家に民宿させたりしたが、福昌寺に帰されて自炊生活が許された。他藩では罪人扱いを受けた所もあったようだが、最初の改宗工作期間を過ぎると、「クリシタンぞうり」と評判になったゾウリを作ったり、希望者は尾畔の島津牧場で乳しぼりをしたり、製菓方で竜胆丸作りをして、鹿児島島の住民たちから好意を以て遇

墓  
クリシタン



クリシタン信徒の供養記念碑 (池之上町)

されたと「鹿児島百年」は書いている。

信仰自由

明治御一新を謳い、近代日本を標榜したにかかわらず、キリシタンを邪法として禁止し、信者を捕えて囚人扱いをしたのでは、外国使臣たちが承服するはずがなかった。使臣団は強硬に不当を明治政府に訴えたので、明治五年ようやく信者たちは解放された。鹿児島を鹿児島丸で出港したのは三月十四日で、三年間の滞在中で五八人が病死し、一三人生まれ、結局長崎に帰った者は三三〇人であった。死んだ人たちの墓が、玉竜高校裏の福昌寺墓地にあってキリシタン墓と呼ばれている。

古くは蘇我・物部氏の神仏論争から、近くは徳川家光のキリシタン禁教、そして明治の神道復活と、単に信仰だけの問題ではなくて、思想統制と政治との結びつきが裏には介在し、宗教政策でその時代の政治権力の性格も察知できるようである。

さしにも強烈な鹿児島島の仏教禁令も、宮崎県が鹿児島県に合併されることになり、宮崎県は信仰自由であったので、ほどかれなければならなかった。すなわち

各区戸長

各宗旨については、自今各自の信仰にまかせる。

明治九年九月五日

鹿児島県参事 田畑 常秋

と信仰自由が明治九年に許されたのである。

**文明のあけぼの** 薩摩は日本文明の玄関であった。高天原までさかのぼるには及ぶまい。遣隋使・遣唐使に始まる。一五世紀末には桂庵禪師が儒学の薩南学派の根をおろし、一六世紀には鉄砲が種子島に、ザビエ

ルが鹿児島島に上陸した。ポルトガルやスペインを使者として、ヨーロッパの文明は、希望峰を回り、マゼラン海峡を通つて東洋の島々や支那大陸の港々にたどり着いていた。鉄砲やキリスト教は単なる偶発的な暴風雨や弥二郎によつてもたらされたのではなく、来るべくして日本に来たのである。しかも鹿児島に。

鉄砲は織田信長をして天下をとらせ、城砦は山の上から平地に下り、城下町を生み、世の中を大きく変えた。キリスト教は愛を教え、妾妻を悪とし、神以外の権威を拒んで、封建支配者をあわてさせてキリシタン禁令という殻の中に鎖じこもらせた。一は物で他は心の形で訪れた文明であつた。残念ながら二つとも鹿児島には根を下さなかつた。

(注) 鉄砲という新しい武器が最初に薩摩領に伝わり、砂鉄も豊富であつたので、相当に製造されたく、天文十八年の記事は疑わしいとしても、天文二十三年の岩剣城の戦いで島津氏は使用していることを島津国史は記録している。鉄砲を戦争に用いることで、革命的な大変革を社会に及ぼした織田信長の長篠戦に先立つこと約二〇年である。

時間的に早かつたとはいひながら、新兵器を商品として製造して売りさばいたのは堺であつた。

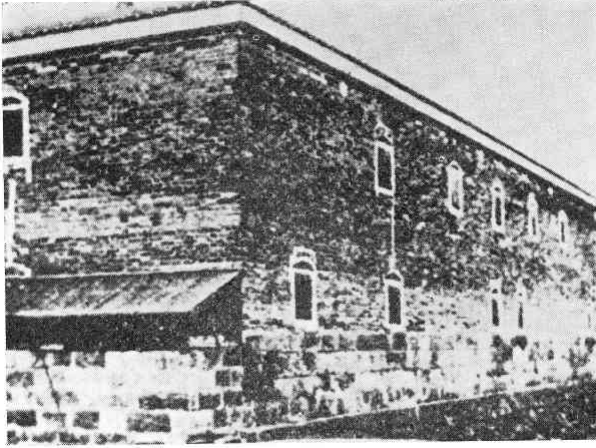
高価な商品鉄砲を購入できる市場が、中部近畿地方であり、供給できるだけの能力が堺の商人にあつたことを物語っている。瀬戸内海を擁する堺と経済力に富む中部近畿が、日本の新しい中心地となりつつあつた時代の流れをも認めざるを得ないのである。

せつかく渡来してきた鉄砲は薩摩には根をおろし得なかつたと言わざるを得ない。

玄関口が長崎や瀬戸内海奥の堺などにぼつぼつ移転し始めたせいかも知れない。

島津重豪は長崎から上つて来た蘭学文化を江戸で仕入れて、鹿児島に持ち帰つてきた。種子を植えたのが造士館であり天文館であつた。以来造士館は薩摩における文明の燈台となつた。鎖国の世となつても鹿児島

には琉球という触角を持っていた。調所広郷はこれを利用して支那大陸と貿易し、島津斉彬は琉球付近を出入するイギリス・フランス・オランダ等々の状況をたくみにアンテナで捕えることができた。ペリーが浦賀に入港するまで、支那大陸やヨーロッパ文明の日本への玄関口であったのである。



赤倉病院 (ウイリアム・ウイリス伝より) (小川町)

文明の玄関らしい様相をくみ得るものに医学がある。明治元年開成所を造士館に併合して、和学局もおいで造士館内を和・漢・洋の三学局に分け、藩の教育が儒学一本道から和漢洋の三本立てとなった。特に医学関係では漢方医学に西洋医学がとり入れられ、明治元年十月、浄光明寺跡(南洲神社)に医学院が設立された。同年末西洋学校、しばらくして医学校と改められたが、十二月英人医師ウイリアム・ウイリスが赴任し、三年一月にはウイリスが校長兼病院長となった。小川町滑川沿いに新しく病院を作ったが、赤倉病院として人たちに親しまれた。

ウイリスはイギリス公使館医として来日したのであるが、薩摩とは因縁の深いものがあつた。最初の出会いが生麦事件であつた。

イギリス公使館員であつたアーネスト・サトウはその著「一外交官の見た明治維新」で次のように書いて

いる。

「先着者の中でも、おそらくだれよりも一番さきに駆けつけた人は、ドクトルのウイリスであった。自分の職責に対する強い義務の観念から、ウイリスは全く恐怖のなんたるかを感じなかったのである。彼は、イギリス人の血のにおいをする刀を持った連中の行列にそって一マイルほど馬を走らせ、神奈川の街道を通りぬけると、そこで三・四人のイギリス人に会った。ウイリスは生麦に向かって一散に馬を走らせたが、そこには気の毒にもリチャードソンの死体が路傍の木陰に横たわっていた。リチャードソンは負傷して、どうすることもできず、その場に倒れていたところを、さらに喉を切られたのである。死体には一面に刀傷があり、どれも十分な致命傷であった」

ウイリスは、生麦事件で薩摩の武士にリチャードソンが殺された時、イギリス公使館の医師として最初に現場に駆けつけて、リチャードソンの手当てをしたのである。

第二回目が薩英戦争で、英艦アーガス号にアーネスト・サトーと共に乗り組んで、錦江湾に来ていたのである。第三回目が鳥羽・伏見の戦いで負傷者が続出したので、西郷隆盛がイギリス公使に相談をして、薩摩の野戦病院に来てもらったのであった。

明治政府ができるとうイギリス公使館から政府に移っていたが、政府はドイツ医学を新しく採用することになって、ウイリスが解雇になったことを知った西郷隆盛と大久保利通が、相談して鹿児島に招いたのである。月給九〇〇円四カ年契約だったが、鹿児島を去ったのは明治十年であった。明治元年の総裁の月給一〇〇〇円で議定は八〇〇円、参与五〇〇円であったから、藩も思いきった優遇をしたものである。

明治三年一月十二日鹿児島藩から、全国の医師に対して諭告文が送られている。鹿児島藩の心意気の程が感じられるので全文を左にかかげる。



ワイリスの碑（鹿児島大学附属病院構内）

「夫れ医師は人命の関る処、およそ百般の學術技芸ありと雖も医より重きは無し。故に此の術に従事する者は、心術端正虚心平懷善を見ては之に従ひ、過ちを聞きて速に之を改め、聊も固我の僻意あるべからず。蓋し医師の流派区々にして漢洋古今の別ありと雖も、要するに生理を明らかにし病原を察し薬性を詳にし、經驗に徴するの外無し。近頃官にて医校病院を興し玉ひ、東京には英吉利の医を延し、浪華には荷蘭の医を招きて、之を師範として從学を許可し施療を公行し玉ふ。是れ西洋今時の医学至精至醇、纔かに漢土古来の医学に卓絶する

ことの廟議明白なる故にして、又之を近日の經驗に徴するに、東北の役軍士の創傷を受たる者、病院に入て英医の治を受け、万死を出て一生を得、將に枯れんとするの骨に肉つきて、蘇生せし者其数を知らず。若し兵馬騷擾の際病院の設けあること無く、庸工をして軍士の治療を主らしめば、徒らに有功の土寇を含んで泉に帰する者多く、如何して再び天日を拝することを得ん。夫れ此一事を以ても、旧来西洋医方を

誤り認めて、粗暴の技倆と思ひし世俗の迷夢頓に醒覺すべし。今吾藩に於て、英医ウイリス氏を招請して  
医学校の大教頭とし、國中の医員をして其門に入て伝習せしむ。是れ即ち吾藩知事公深く愛育の聖旨を体  
認し、貴重の民生を保全し、以て朝恩の万一を報じ奉らんとの誠意より出る処、医員も宜しく此意に則と  
り、勉強懈ること勿る可し。されば漢洋医術の優劣固より論弁を待たずと雖も、尚恐らく辺境僻邑の医生、  
井蛙の見、守株の習ひ、或は言ふ者あらん。今日洋医方を行ふ者の巧なると、漢医方を行ふ者の拙なると  
は、其學術の精粗に因るには在らずして、只其人の才不才に因るのみ。更に俊才の士をして、漢医方を精  
究せしめ、以て之を實檢せしめば、其功洋医方に下らざる可しと。又或は言ふ者あらん。漢土は我邦を距  
ること二百里に過ぎず、風土殆んど均く人質相似たれば、彼の医方を仮て吾が患者を療すること因より其  
宜きに合す。西洋は吾と相距ること数千里、人物風俗同じからず。故に其藥劑を用ひて此方の病を療する  
は不的当なりと、又或は言ふ者あらん。我皇国もとより神聖の医方あり。外国の医術は学ぶに足らずと。  
大凡此等の言皆一を知て二を知らざる偏頗の私論、取るに足らざれども、中才以下の人は或は視聽に迷は  
ざるを以て、一片の老婆心更に一言を弁じて蒙生の惑を解かん。夫れ海外万国星散蕃布の多きも、日光  
の照臨する所、いづれか天照大神の恩沢を蒙らざるものあらん。されば人に貴賤あり、俗に美惡ありと雖  
も、皆一地上の民のみ。其彼此互に長所を採用し、有無を通ずるは抑自然の理なり。然れば漢洋諸国の  
學術を仮て、以て我皇道を輔翼するはもとより当然の事にして、豈啻医術のみならんや。礼樂政律亦朝廷  
にて採用し玉ふ処なり。古へは漢土及び三韓渤海の數国のみ。通路ありしかども他の數国は固より觀るに  
足らず。故に漢土に留學生を遣はされ、彼邦の礼樂政律を折衷し以て大に我國法を定め玉へり。其時に方



りては、西洋各国交通無きのみならず、尚野蠻の俗を免がれざりしに、降て千有余年西洋各国は、風俗益々淳に政刑愈々正しく、學術日に進み兵備月々に敵に国民愈々富む。漢土は二千年來文明開化の域なれども、其人只内を尊むことを知て、外に強國あることを知らず、旧習に拘かかはりて過ちを改むることに憚り、屢々外侮を受くれども城下の盟を恥ること無く、鉄砲火船の利を知らながら之を用ふること能はず、国力日に蹙せまりて之を挽回することを知らず、嗚呼何ぞ古へに明にして今暗きこと此の如くなるや。故に今日に在ては、諸般の學術西洋に学びて益を得るの多き、漢に学ぶに比すれば幾倍なるを知らず。特に醫術の如き漢人所著の書、我邦に伝はる者汗牛充棟に至ると雖も畢竟只經驗方劑の書のみ。偶々人身内景骨格を説き或は病原を論ずるの書あるも、素靈内經を始めとして後人の偽書多く、皆陰陽五行牽強附會一も信ずるに足る者無し。本草藥劑の書と雖も其經驗証左偶中に出るもの多く、之を読み之を学ぶも勞多くして功微なり。固より西洋に解体・生理・察病・分析・製鍊等の諸学科ありて、經驗皆確証あるの比に非ず。故に漢醫方書の如き、既に西洋醫方を学ぶの後、之を参考に供ふるは可なり。只専ら之を学ぶは無益と云ふ可し。又西洋は隔遠の邦なりと雖も、治療用藥の經驗皆証を全地球上に取る故に、漢土古今の方劑の書は、之を洋醫著書の浩博なるに比すれば、大平海中の一涓滴けんてつと謂ふ可きのみ。若し風土の異同を強ひて論ずるときは、吾が西海諸州と奥羽北越の如き既に氣候相懸隔す。若し西洋醫術を我邦に用ふるを不可なりとせば漢土の藥方を仮るも亦不可なり。若夫れ神聖遺教の藥方あるも、中古其書泯滅し、今僅に存する処の十數方万般の疾病を療するに足らず。故に洋外の醫方を仮て其不足を補はざる可らず。又安んぞ知らん、少彥名命の遺教遙かに西洋に伝はりて、以て今日醫術の隆盛に至れるに非ざるを。故に前に云へるが如く、医

員たらん者は、心術端正虚心平懐、善を見ては即ち之に従ひ、過ちを聞ては速かに之を改め、聊も固我の僻意ある可らず。因て諭す」

西洋医学の優秀さを説き、医学に志す者はかたくなにならないようにとさとしてゐる文ではあるが、いかにも文明開化を世に訴えた論旨である。鹿児島にこのような感覚があるのかと首をかしげたくなるのも無理はない。鹿児島が文明の玄関であることを知れば簡単に首肯できよう。近きは五代友厚あり寺島宗則あり森有礼も鹿児島で育つたことを想起すれば足りる。古さと新しさが混在するところが鹿児島ではなかるうか。

ともあれ、この文が何者の作になつたかは明らかにされてはいないが、ウイリスの指導があつたことは疑いない。赤ヒゲ先生の名で親しまれたウイリスは、慈恵医大を創設し日本の医学博士第一号の高木兼寛を始め、数多くのすぐれた医学者を育て、無料施療も実施したし、予防医学の重要さを説いては鹿児島上水道開設の動機を作つたのである。

西南の役が始まつて、ウイリスは鹿児島を去つた。西郷隆盛と仲の良かったウイリスがなぜ姿を消したかについては、諸説があるが判然とはしない。ウイリスが去り、戦争が起こつて医学校もつぶれた。戦後明治十一年東本願寺が、山之口町二本松馬場通の伊藤どん屋敷に病院を開いて施薬院と呼んだ。明治十五年一月鹿児島県立医学校を設立したが、二十年に「地方税による医学校廃止」の政府方針によつて廃止され、高木友枝医に貸し渡され、私立鹿児島病院となつた。

ウイリスによつて一世を風靡ひびしようとした鹿児島医学は、西南の役で灰と消えた感があり、惜しみて余りあることである。

施薬院  
県立医学校

郷 校

新しい学校の始まりは、明治四年一月洋学局を廢し、本校校と小学第一校及び第二校を建て、当時の小学定員四〇〇人で、城下士族の子弟八歳から一八歳までの者の中から募集したことからであった。本校校は教育行政・指導を兼ねた上級学校であった。本校校・小学第一・二は藩が設立したものであるが、このほかに方限（地方では郷）などで共同で設立したのが郷校であった。高見馬場郷校が最初で、三月には第一郷校とされた。尔後六月までに小学四校、城下郷校七校、外城郷校二三校ができてゐる。八月医学校も本校校管轄とし、本校校生徒は医学局ならびに小学第五校に収容した。十月国学・漢学局も廢止して、本校校・小学校・郷校に整理し、藏版方も本校校管轄下において、本校校を医・教育・出版の中心機関にした。十一月



異人館 八幡小学校址（下荒田町）

吉野・帶迫・中別府郷校を合併して第一二郷校となり、下町に第一三郷校、上町に第一四郷校、西田町に第一五郷校ができて、郷校設立は終わっているが、このころになってやっと平民たちも学校に入学できるようになったと考えられる。本校校に英語教師として蘭人シケールやコープスが雇われたのもこのころであった。先のウイリスといい、この英語教師といい、シケールが月給三五〇円、コープスが二五〇円と高給で雇っているが、新し

外人教師

い学問をとり入れようとする熱意がうかがわれる。

学 制

明治五年八月学制が頒布はんぷされると、従来の郷校を變則小学校として発足させ、逐次その内容を充実することにした。九月小学校則が發布され、全国を八大学区にし、一大学区を三二中学区、一中学区を二一六小学区に編成して、全国に五万三七六〇小学ができたが、鹿児島県は五番大学区、一九〇二四の六中学区、一五〇小学区となった。

学 務 課

變則中学校

小学校授業  
講習所

六年六月島津忠義は、賞典禄五万石を五年間県下の学校資金として寄付した。八年四月には県に学務課を置いて、本学校の業務の中、学校の管理と指導をこれに移し、本学校を變則中学校と改めて、上級学校として専念させた。五月には小学校授業講習所を設けて、新しい学校教育に着手した。九月に小学正則講習所、つづいて女子講習所を東千石町に設けて、諸郷から満一六歳〜四五歳までの者一・二名を選抜して指導者養成



田上小学校門札 (西郷隆盛筆)

を始めた。十二月にやつと正則による小学教育を施行することを布達し、武小学をはじめ明治九年になるとつぎつぎに小学が誕生していった。西郷隆盛は近在の学校のせいか、武小学(現西田小学校)と田上小学に門札を書いて励ましている。西田小学の門札は焼失し

西郷の門札

鹿兒島師範  
女子師範学  
校

英語学校  
准中学校

学校閉鎖

明治十年の  
学校

たが、田上小学校には現在残っている。

九年三月小学正則講習所を鹿兒島師範学校と改め、十月には女子講習所を女子師範学校と改め、共に島津珍彦が校長となった。

また、八月には変則中学校が廃止され、英語学校と准中学校が設立され、変則中学校生徒中学令内の者は師範学校付属小学校と山下小学校に収容し、学令外の優秀者は英語学校と准中学校または師範学校に入学させた。

以上ようやく新しい教育制度がスタートし始めた時、西南の役が起こり、学校は閉鎖され戦争に巻き込まれた。明治十年六月十八日次のような達しが出された。

序下左ニ開列セル公立学校及ビ学寮書器局、病院共ニ当分相廢シ候条此旨布達候事

#### 学 校

英語学校・准中学校・師範学校・女子師範学校・山本小学・平小学・松原小学・八幡小学・中洲小学・田上小学・武小学・日枝小学・太平小学・高嶺小学・若宮小学・長谷小学・原小学・錦江小学・孝行小学・鶴嶺小学・滑川小学・鶴尾小学・広小路小学・女学第一校・女学第二校・女学第三校・女学第四校・女学第五校・女学第六校・女学第七校

これによると、明治十年六月現在で、中等学校が二校、師範学校が二校、小学が一九校、女学が七校あったことがわかる。中でも、外人教師の時にもふれたように、中等学校が英語学校という形をとったことが特筆されようし、小学校が男女別々であったこともお国柄を示している。

私学校

西南の役で鹿児島はすべてのものが止まってしまいが、異変は征韓論時に既に始まっていた。明治六年十月征韓論は破れ、西郷隆盛は十月二十四日付で辞表を呈出して政府を退いた。行を共にして下野した人たちのきよ金で明治七年に私学校が設立された。

旧厩跡うま（現大学病院）に銃隊学校と砲術学校があった。



私学校跡碑（城山町）

東京の近衛隊や巡查をやめた者や、地方官を辞した者が陸続として鹿児島に帰って来た。征韓論を破った大久保利通を恨み、政府をにくみ、日夜悲憤慷慨に明け暮れ、職もなく給料も持たない浪士たちの窮状を、一堂に集めることで收拾しようというのが、私学校設立のねらいであって、西郷や桐野・篠原・県令大山などが協議して作ったのであった。

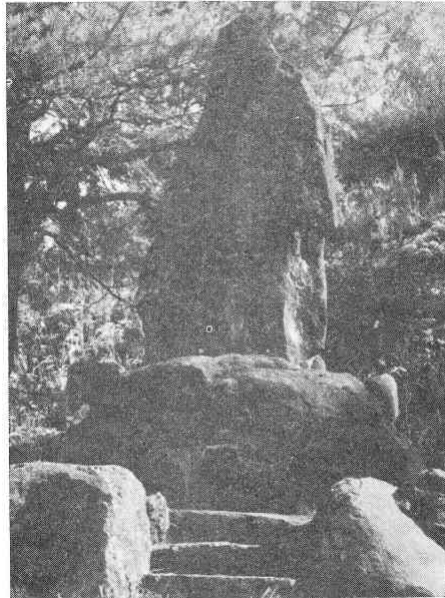
銃隊学校

砲兵学校

吉野開墾

したがって、学校とはいっても、銃隊学校は歩兵出身者五・六〇〇人の集まりで、篠原国幹を幹部とする歩兵隊であり、村田新八を頭に二〇〇人の砲兵出身者が集まる砲兵隊が砲術学校であった。高見馬場・高麗町・新屋敷・荒田・西田・常盤・草牟田・上之馬場・後迫・吉野・城ガ谷の郷校が分校として、方限の集まり場に使われた。帰郷浪士たちに農耕による授産をしようとして西郷が教導団一五〇人をひきいて作ったのが吉野開墾社であった。桐野利秋も吉田村に開墾を始めた。

銃隊学校・砲術学校及び吉野の教導団学校は、東京から退職して帰った士族たちの集まりで、私設軍隊であり政治結社の感があつたが、鶴嶺神社(現照国神社)に設置された賞典学校(幼年学校)は、いささか趣を異にしているようである。士官養成所であつた点は一脈相通するものがあるけれども、明治六年に東京永田町



南洲翁開墾地遺跡碑 (吉野町)

に設立したらしい集義塾の後身と見るべきであらう。明治六年西郷誌すところの集義塾建設本旨がある。冗を厭わず全文を示せば

「学校を建設し人材を教育するは、古来より模範たりと雖も、此校に於ては愈々其切なる者より起り戊辰の役艱難の功を奏する者畢竟殊死憤戦の功に由ればなり。然るに海陸軍其他功勞を賞せられ、恩典を蒙ると雖も今日余生を得る者抑々第二等にして、誰か自ら功とし勞として安々と居る者ならむ哉、則戦死

の忠勇功烈に感激して止まず、自ら其賜を有する不忍所なり、自然難に当ては其人を渴望すること平日に百倍す、是れ人の常なり、嗚呼忠死の士此心ならむ哉。故に賞典録を集めて以て人材を養育するの校費に備ふ、各々能く其意を体認し教師の教に順ひ、能く勉強して業を終へ、国家の用に供するに足らば、転た忠死の靈魂を慰し且つ死者をして生存せしむる者に等し。徒に法則を以て人を責る事を欲せず、只忠死の心を以

て心とし人々自ら責むる事を希ふ」と。

言わんとするところは、生き残つて功勞者として賞を受けた者たちは、死んで働いた者たちのおかげであるから、賞典祿は次代の人材養成に使用すべきであるとして、塾を設立したようであるが、東京におけるようすは明らかでない。薩藩出身者の賞典祿は、戊辰戦功賞典として、西郷が二〇〇〇石、吉井、伊地知が一〇〇〇石、大山綱良八〇〇石、和田正秀三五〇石、桐



幼 年 学 校 跡 (照国町)

野利秋二〇〇石、海江田信義一〇〇〇両、樺山資紀四〇〇兩等、箱(函)館戦功賞典として黒田清隆七〇〇石、復古功臣賞典として大久保利通一八〇〇石、小松帯刀、岩下方平一〇〇〇石、その他があるから全部集められたら、相当な資金にはなるが、抛出状況は明らかでない。この計画は明治五年に考えられたらしく、五年八月十五日付篠原冬二郎宛の西郷の手紙に「扱先日承知仕候士官学生徒の儀信吾之得と

相談致候処、夫丈金子を出し候はば、百人計の生徒中にて、別に教師を雇入十分の指南を受候方弁利にては有之間敷や、左候はば、教師を頼入候処と何方へか家を借受候処は引受心配可致との事に御座候。如何のものに御座候や、一切生徒の取締且会計方の処能々取調無之候ては不相濟此法則を失ひ若や遊蕩に陥候ては貴



兄方の御赤心も不相貫様罷成候はんかと余計の処迄心配仕候、宜敷御評議可被成候、兵学寮の処承合候処、只今にてさへ教育不行届十分の修業も出来兼候様子に御座候、如何程規則厳重候共十分の修業不相調候ては進歩の道も遅く精不精さへ難取分御座候間、此生徒の爲にのみ鹿児島県内へ学校を設け、教師を引入候はば修業方のみ相成、繁華の地を去り候て万全の事かとも相考候付得と御勘考可被下候、別紙賞典高は取調いたし候処十分学資に振向候義相調可申、殊に陸軍の賞典杯は<sup>など</sup>当り前のものに御座候云々」とあるから、鹿児島にも設立する調査を依頼したことがわかる。

西郷が帰県すると同時に鹿児島に移されたのが賞典学校である。漢字に久木田泰蔵、洋字に深見有常、語学に英人コープスやシケーペルを教師とし、篠原国幹が監督に当たった。また留学制度も設けて、八年には木尾満次・救仁郷哲志・日高正雄を、九年には野津伝之丞・柏原西一郎を留学させているし、県外からは庄内から二人入校していた。

#### 私学校綱領

私学校の綱領として示されたのは、

道同じ義相協ふを以て 暗に聚合せり、故に此理を益研究して 道義におひては 一身を不顧、必踐みて可  
行事

王を尊び民を憐むは学問の本旨、然れば此天理を極め人民の義務に臨ては、一向難に当り一同の義を可  
相立事

であつて、各校には

蓋学校者所以育善士也。不<sup>ニ</sup>只一郷一国之善士、必欲<sup>ニ</sup>為天下之善士、夫戊辰之役正名蹈義血戦奮闘<sup>シテ</sup>而斃者<sup>ニ</sup>為

「天下善士也、故感其忠祭之干鼓舞一郷之子弟亦所以尽学校之職分也。」

の一文をかかげて、教育の指針としているが、道義と尊王隣民を綱領とし、戊辰役に斃れた者に続くことを志向したところに、武士の世界を脱却できない古さを否むことができない。賞典禄についての考え方は西郷の人柄を示すものであるうし、東京の功臣どもに対する抵抗とも考えられるが、目的の偏執は別として、鹿兒島における私立学校の草分けと評価はできないものであるうか。

徴兵令で一旦姿を消した鹿兒島の武士が私学校の名をかりて蘇生したとも考えられる。明治二年には凱旋



桐野開墾碑（吉田村）

した下級武士たちが門閥を追い出して藩政改革を実現させたが、私学校は、県令も協議に参加しており、現役陸軍大将西郷隆盛をはじめ、退職したとはいえ、官職の経験ある者たちの集まりであったから、鹿兒島県の政治に対して主導権を握ることは容易であった。間もなく私学校生徒によって、県政は牛耳られるようになった。「鹿兒島百年」は、「西郷や桐野が私学校から手を引かずにいたら、その暴発はもっと違った形をとったはずであった」と評しているが、私学校を作ったことは、結論として西南の役の導火線を敷設したことになった。

秩禄処分

### 燃える鹿児島

明治五年八月政府は全国に、知行制を廢して禄米は県庁から支給するように指令したが、鹿児島県はこれを見殺し、六年十二月設けられた禄税も在来の軍役高出米で肩がわりさせた。政府は六年から秩禄公債を發行して家禄の処分により出し、明治九年金禄公債証書發行条例によって、旧領主・武士・公家などに対する給禄を停止し、金禄公債証書を交付することになった。この公債証書下付の布達に、福島・

若松・岡山・佐賀および鹿児島県の名が欠けていた。「府

藩県制史」は、「理由なしに五県を除外するはずはない。

あて推量だが、福島・若松県は朝敵藩で削封移封の結果土族が無くなったのだろう。岡山県は出願者が無く佐賀県は

江藤新平等の佐賀乱後の混雑で手がつけられなかった。鹿

児島県は土族が連合して奉還しなかったからであろう」と

説明している。鹿児島県はその通りであった。明治七年台

湾出兵に当たっては三〇〇人余の志願兵を送り、八年五月

には戊辰役に従軍した郷士族に賞典禄を支給したばかりでなく、九月には「明治十年までは家禄を現米で支給する」

原則を定めた。それでも明治九年十二月二十九日ぎりぎりになって、ようやく公債支給を布達している。

このように政府の命令はきかず、私学校と称する軍団を

戊辰役賞典  
禄

金禄公債布  
達



火薬庫跡 (吉野町)

中原来県

擁するといった鹿児島が、独立国の観ありと評されたのも不思議ではない。

明治九年十二月、内務少輔林友幸が県政視察のため来県し、続いて明治十年一月中原尚雄以下二人の警視庁職員が帰国と称して来県して偵察を始め、赤竜丸が鹿児島島の火薬搬出のために派遣されたのも当然であったろう。かくして魔の明治十年が展開された。

火薬搬出に憤った私学校徒たちが、一月二十九、三十、三十一、二月一、二日にわたって、草牟田火薬庫や磯の海軍造船所を襲撃したのがそもそのきっかけとなって、二月十五日の出軍となり西南の役が始まった。

官位編奪

二月十九日西郷征討の詔が下され、二十六日西郷以下の官位がはぎとられた。

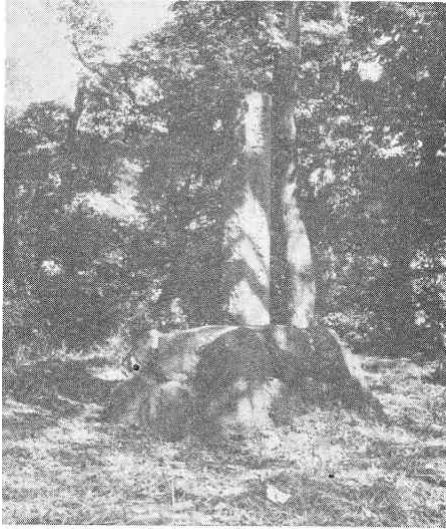
当官院省使東京府陸軍大将正三位西郷隆盛、陸軍少将桐野利秋、陸軍少将正五位篠原国幹官編奪被仰出候旨行在所より電報有之候此旨為心得相達候事

明治十年二月二十六日

右大臣 岩倉 具視

岩村県令

され、四月官軍支隊が鹿児島を占拠したので五月一日鹿児島県庁を開いて岩村県令が着任した。とりあえず



明治十年戦役本営跡（城山町）

三月大山県令は免職され、岩村通俊が県令に任命

救恤所

旧県庁役人のおもだった四八人を免職にして県庁のたてなおしから手をつけると同時に、火災で焼け出された鹿児島県下の救済に着手した。

吉野橋近傍入来邸、武之橋近傍新屋敷三原佐吉邸、千石馬場諏訪甚六邸、海岸通第一課分局、汐見町元郵便

局、桜島赤水村、涙橋側、松原小学、平小学、松原神社、武村、上町、新屋敷中通今井邸、荒田村元チツセン借邸、吉野帯迫小学、谷山郷内一二カ所に救恤取扱所を設置して成年男子は一日玄米三合（〇・四キログラム）、女子・老少男には二合ずつ一五日分を支給した。救恤取扱所に救助を願ひ出た者、男女合わせて二四二人、施した米二石八斗三升（約四〇〇キログラム）であった。

五月五日に西郷軍が鹿児島にせまり、市街

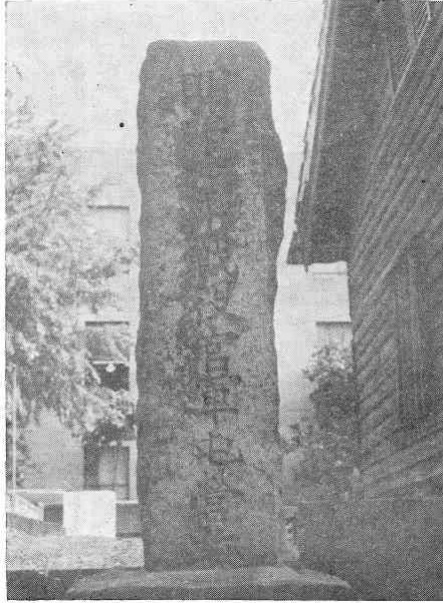
戦が起こつて、上町は大火となり三昼夜にわたつて燃え続けた。五月十三日調べの被災状況が鹿児島県庁日誌に出ている。そのため県庁も桜島に退き仮出張所作つ

鹿児島県庁日誌 五月十三日

火災被害

兵センニ罹リシ家屋ヲ調査セシム、其概略左ノ如シ。

第二章 鹿児島島の近代化



明治十年戦役官軍屯営跡（山下町市役所構内）

西口線

西田橋ヨリ千石馬場入口西辺通	凡二〇戸	西田町通一面	同一〇〇戸
西田後馬場之内鷹馬場一円	同二〇戸	同石壇馬場一円	同三〇戸
同下馬場一円	同三二・三三戸	同中馬場一円	同三三戸
同葉師馬場一円	同三〇戸	同肥田河原一円	同三〇戸
新正院上通ヨリ川迄一円	同五〇戸	西田町左辺片馬場一円	同三〇戸
柿本寺通	同七戸	草牟田四分ノ一	同五〇戸
上ノ平	同一九戸		
通計 凡千三百五十二戸			
西南口			
上ノ園	凡一五六戸	高麗町	同一七〇〜八〇戸
下荒田	同二四八・九戸	上荒田	同三二〇〜三三〇戸
通計 凡千拾九戸			
北口			
上立馬場一円	凡三五〇戸	同裏通一円	同一二〇〇戸
大小路口一円	同一〇〇戸	行屋通一円	同五〇〇戸
車町	同一五〇戸	大小路口小路一円	同一二〇〇戸



明治十年戦役薩軍砲台跡 (武町)

六月学校等を閉鎖して市民を避難させたが、二十九日呉服町から発火して二〇〇戸余を焼失して、これまでに焼失した家屋九七七戸に及び、救恤所で扱った人数一〇〇〇人に近かった。

七月六日序下第一〜第三大区に戸長仮役所

同築地九分通	同四〇〇戸	清水馬場一円	同二三〇戸
横馬場一円	同二五〇戸	町口一円	同五〇戸
家鴨馬場一円	同二一五戸	旧福昌寺門前一円	同一〇〇戸
後迫	同六〇戸	上ノ馬場一円	同二〇〇戸
内ノ丸	同一五〇戸	城方谷	同七〇戸
冷水	同一五〇戸	諏訪神社	春日神社
総計 凡五八四六戸		浄光明寺	通計 凡三四七〇戸

六月十八日

救恤取扱所五カ所合計人員九五五人、米拾  
 壺石三斗九升五合  
 とある。

救助小屋

をおき、十二日警視庁が派遣され、上町・下町・西田町にそれぞれ救助小屋を設け、救助に当たった。

庁下鹿児島における特別小屋掛料は、家持八円五〇銭、借家人・同居人は一〇円、焼き尽された者には家屋の広狭により等級を定めて、一等から八等まで一〇〇円〜一三円を支給し、破損された者には程度に応じて一五円以下を支給した。七月における救恤状況を「鹿児島県日誌」によると、入来重通郵救恤所、諏訪甚



夏 蔭 城 址 (城山町)

六郎、今井兼角邸、旧郵便局、桜島赤水村救恤所における開設の日(五月十日〜二十五日)より七月三日まで人員七万二五三三人、米八九石六斗三升五合とある。また武村救恤所は六月三十日開設して七月五日廃止されたが、その間、人員一万三〇〇〇人に米二四石一斗五升を救恤している。

島津家からも一万円賑恤金が出され、庁下三町に貧富の差に応じて三段階に分けて配布されているが、その状況は次の通りである。

上ノ部(計数が合わないが鹿児島県日誌のままにする)

一戸当り四五銭で、四八五戸に二八円二五銭。

一人当り一〇銭で、二六〇二人に二六〇円六〇銭。



中ノ部

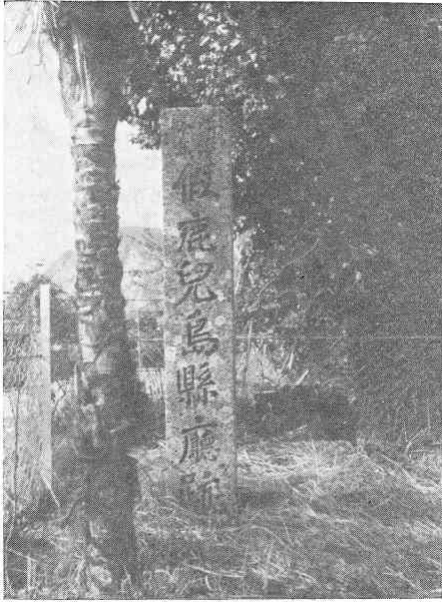
一戸当り六〇銭で、一三四七戸に八〇八円二〇銭。

一人当り二三銭で、六四〇一人に八三円三九銭。

下ノ部

一戸当り七五銭で、五二四〇戸に三九三〇円。

一人当り一八・一五銭で二万一八〇九人に三九五〇円六九銭



西南戦後鹿兒島県庁跡（加治木町）

合計で七〇七二戸で戸数割り四七六円四五銭と、三万〇八二人で人数割り五〇四三円六八銭となつて総合計九八一〇円一三銭で、残金一八九円八七銭は、下之部の人たちに配分したと報告されている。

このほかにも、西本願寺が一万円、佐土原の島津氏が二〇〇〇円をはじめ、鹿兒島に駐屯した各旅団の将兵や警視庁の警察隊員たちが応分の<sup>きよ</sup>酬金をして救恤資金にしたようである。

九月中に県庁から出された救恤金米合計は、庁下三町で

窮民一時賑恤金は、八万三二四二人で二八五万七七〇石。

焼尽特別賑恤金は、九七七八戸で四三万三二八七円。

破毀賑恤金は、三五二二戸で二万九五八九円八九・九銭。

小屋掛料は、一万七二三〇戸で一五万三四六六円五〇銭であった。

西郷自刃  
西郷星



西郷自刃の碑（郡元町）

九月一日西郷軍は鹿児島に逃げ帰り城山にこもった。岩村県令たちは長崎に避難したが、六日に加治木に仮庁舎を設け、二十四日西郷の自刃で西南の役は終わった。

明治十年八月十日の東京絵入新聞に次のような記事があった。

「去る三日の大阪日報に此節毎夜二時頃辰巳の方に現はれる赫色の星を望遠鏡で能く見ると、西郷隆盛が陸軍大将の官服を着て居る体に見ゆると何人か妄説をいひ出したのを語り伝へて物干に夜を

更す人もある由、けしからぬと記て有りましたから、成程まだ不開化な人も多く有る者だと思つて居ると、一昨夜銀座通りでも日本橋近傍でも二、三人宛寄合では空を仰いで、へエーあの星ですか如何様光りが別段ですとか囁いて居るのを聞きましたが（略）」

西郷丹

賊軍墓地

西郷軍非勢の八月に、大阪や東京で西郷星の噂うわさが流れて来たようである。たまたま火星が地球に最も近づいた年に当たっていて、そのような知識が無かったために起こったものであったけれども、西郷を惜しむ人たちの夢であったのだろう。翌十一年十一月二十九日大阪新聞に出た「鰻谷新中の町八番地西村嘉兵衛といふ人が今度官許を得て西郷丹と申す薬を売出すよし。不平病を癒すのか起すのか何だか知らぬがチト心持の悪るさうな薬だ」という皮肉とは違った味があるようだ。



明治十年戦役弾痕（城山町）

戦争が終わって県庁も田之浦に出張所をおくことができた。

九月二十五日次の掲示を出した。

「本月二十四日官軍で討取った賊徒の死骸を左の通り各所に仮り埋めてある。  
浄光明寺へ仮埋の分

西郷隆盛以下一六名、外に姓名の知れない者二三名。  
元不断光院へ

奥良之丞以下二名、外に姓名の知れない者七四名。

草牟田

宅間伴介以下四名、外に姓名の知らない者一五名。

新照院

姓名の知らない者七名。

城ガ谷

姓名の知らない者一八名」と



南洲翁終焉之地 (城山町)

戦死、生死不明の数は次の通りであった。



西 郷 星

南洲神社

戦後処理

(現在の南洲神社墓地は、明治十二年五月十二日早川兼知以下五〇人の連名で、「西郷隆盛其他戦歿人之為参拝所建設願」を提出して、十六日「書面之趣聞置候事、但社堂ニ紛敷建物ハ不相成儀ト可心得事」と県令から許可され、<sup>きよ</sup>釀金運動を起こして、翌十三年一月一日参拝所を落成させたものである。時に集まつた寄付金は三二九四円であつたと報告されている)

岩村県令は賊軍の帰順処理にとりかかったが、臨時に監獄を草牟田・武・騎射場に設けたが足らず、集成館や倉庫を捕虜收容所に当てるなどてんでこ舞いであつた。裁判は長崎の九州臨時裁判所で一括して取り扱われ、参謀級は斬罪、大隊長級は懲役一〇年、中隊長級五年、小隊長級三年の基準で処刑され、除籍処分を受けている。軽い階層は自宅謹慎の上釈放された。

総計	生死不明			戦死			合計
	日向	大隅	薩摩	日向	大隅	薩摩	
四九一九	二六五	二七六	六七六	六〇八	九七六	二二一八人	二二五一人
二九八	二八	一〇	四九	四二	三六	一三三三人	一〇一二
五二二七	二九三	二八六	七二五	六五〇	一〇一二	二二五一人	

(鹿児島県日誌)

西南事件概表によれば

官軍の部

出征兵員総計六万〇八三一人

死傷総計一万五八〇一人（死者六二七八人、傷者九五三三人）

経費総計四一五六万七七二六円余

叛徒の部



西郷隆盛銅像（城山町）

人員総計四万余人

薩隅 二万三三〇〇余人

熊本 三〇〇〇余人

高鍋 一二二〇余人

延岡 一〇〇〇余人

飫肥 八〇〇余人

佐土原 四〇〇余人

その他 約一万二二〇〇余人

死傷 計二万余人（内薩隅人凡八〇〇〇余人）

処刑総計 二七六四人

斬

二二二人

懲役二〇年

三二人

懲役七年

一一人

同 五年	一 二六 人	同 三年	三 八〇 人	同 二年	一 一八 三人
同 一年	六 一四 人	同 一〇〇 日	一 三〇 人	同 七〇 日	二 人
同 三〇 日	二 人	除 族	二 四二 人	棒 銷	一 人
贖罪収贖	二〇 人	外免罪	四 万〇二 四九 人	刑名宣告前死亡	四 七 人
無 罪	四 四九 人				

という計数があがっている。

薩軍従軍者  
口供

**薩軍従軍者の口供** 西南役に従軍して生き残った者で、体刑を受けた者たちの口供書がある（西南の役薩軍口供書として小寺鉄之助編で発行もされている）。この中に一〇五三人の口供が収められているが、この内訳は鹿児島一四三人、薩摩六〇〇人（a）、大隅一一一人（b）、日向一〇〇人（c）、宮崎県九六人（d）になっている。五〇〇人以上の死者を数えるが死者に口なしで致し方ないから、生き残り者一〇〇〇人余の口供から、従軍の気持ちを探ってみることにする。勿論、裁判所の口供であるから、罪を軽くしてもらいたい気持ちがあるので口供を一〇〇%信頼することはできないことではあるが、傾向は掌握できると考えるので、鹿児島城下士の気持ちを他郷の者たちのものと比較しながら考察する。

鹿児島城下士には大別して三つある。一は県庁の公吏を勤務していた者、第二は東京に遊学していた者、最後に私学校徒である。

1 県庁公吏

a 薩摩国（穎娃七三、永利六五、今和泉五四、水引三五、隈之城三三、指宿三〇、高城二九、永吉二九

甌島二八、伊集院二五、郡山三二、高江二〇、市来二〇、谷山一六、日置一五、出水一四、串木野一〇、加世田九、山川七、宮之城七、川辺六、平佐六、高尾野六、伊作四、樋脇四、入来四、田布施三、東郷三、南方三、野田三、阿久根三、喜入二、阿多二、大村二、吉田二、藺牟田二、伊佐一、知覧一、本城一、黒木一)

b 大隅国(加治木二四、国分一八、蒲生一四、佐多七、帖佐六、鹿屋六、清水六、垂水五、山田六、財部三、福山三、踊二、高隈二、襲山二、高山・重富・岩川・百引・大始良・串良・小根占一)

c 日向国(都城四四、高岡二〇、志布志一一、荘内六、飯野・末吉四、高原三、松山・野尻二、穆佐・綾・三俣・高崎一)

d 県外(飢肥三三、佐土原二〇、高鍋一七、延岡一三、福島六、その他八)

大山綱良

鹿児島県土族

家禄百三拾六石 大山綱良

賞典禄八百石 五十二年五月

県令奉職中十年一月二十九日夜、草牟田村陸軍火薬局へ賊三拾名計押入り火薬掠奪シタル旨、同三十日朝届出シニ付一等警部中島健彦並巡查ヲ遣シ火薬局吏員ト立合、其場ノ模様取調サセタル後、同夜十二時頃陸軍大尉新納軍八自宅ニ来リ、今夜モ火薬局へ賊徒大勢千人余モ押入り数ヶ所ノ土蔵ヲ打毀チ、多分ノ火薬ヲ奪取タル由申出、取締向依頼ニ付同人へハ中島健彦方ニ到リ協議ス可キ旨ヲ答、自分ハ直チニ県庁ニ出ル途中、人力車及ビ馬等ニテ弾薬運搬スルヲ目撃シタル俣出庁ノ上、宿直ヲシテ警部十二、三人呼出サセシ折柄中島健彦出頭シ自分ヲ別席ニ延キ申出候ハ、不容易儀発露セシニ付私学校党俄ニ起リ立、右弾薬掠奪ノ事ニ到レリ。其事由ハ、警視庁ニ奉職セシ中原尚雄等廿一名昨年十二月



頃ヨリ陰ニ帰県シ、私学校生徒ヲ離間シ西郷ヲ暗殺シ熊本鎮台ニ報知シ、機ニ投ジ海陸軍ヲ以テ私学校党ヲ塵殺スベシトノ密謀アル趣、中原尚雄義旧友谷口東太（藤太、登太）へ密話セシ趣探訪ノ者ヨリ申出、右密謀ノ儀桐野利秋、篠原国幹等承知スルヤ否、西郷隆盛ノ大隅高山ニ在ルニ屢出會謀議ノ上、旧兵隊ヲ率ヒ上京スルノ儀ニ相決シタルヨリ、私学校党ノ者共彈藥掠奪セシニ到レル段申聞。中島初警部ノ者共ハ中原以下ノ者共捕縛方ニ従事スル趣ニテ退出致シ、夫ヨリ追々桐野兄弟、篠原等出庁ニテ同様ノ談示有之、既ニ西郷ヲ迎ニ遣シ、不日大挙シテ出發スル趣ヲ以テ金穀等ノ用意致シ呉ルベキ依頼を受ケ、西郷等拳兵ノ義尤ト同意スルヨリ、經費金手当第一至急周旋セザルヲ得ズト存ジ、不取敢二月一日承恵社員ニテ長崎ニ相詰メ居ル平田豊治へ、自筆ヲ以テ書面相認メ、畑中原左衛門ナル者へ持セ、其文意ハ、今般西郷大将ヲ暗殺セント謀リシ者ヲ捕獲シ、右ニ付西郷大将等大挙シテ不日上京ス、依テ彼是言レザル經費有之ニ付、曾テ笠野熊吉へ預ケ置候金式万円早々為差出、且社金ノ纏リタル分モ都テ速ニ差送ラルベク、外ニ熊吉ヨリ更ニ金三四万圓借入、是亦至急通送云々、全縣地ノ情況人氣ノ盛ナル事戊辰年間ノ比ニ非ズ、細事ハ畑中ヨリ聞取リ可呉旨ヲ認メ、且別ニ畑中へ勢甚ダ盛シナリ、西郷大将モ弥十二、三日頃發程上京ト相決セリ、猶該書ハ他見ヲ憚ル故宜ク注意アリタシト申含メ差遣シ、同日海軍少佐菅野覺兵衛県庁ニ罷出、昨夜造船所へ賊徒多人數兵器ヲ携へ押入り、土藏數ヶ所ヲ打毀テ銃器彈藥等掠奪セル趣ヲ以テ県庁ノ保護ヲ受ケ度、若シ協ハサレバ熊本鎮台へ掛合可シトノ談示有之、然ルニ鎮台ニ懸合速ニ出兵相成候テハ不意ヲ討タルベキト思惟シ、依テ菅野少佐へハ精々保護ヲ尽スベクニ付鎮台へノ掛合ハ見合、候様程能ク応接ノ上差帰シ（中略）県庁ヨリモ御届致サズテハ他日不都合ト相考へ、一等属洪谷国安、三等属中村兼志へ申付、同日出航ノ汽船ヨリ内務卿へ御届致候。然ルニ右書面ニ、何者トモ不相分磯海軍造船所舍内ニ格護ノ小銃彈藥類都テ奪取タル段該所官員ヨリ急報ニ付、速ニ其筋ニ申付百方搜索中ニ候得共不取敢及御届云々ト相認候義御不審御尤ニ候得共、勿卒ノ際一等属今藤宏へ相認サセタル草案ノ休国安等へ相渡シ、全ク漏漏ニ出タル儀ニテ、決テ朝廷ノ警備ヲ緩ニスル為内務卿ヲ偽リ候訳ニハ無之候、同日八日曜休暇ニハ候へドモ第六課長養田長傳、鎌田正直其他ノ

者等へ申付、庁中有合金、予備、常備、文部委託金、貢金、大蔵省預り金ヲ初メ悉皆取纏サセ、且第六課出仕寺田盛之浜島新助ノ兩人ニ命ジ、宮崎支庁ニ於テモ同様有合金拾式・三万円并造船所且火薬局ヨリ出納課へ預リ置キタル金貳万老・貳千円ヲモ相束ネ同課ノ者ヨリ追テ西郷等へ相渡し(中略)西郷曰、同人此地ニ在ラバ生徒等ヲシテ彈藥掠奪等ノ暴動ハ為サシメザルベシ、然ルニ今日ニ到リテハ致シ方無之、中原等密謀ノ儀モ、全ク大久保ヨリ川路へノ内意ニ出タルモノニ無相違ニ付、親カラ旧兵隊ヲ率ヒ出京シテ大久保利通ニ尋問スルニ決シタル趣申開候ニ付、自分ヨリ沿道ノ府県鎮台等へ通告セザレバ不都合モ難計ト申向ケタル処、然ラバ右文案ハ追テ相廻ス故、中原等ノ口供ヲ添へ政府へノ御届及各府県鎮台へノ通知トモ県庁ニテ取計呉ル可キトノ依頼ニ付承諾シ(中略)

其後西郷等出京云々ノ書面県庁ニ於テ開届タル旨政府へノ御届書、及各府県鎮台へノ通知書等西郷ヨリ廻シ来ル草案ノ俚淨写ノ上、專使廿一名へ申付。旅費等ハ県庁ヨリ前渡し、且万一出先ニ於テ不都合等有之、往来出来難キ節ハ、該県警部巡查へ依頼スベキ旨モ申付。同十四日各出立致サセタリ。右ハ全ク其趣意窃ニ各府県ヲ煽動シ、且勢焰ヲ示候為メ差遣シタル義ニ有之、故ニ高知、和歌山、山形県等ハ沿道ニハ無之候得共同様差遣(中略)

同九日高雄艦著港、河村海軍大輔、林内務少輔等来著ノ由ニテ、書面ヲ以テ上陸ノ義告越タリ、然ルニ私学校ノ者共海岸其他ニ番兵ヲ置キ上陸六ヶ敷存候故、自分右艦ニ到リ面会致候処、右兩人ヨリ前頭銃器彈藥掠奪事件及ビ中原等捕縛ノ始末、其後県下ノ景況等委細尋受候得共、素ヨリ西郷等ニ同意ノ事故実情ハ、不申開程能相答タル所、河村ハ上陸シテ西郷ニ面会致シ度趣故、一応引取、其旨西郷ニ申通シタル処、面会可致トノ義ニ付、再ビ高雄艦ニ到リシ頃ハ生徒等小舟ニ乗組、銃器ヲ以テ右艦へ相迫リタル故、外ニ談話モ不致其俚相別レ同艦モ出港致シタリ(中略)

西郷等出發ノ際、中原等ハ如何処分スベキ旨相尋タル処西郷ヨリ、何レ二月下旬敷三月上旬迄ニハ大阪ニ達スべくニ付、同所ヨリ通知スル迄保護致シ呉ベキトノ頼ニ応ジ、県庁ニテ警備致シ(中略)

追々熟考スルニ、右等暴威ヲ以テ口供ヲ作為シタルハ、全ク挙兵ノ名ヲ求ムル為ニ出タル事ト存ジ且糧食等ノ儀モ西

松本 武雄

郷ノ依頼ニ応ジ其筋へ申付、県庁内ニケ所へ焚出場ヲ設ケ為取賄、都テ西郷隆盛ノ逆意ニ賛成致シ候段深ク奉恐入候」  
「上之園士族 松本武雄

自分儀鹿児島県一等属奉職中ハ第二課長相勤居候、然ル処本年初旬、私学校党ノ者多人數ニテ陸海軍所轄ノ銃器彈藥ヲ奪ヒ、県下不穩ノ景況アリ、中原尚雄等西郷隆盛ヲ暗殺ノ件発覚シ、同人等旧兵隊ヲ率ヒ政府へ尋問トシテ上京スベキ旨ノ届書ヲ、元県令大山綱良ニ出シタリ。自分モ庁中ニテ之ヲ一閱シテ、右暗殺事件ニ付尋問ノ為メ上京スルハ不当トハ不信心得候へ共、兵ヲ率ヒ大挙シテ出ルハ不宜儀ト思考セリ。(中略) 勅使下向ノ節西郷隆盛等ハ官位ヲ奪ハレ、征討ノ命下リタルヨリ、人民保護ニ尽力セント同僚相謀、成丈ケハ相拒ギ候得共、何分彼等暴威ヲ震イ勢抗拒スベカラザル場合ヨリ、自分指揮シテ度々ニ彈藥十箱或ハ五十箱ト凡五百箱計リモ輸送シ(下略)」

柴 善次郎

「鹿児島坂元士族 柴 善次郎

自分義明治八年十一月ヨリ鹿児島県四等警部拜命(中略) 糺方可致旨申付ラレ、右就縛ノ者凡百余名モ之レアリ、(中略) 自分取糺シタルハ大山綱介、安樂兼道、園田長輝、高崎親章、猪鹿倉保、西彦四郎ニ有之、此者共ノ申立ハ大同小異ニテ、私学校へ入校スレバ方向モ立ツガ如クニ思ヒ、各郷ノ士族迄モ争ツテ入校スルハ無智ノ至リニ付、朋友親戚杯へ説諭シ可成入校ヲ差止め、各自見込ノ学問為致度、又志アル者ハ上京ヲ勸メ修業為致度積リニテ帰県セシ旨申立ル者有之、猶暗殺ノ義ヲ糺問スル処囚人ノ左右ヨリ巡査、私学校党群リ来リ、棒ニテ毆打ニ及ブニ付、不得止席ヲ退キ中島健彦へ凡糺彈スルニハ少シハ体裁モ有之モノナルニ、右様差図ヲモ不待無暗ニ乱打シテハ調べモ難出来旨相断候処巡査へ其旨可申聞置旨ニ付再出席、暗殺ノ義ハ中原供出セシト云ハ確實ト妄信罷在候故、園田以下ハ全ク押包ミ居ル事ト存、打テト声掛ケ度々酷烈ノ拷問ニ及ビ候得共、遂ニ暗殺ノ義ハ不申立候ニ付(下略)」

河野 通英

「鹿児島高麗町士族 河野通英

自分義明治九年四月中鹿児島裁判所三級判事補拜命(中略) 中原ヲ調所ニ呼出シ、先ヅ其履歴ヨリ順次ニ帰県ノ事柄

第二章 鹿児島近代化

ヲ相尋候処、此度帰県ノ趣意ハ、近來鹿兒島表私学校党穩カナラザル風聞東京ニ於テ承知シタルニ由リ、園田長輝其他ノ者ト談合シ、各帰県シテ同郷知巳ノ者ヘ大義名分ヲ説キ、一人タリトモ私学校ヘ入校セザル様尽カスベシト決シ、帰県ノ上ハ各郷ヲ徘徊シ至ル処私学校ノ利害ヲ論シ、仮令ヘ入校セシ者モ退校致ス様ニスベシ、而シテ西郷若シ兵ヲ率ルニ至ラバ速カニ東京ヘ報告スベシト相約シ、銘々帰県シタル云々供述セリ。(中略)然ラバ兎ニ角口供ヲ認ムベシト云フニ因リ、分署ニ於テ自分筆ヲ執リ中島、仁礼ト協議ノ上都合能ク相綴リ、西郷ヲ刺シ違ヘル云々ハ第三条文中ヘ加ヘタル処、中島傍ヨリ、コレハ暗殺ノ文字ニ変ヘル方可然ト申シタレドモ、白状セザル義ヲ書キ載セルハ不都合ニ可有之ト自分ヨリ相答ヘタル処(中略)自分ハ戊辰ノ役銃創ヲ負ヒ歩行モ充分ナラザル故、可相辞トモ存ジタレ共、其節ノ勢辞スルト云事ハ言ヒ出シ難キ場合ニ付(中略)前件中原尚雄ノ口供ハ二月五日、園田其外十三名連名ノ口供ハ二月七日ト記載シ、時日ヲ前ニ寄セ之レアルハ如何ノ訳ナルヤ、且ツ其口供中暗殺云々ノ義ハ何ノ証憑ヲ以テ記載致シタルヤ、今般御尋ヲ蒙リタレドモ、右口供ハ中島仁礼ヨリ私学校ヘ協議ニ因テ成リ立チタルモノニ有之、自分ハ其密議ニ干与セザルニ付如何ナル趣意ナルヤ承知致サズ、今ニシテ之ヲ考フレバ、右口供ハ出京ノ名義ヲ各県ニ触レ示ス策略ナルニ付、私学校党鹿兒島出発ノ前々日二月十三日ト記載致シ候テハ人々疑ヒラ懐カシム事ヲ恐レ、時日ヲ前ニ寄セ置キタルモノニ可有之、暗殺云々ノ義ハ何等ノ信憑モ無之、中原尚雄其他ノ者ヨリモ一切申立テザル義ニ付、全ク西郷隆盛旧兵隊ヲ率ヒ出京スルノ名義ヲ立テンガ為メ、右等ノ口供ヲ取柙ヘタル義ト想像致候」

大山の口供書では大山綱良が県令でありながら、西郷軍に援助を与えたようすと、西南役勃発時の事情や軍資金調達などの事情が明らかである。中でも軍資金は一応公金を悉く戦費に提供しているが、不足分を商人たちから借り上げる方策をとったけれども、商人たちは積極的な態度は示さなかつたようである。養田長徳の口供書の中に、「三月町人共県庁ヨリ貸上用金申付相成趣ニテ不服ヲ唱ヘ候由承之」とあり、士族授産事業

として起こした承恵社と撫育社に非常金六万円を出させることにしたと述べている。山形屋でさえ百円しか出していないから多くは期待できないので西郷札の発行とならざるを得なかったであろう。(西郷紙幣は一〇円、五円、一円、五〇銭、二〇銭、一〇銭札合計一四万一四二〇円発行されている)。大山は五代友厚とも親交があるので、西南役には積極的な賛同者ではなかったのであろうけれども、私学校党に牛耳られている県行政の責任者として自殺か協力かの二者択一の窮地に追いこまれたと思うが、さすがに口供書には、挙兵の義尤と同意し、内務省には偽報をなして、奉恐入候と述べている。養田長僖が「大少将タル者ハ非職ト雖モ人数ヲ率ヒ発向スル権モ有之儀乎ト存ジ、殊ニ大山令ハ今般ノ一挙初メヨリ西郷隆盛ニ同意ノ儀ト想像致居候ニ付何モ県令ノ命ヲ奉ズルハ属官ノ本分ト心得(中略)、征討被仰出候ニ付テハ、賊ヲ介クル事業等毫モ有之候テハ実ニ不相濟儀ト恐ハ仕ナガラモ、激徒ノ意ニ抗セバ忽チ県庁モ被焼、人民モ兵難ニ陥リ候事ハ眼前ノ儀ト存ジ、先温和ニ接シ一日一日ト推移リ御征討ノ御主意ニ違戾シ」と言っているが、松本の口供書も類似しているし、柴、河野の口供では、中原尚雄一団の取り調べが拷問によつて行なわれ、その供述には明らかに作為が加えられたことが判然するとともに、取り調べ者自身も批判は有しているながらも参戦しなければならなかった事情を述べている。

第二類は、遊学または官吏として東京に出て行った者で、帰県して役に参加した者である。私学校徒の動きに対しては批判的でありながら、周囲の事情から従軍せざるを得なくされた者たちである。次の二人の口供書は好例であろう。

自分義先年司法省出仕奉職、明治六年冬辭職後引続滞京罷在候処、昨年五月ヨリ帰県致シ居、本年一月廿四日頃踊ノ温泉へ入浴シ二月二三日頃帰宅候処、其両三日以前ヨリ海軍造船所等ノ彈藥ヲ士族輩多人數ニテ掠奪セシ趣承リ、不審ノ事ト存居候処、東京警部中原尚雄等數人名ヲ帰省ニ托シ帰郷、西郷隆盛等ヲ暗殺セント謀リシ事発露シ、捕縛セラレ候趣承リ居候折柄、(中略)然ルニ自分ハ帰県後退テ自ラ耕作致シ居リ、且壯士輩暴激論スル節ハ勉テ説諭ヲ加へ、政府ノ法令ヲ守ルベキ旨申聞タル義モ有之ヨリ、窃ニ因循モノ又ハ一身ノ利ヲ營ム者抔ト申者モ有之、私学校党ニハ自然疎ゼラルル姿ト相成(中略)自分ハ兼テ私学校ナル者ハ、道義ヲ本トシ交リヲ深クスルヲ主トシ学業ヲ授クルノ所ニ無之、名実適セザル者ニ付十分信用モ致サズ、且尋問ノ為出京スルニ兵器ヲ携帯スルハ不審ニ存候ヘドモ、当時県下ノ形勢タルヤ兒女子ニ至ル迄奮テ随行ヲ志願スル程ニテ、大小荷駄方ニテモ申付ラレ候者ハ頗ル名譽ノ如クナル勢ニ有之且西郷ノ為ス所ナレバ敢テ誤ル事モ有之間敷ト存、此上ハ一同ト共ニ出発尽力スベシト決心シ

甲斐 半蔵

一 鹿児島韃靼冬々士族 甲斐半蔵

自分儀明治五年七月出京シ遊学罷在、本年二月十一日頃ト覚へ帰県セシ処、(中略)帰宅ノ後三日ヲ過グレバ鹿児島ノ内地名ハ不知警察屯所へ呼出サレタリ、何等ノ嫌疑アリシニヤト即時出ケレバ、中原尚雄等ト共ニ陰謀ヲ企テ探偵ノタメ帰県セシニ相違アルマジク抔ト取糾サレタリシガ(中略)県下ノ士族ヲ募兵セシニ依リ壯年輩ノ者ハ悉ク出兵シ、若シ此時ニ当リ臆病ヲ構ヘルモノアラバ軍律ニ処ストカ噂アリト、道路ノ説ヲ伝承シタル由ニテ、自分ハ兼テ不審ヲ受タリ、シガ此度ハ如何進退致スカト母ヨリ申聞ケニ付……

第三に属し、しかも鹿児島城下士の主流をなす者が、私学校党及びこれに準ずる者たちである。例を数人拾つてみよう。

城下士

児玉 八次

一 鹿児島武村居住士族 児玉八次

自分儀明治七年私学校設立ノ初メヨリ入校罷在候処、本年二月少警部中原尚雄外數名政府ノ内命ヲ受ケ私学校党ヲ離

仁礼 猶助

間シ、且西郷隆盛、桐野利秋、篠原国幹等ヲ暗殺セント名ヲ帰省等ニ托シ帰国罷在候段発覚致候ニ付、西郷等政府江尋問ノ為メ上京スル趣ニ付、今コソ校中兼テ盟約スル所ノ身ヲ捨テ国家ニ報ズル国難ノ秋ト信ジ随行ヲ乞ヒ、第二大隊五番小隊ノ分隊長トナリ肥後熊本ニ到リ官兵ト戦争中、小隊ヲ中隊ニ改制ノ時五番中隊ノ左小隊長トナリ、五月奇兵四番中隊長ニ挙ラレ豊後口ヤカウチニ出兵罷在ル処、都城破レ宮崎ノ戦ヒ急ナリト聞、援ノ為メ兵ヲ率ヒ八月一日佐土原ニ来リ候処最早宮崎陥リ、官軍佐土原ニ迫リ候折柄ニ付、不取敢同所ニ於テ防戦致候得共支フル能ハズ、延岡ヲ志シ引揚ル途中我兵悉ク散乱シ、四方官軍ニ取囲マレ進退維谷リ、福瀬ニ於テ軍門ニ降服致候」

「新屋敷土族 仁礼猶助

自分儀明治七年中ヨリ西郷隆盛等設置セシ私学校へ入校致シ、(中略) 私学校ノ者一同随行スル由伝承シ、自分モ病ヲ強ヒ随行ヲ乞ヒ(下略)」

白尾 国芳

「堅ノ馬場通土族 白尾国芳

西郷隆盛等政府へ尋問ノ為メ出京致スニ付テハ、途中警衛トシテ県士残ラズ随行ノ趣ヲ伝承、隆盛ノ為ス所ト云ヒ、県士一統ノ事ト云ヒ必ズ御国ノ為メナラント存ジ自ラ随行ヲ乞ヒ(下略)」

上井 甚七

「新正院土族 上井甚七

刈边 元副

其理由承知致サズ候得共、平素人望アル隆盛等ノ所為ナレバ御国ノ為メナルハ必然ナラント存ジ(下略)」

「上荒田土族 刈边元副

自分儀元近衛兵隊軍曹ニシテ征韓ノ議合ザルヨリ辞職、帰県罷在候処、西郷隆盛等私学校ヲ設立セシニ付直ニ入校、尊王憐民国難ニ当テハ一死ヲ俱ニスベシト規則ヲ遵奉罷在候処(下略)」

長崎 信夫

「伊敷村土族 長崎信夫

中原尚雄等政府ノ内命ヲ奉ジ西郷隆盛ヲ暗殺セント謀リシトノ口供ヲ一覽シ、実ニ国憲ヲ犯シ暴逆ノ所業ト只管憤怒

河野圭一郎

二堪へ難ク（下略）

一 高麗町土族 河野圭一郎

自分儀明治六年近衛大尉ニ任ゼラレ、右奉職中明治七年ニ至リ、征韓ノ議起リ西郷隆盛ヲ始メ桐野利秋、篠原国幹等辞職シテ帰県スルニ際シ自分モ病ヲ以テ職ヲ辞シ、於是熟々考ルニ、彈藥掠奪ノ前已ニ政府ヨリ間者ヲ遣シ頻ニ私学校ノ徒ヲ離間シ、且ツ西郷等ヲ刺サントスル由ハ嘗テ聞シ事アリ、殊ニ討薩ノ風説モ頻ニ有之折柄果シテ政府ヨリハ彈藥ヲ運搬シ、且ツ中原等ヲ差越シタルヲ以テ觀レバ、愈々討薩ノ用意ニ相違ナシト妄信シ、能ク社彈藥ヲ掠奪ヲシタルト思フタルナレバ、此上ハ政府へ尋問スルハ至当ト存ジ同意決心シ、同月十七日即チ第五番大隊一番小隊長トナリ隊下ヲ率ヒテ出兵、（中略）岩崎ロヲ防禦スト雖モ、官軍倍々増加シ兵勢大ニ振フ、我軍ハ愈々潰敗シテ士氣尤モ挫ケ復タ為ス所ヲ知ラズ。於是熟々案ズルニ隆盛ハ非常ノ人傑、万一事アルニ当テハ必用ノ人物ナレバ国家ノ為メ実ニ之レヲ惜ム、今日ノ勢ニテハ座シテ亡ヲ竣ツノ外ナキハ必然ニ付、寧口降伏シテ独リ西郷ガ死罪ヲ宥メラレン事ヲ歎訴スルニ如カズト、心窃ニ決セリト雖モ、今發議スルトキハ必ラズ異論噴々起リ、復タ行フベカラザルノ恐アルヲ以テ、時ノ来タルヲ待ち居リタリシニ、（中略）同月廿一日西郷ノ処ニ至リ、今日ノ拳我ノ所為素ヨリ至理至当ナルハ論ヲ俟タズト雖モ、此俚斃ルル時ハ趣旨煙滅シ遂ニ賊ト為テ死スルノミ、実ニ遺憾ニ堪へザルナリ、因テ自分河村參軍ノ処ニ至リ今般其是非ヲ逐一質問シ曲直判然セシメン事ヲ欲スト、自ラ思フ所ヲ隆盛ニ向テ縷述シタリ。然レドモ同人ガ一命ヲ歎訴スルノ意ハ同人ノ身上ニ關係スル事ニ付、態ト之ヲ韜<sup>ツツ</sup>シテ明サザリシ。則チ其方ガ見込ノ通り尽スベシト答ヘラレタルニ付、翌廿二日出城ノ途中逸見ノ処ニ立寄り（中略）自分ハ山野田ト同行、官軍ノ哨兵ニ事由ヲ告ゲシニ磯ニ護送セラレタリ、因テ遂ニ河村參軍ニ面語スルヲ得タリ。（中略）且其他懇切説諭セラレタルニ依リ誠ニ感服シ、毫モ間然ナキニ因リ速カニ帰營シテ衆人ニ説キ、一同帰順ノ目的ヲ達セント欲セシニ、翌廿三日自分ハ被差止、山野田一輔一人帰營差免サレ、且ツ回答スベキ儀アラバ午後五時迄ニ急度回答スベシト申聞ケラレタリ。於是自分ヨリモ村田、逸見等ト申談シ速ニ帰順ノ運ビニ相



野村 忍助

成候様可致旨、一輔へ申含メタリ、然ルニ同人帰宮ノ後、議論一決セザル哉期ニ至ルモ決答ナキニ依リ、終ニ廿四日官軍攻撃ニ相成（下略）

「西田村土族 野村忍助

兼テ道路ノ風説ニ討薩ノ議頻リニ廟堂ニ起レリト聞、壯年輩ハ其説ヲ信ジ、人民保護ノ政府ニシテ無罪ノ者ヲ討伐スルノ理アルベカラズト憤怒扼腕（中略）兼テ西郷ハ維新ノ功臣、爾後節ヲ不改、平生ノ持論ハ只国家遭難ノ節出テテ尽スベキノミト云、故ニ此度ノ一挙ヤ、尋問ノ望ヲ達シタル上ハ必ず外国へノ着手可相成、男兒一命ヲ抛チ尽力スベキノ機会ナリト決意シ（下略）」

竹下 盛隆

「鹿兒島県第一大区二小区土族 竹下盛隆

自分儀三年前ヨリ私学校へ入校罷在候処、本年二月十六日西郷隆盛等政府へ尋問トシテ上京候ニ付、第三大隊七番小隊長岩切喜次郎ノ手ニ編入サレ、銃器彈藥等携帶、隊卒ニテ肥後地へ出テ高瀬ニ於テ官軍ニ抗敵シ、其後振武隊中島建彦ヨリ蒲生ニテ半隊長申付ラレ、加茂、荒佐等ニテ及交戦通リ山敗軍ノ砌山中ニ潜ミ、飢肥白木俣村ニ於テ別働隊第三旅団へ自首仕候」

中馬 八郎

「鹿兒島上内ノ丸土族 中馬八郎

自分儀本年一月十二日頃ト覚へ、第三大区上ノ馬場大竜寺跡ニ設ケタル私学校へ入学シ、日日出校致シ居候処、少警部中原尚雄等名ヲ帰省ニ托シ立返リ、西郷隆盛、桐野利秋、篠原国幹ヲ暗殺セント企テタル旨発露シ、政府へ尋問ノ為メ右隆盛等校徒ヲ引率出発之際、第四番大隊七眷小隊兵士ニ編入セラレ二月十六日鹿兒島ヲ発シ、肥後ニ出テ熊本並山鹿等ニ於テ官軍ト抗戦七シ末、平病差起リ、川尻其他ノ病院ニ於テ療養ヲ加へ快方相成、七月廿七日振武隊五番小隊ニ帰入シ分隊長代理申付ラレ、美々津、川上、福瀬ノ墨ヲ兵士拾余名ト守リ居タル処、八月八日各胸壁瓦解シ自分ニモ大ニ狼狽守リヲ捨テ走り林中ニ潜匿シ、終ニ降伏致シ候」

第二章 鹿兒島の近代化

江田 基

「鹿児島荒田村土族 江田 基

自分儀明治七年私学校設立ノ初メヨリ同校江入校罷在候処、本年二月少警部中原尚雄等政府ノ内命ヲ受ケ西郷隆盛、桐野利秋、篠原国幹等ヲ暗殺セント名ヲ帰省等ニ托シ帰県致居ル段発覚致シ、西郷等政府江尋問ノ為メ上京スルニ随行第三大隊二番小隊長汾陽五郎右衛門隊押伍ト為リ肥後熊本ニ至リ、其後干城三番中隊ノ分隊長ヲ経テ同五番小隊長ニ挙グラレ、所々戦争ヲ経テ八月八日美々津ノ戦ヒニ身方敗北シ、延岡ニ引揚ントスレバ官軍ノ為メ二道ヲ断レ、自分率ユル所ノ兵卒ハ悉ク散乱致シ進退谷リ、福瀬ニ於テ軍門ニ降伏仕候」

土岐 半介

「下荒田土族 土岐半介

自分儀本年三月下旬、西郷隆盛ノ肥後戦地へ応援ノ為出兵可致旨、賊徒逸見十郎太ノ募リニ応ジ人吉ニ出兵、鳳翼隊六番中隊兵卒トナリ佐伯ニ於テ及戦争候後、五番中隊へ組入ラレ左小隊長申付ラレ、中隊長伊地知清ト共ニ隊下ノ卒百余名ヲ指揮シ平島高原等ニ於テ度々及戦争、人吉敗走後大古河ニ於テ大ニ敗レ一中隊僅ニ二十余人ニ討ナサレ、最早敵シ難キヲ以テ七月八日官軍ニ降伏願出候」

平山佐八郎

「鹿児島上荒田土族 平山佐八郎

自分儀本年六月十八日谷山郷賊本営ヨリ呼出ニ付、罷出候処、右本営ノ阿多啓ニヨリ、今般新募ノ兵九百人程有之ヲ鎮撫隊トナシ追テ銃器ヲモ可相渡間、自分へ小隊長申付ルトノ事ニ付、突然ノ儀ニテ相驚再三辞退致シ候得共強テ説諭セラレ、国難ニ付是非相勸候様申聞ラレ候ヨリ遂ニ承諾致シ、半隊長野崎慎吾、分隊長海老原半助共々兵士ヲ指揮シ谷山ニ番兵罷在候処、同月十四日官軍武村進撃、賊敗走致シ、自分隊ニハ未ダ銃器モ無之故応援スル事モ不相叶候ニ付、解隊ヲ言渡シ帰宅罷在候処、先非悔悟自首仕候」

上井 保

「鹿児島西田村土族 上井 保

自分儀本年二月中、鹿児島県令大山綱良管下ニ布達スル所ノ警視局警部中原尚雄等が口供ヲ軽信シ、国家ノ為メ慨歎

鬼丸 五助

罷在ル折柄、同県士族鮫川権助ナル者ヨリ今般西郷隆盛、桐野利秋、篠原国幹等政府へ尋問ノ為メ旧兵隊ノ者ヲ率ヒ上京致候趣申聞ケラレ、自分儀モ旧近衛兵ノ事故、随行致度相願ヒ、即日私学校ニ名簿ヲ納メ第三番大隊五番小隊ノ押伍ニテ従軍、熊本県下ニ到リ、其後第三番大隊五番中隊ノ左小隊長申付ラレ各所ニ於テ屢官軍ニ抗戦致シ、方向ヲ誤リ候段今更悔悟、八月十八日延岡ニ於テ軍門ニ降伏仕候」

「鹿兒島犬迫村士族 鬼丸五助

自分儀兼テ鹿兒島県巡查奉職罷在候処、(中略)旧兵隊ヲ以テ政府へ尋問スルハ不条理ノ事ナリト思考致候処、已ニ同僚巡查ハ不殘私学校徒ニ有之、自分ハ入校致シ居ラザルノミナラズ、妻ニハ川路大警視ノ親戚ニ有之、屢同人方へ出入シタル義モ有之故歟、頗ル校徒ノ疑ヲ受ケ両回視察セラレタル趣ニ付、寧ロ其縛ニ就カンヨリハ加入スルニ如カズト決意シ第四番大隊三番小隊ノ押伍トナリ(下略)」

肥後 直治

「鹿兒島天神馬場士族 肥後直治

自分儀私学校へハ入校不致候ニ付、嚮キニ西郷隆盛等政府へ尋問ノ筋有之校徒ヲ率ヒ上京ノ節ハ關係不致候処、五月五日ヨリ鹿兒島ニ於テ開戦相成リ、家族ト与ニ日間ニ避ケ罷在候内、振武十四番小隊編成相成、壮年輩ハ出兵セザレバ嘲笑セラル勢ニ付、右兵卒ニ加入致候(下略)」

すなわち、私学校の規約を遵奉しようとする者、西郷隆盛が為すことだから御国の為めだと信じる者、西郷隆盛を暗殺しようとする政府は国憲を犯すものであると憤怒する者、討薩戦の用意ならんと憂える者、出兵成功すれば征韓論復活を望む者等々であり、大部分の者が、言訳は一言も述べないで、従軍の経路を言辞少なに供述している。ただ私学校徒でない士族の中には、周囲の事情に迫りこまれて従軍した口供をしている者もある。

以上の城下土の特色を、外城郷土のようすと比べて考えてみよう。

鹿兒島城下土と甲乙のないのは出水郷土であろう。例示すれば

出水郷土  
竹添 節 「出水郷武本村士族 竹添 節

自分儀兼テ私学校へ入校致居候処、本年二月中西郷隆盛等政府江尋問ノ節アリ旧兵隊ノ者共ヲ引率シ上京スルノ際、四番大隊三番小隊ノ兵卒トナリ、肥後山鹿ニ到リ官兵ト抗戦、其後鳥ノ栖ニ於テ出張本営ヨリ報知役三拾余人ノ長ヲ申付ラレ、各所ヲ経テ日向延岡ニ在リシトキ奇兵、二十三番中隊右小隊長ニ転ジ、数度ノ戦ヲナシ、八月十五日隈田ニ於テ到底官軍ノ精強ニ抗敵ス可ラザルヲ知り降伏致候」

宮原 新助 「出水郷西目村士族 宮原新助

自分儀明治十年五月十三日戸長竹原孫右衛門等ヨリ賊徒援兵ノ募リニ応ジ、勇義五番小隊左分隊長トナリ隊下ヲ指揮シ麓ニ出兵、官軍ニ抗敵シ、同所敗走ノ末散兵ヲ紫尾山ニテ引纏メ、六月廿二日隊中一同別働第三旅団本部へ降伏仕候」  
のように一四名とも一言の弁解をもしていない。さすが出水兵児だと言わざるを得ない。

その他の郷士は、私学校分校徒は別としても、大体に於て弁明型の感がある。初めに私学校分校徒の例をあげれば、次の通りであつて、城下土と変わりは見受けられない。

前田軍左衛門 「加治木郷天神馬場士族 前田軍左衛門

自分儀兼テ私学校へ入校ノ者ニ候処、本年二月西郷隆盛暴発ノ際別府晋助ノ申付ニ依リ、第六大隊四番小隊ノ小隊長トナリ、部下ヲ率ヒ熊本県其他諸所ニ於テ官兵ニ抗敵シ、其末、奇兵二番中隊付ノ少隊監軍トナリ、然ルニ小隊長欠員ナルヲ以テ小隊長代理申付ラレ尚又美々津等ニ於テ抗戦ノ末前非悔悟、警視出張所ニ自首仕候」  
私学徒外の郷士の例をあげよう。

田中太左衛門

「谿山郷上福本村士族 田中太左衛門

同志一同談合候処、出兵ノ義決シテ本意ニ無之、然ルニ之ヲ違背スル時ハ一身上ハ勿論、一家ノ安危ニ關係可致ノ風聞モ有之、旁ニ付不得止出兵可致ト一決（下略）」

徳丸 吉蔵

「平佐郷平佐村士族 徳丸吉蔵

自分ハ兼テ東京ヨリ帰県セシ警部等ニ懇意ノ者有之、私学校ヨリ嫌疑アリシ趣モ伝承シ、如何ノ災ノ身ニ及バンカト案勞ノ際ニ付（下略）」

高木 敬助

「水引郷士族 高木敬助

相断候処、壮者ニシテ故ナク出兵セザル者ハ即敵ナリ、兵隊ヲ差向ベキ段被相迫、不得止其募リニ応ジ（下略）」

小浜半之丞

「加治木郷反土村士族 小浜半之丞

自分儀去ル明治七年同県下士族別府晋助ノ勸メニ依リ私学校ニ入り候得共、同校ノ規則タルヤ同心協力ヲ主トシ學術研究等ノ課業無之、常ニ論ノ合ハザル処ヨリ終ニ明治八年九月中退校致シ、其以來妻孥ニ至ル迄郷中ノ交誼ヲ絶タレ独立シテ閑居罷在候処、本年二月中西郷隆盛等政府へ尋問ノ筋有之趣ニテ上京スルニ際シ、今般随行セザル者ハ血祭トシテ斬リ殺ス杯ト申触レ候旨伝聞候付、家居罷在候ハバ如何ナル慘酷ニ遭ハンモ難計ト心痛ノ余リ（中略）二月十五日夜窃ニ家ヲ脱シ清武ニ至リ、順逆ヲモ弁ヘズ飫肥ノ兵隊ニ随行シ（下略）」

宅間 道心

「今和泉郷岩本村士族 宅間道心

自分儀明治九年中私学校生徒ニ加入シ、其節、国家有事ノ日ハ西郷隆盛ノ指揮ニ從ヒ生死ヲ共ニスベキ校則ニ有之趣永山守武ヨリ申聞クルヲ承諾致、折々通学致居候処、（中略、二月出陣八月降伏九月再出陣）当郷ヨリモ同ジク出兵致スベク、若シ違反スルニ於テハ兵隊ヲ差向ケ討伐スベキ旨申聞ニ付、自分ハ先非ヲ悔悟シ降伏セシ上ハ其促シニ難応旨謝絶致シタレ共、猶篤ト熟考スルニ、討伐ヲ受クルニ至レバ其災ヒ独リ一身ニ止ラズ、父母妻子ニモ及ブベクト畏懼ヲ

抱き、一先ツ出兵シ機ニ投ジ致方モアルベクト相考（下略）」

「鹿屋郷麓士族 中尾亮左衛門

中尾亮左衛門

実父病氣ニ付固辞致候処、今般ノ国難ニ当リ縦令父病氣ナリトモ右ヲ以テ辞退ハ不相成旨申聞、不得止当郷ヨリ十八

人出兵（下略）」

上野 徳二

「穎娃郷士族 上野徳二

帰順願出デ謹慎中ノ身分ナルヲ以テ再応其募ニ応ズル儀ハ不相濟次第ト思惟シナガラ、其勢ノ盛ナル方ニ帰依セザレバ災害ヲ蒙ランモ難計ト存ジ（下略）」

橋口仲五郎

「高城郷西方村士族 橋口仲五郎外六名

壯者ニシテ故ナク出兵セザル者ハ、世上ノ交際モ難相調勢ニ立至リ、一同情願ニ依リ出兵致シ兵卒トナリ、各隊長ノ指揮ニ従ヒ諸所ニ於テ官兵ト抗戦及ビタル末、一同先非ヲ悔悟シ七月初旬右始末自首致候処、自宅謹慎被申付候（下略）

萩原 貞顕

「市来郷長里村士族 萩原貞顕

自分義本年二月七日自宅ニ在リシ処、何等ノ訳アツテカ巡查二名外ニ私学校徒ノ者ト見受ケシガ十名余来リ、鹿児島ニ於テ御用ノ筋アリト捕縛ノ上、広小路警察署へ拘引セラレ、同所ニテ、実弟貞熹兼テ警視署巡查奉職イタシ居レバ、一月以来私学校又ハ県下ノ景況ヲ東京へ通知シタル可シト厳シク取調ラレシニ付、仮令実弟貞熹巡查奉職セシモ決シテ右等ノ事ハ無之趣弁解シタル処、左スレバコノ度陸軍大将西郷隆盛、上京ニ相成ルニ付出兵イタシ、実功ヲ相立ベクト申付ラレ、其趣旨如何ハ不知モ之ヲ断ハラントスレバ前件ノ場合ニ付、身ニ禍ヲ招クハ必然ト危難ヲ怖レ（下略）」

以上でわかることは、「もし従軍しなければ一身のことはもちろん、一家に危難がかかる恐れがあったから」あるいは「出兵しなければ血祭りに殺されるから」やむを得ず従軍したと口供していることである。

また、宮崎県士族は出兵に関する大義名分を見出すことに苦勞したり、周囲の情勢でやむを得ないで出陣した者も多かったようである。例を示せば次の如くである。

小牧 秀発

「那珂郡佐土原下田島村士族 小牧秀発

隆盛ニハ維新以来国家ニ勲勞之レアリ未ダ陸軍大将ノ印綬ヲ佩ビ居、政府ノ優待甚ダ厚キノミナラズ、其一挙一動敢テ名義ヲ踏マザルナク、佐賀ノ變、肥後ノ乱ノ如キ無名ノ挙ニ於テハ動カザルモノニシテ、当時ハ鹿児島ニ隱匿スルモ他日必ズ国家ノ為メ尽ス可キノ人ナリ、然ルニ之ヲ暗殺セントスルハ実ニ国憲ヲ犯シタル事ニシテ、隆盛等之ヲ尋問スルハ固ヨリ名義判然タル儀ト妄信シ（中略）兼テ隆盛ノ人ト為リヲ信ズル厚キ自分等キモノ多クニシテ、其挙全ク名義アリト妄信シ、之レニ随行スルハ苟モ義心ヲ懷クモノノ為スベキ処ナルノミナラズ、旧藩本来ノ契情モ亦之レアリ（中略）佐土原ハ反心帰郷セシニ付、若シ此募リニ応ゼザレバ薩兵ヲ以テ來撃スベシト相迫リ、勢避クルニ途ナシ、然ルニ一旦過チヲ改メ謹慎セシ以上ハ、仮令身ハ寸断セラレモ義ニ斃ルルハ丈夫ノ為ス所ナリト雖モ、若シ之ニ応ゼザレバ忽チ賊手ニ縛セラレ非命ノ死ヲ遂グルカ、又ハ薩兵ノ來撃ヲ請レバ郷里挙テ焦土トナリ、父子兄弟親戚等ハ勿論同郷人ノ悲嘆ニ係ルハ必然ニ付、寧其招募ニ応ズルニ如カズト、乍不本意再起（下略）」

守永 守

「那珂郡肥桶原村士族 守永 守

一人ノ敢テ此挙ヲ非トスルモノナク互ニ雷同シテ、鹿児島ニ応ズル議ナル故、仮令大山ハ県令ナルモ若シ西郷ト同心事ヲ謀ルトキハ、中原以下暗殺ヲ謀リシトノ事モ甚信シ難シト發言シタルニ、ただ長輔ヨリ忽チ論破セラレ、尚ホ半信半疑ナレドモ（下略）

田中 束穂

「那珂郡福島西方村士族 田中束穂

陸軍大将ニシテ維新以来ノ功臣タル隆盛ノ為ス所ナルノミナラズ、県令之ヲ聞キ届ケ、加之、区长ノ闕下ニ出ルモ亦県庁ノ許可有之上ハ名義判然タル事ト妄信シ（下略）」

中村 政吉

「諸県郡高岡飯田村士族 中村政吉

壯士輩争フテ相応ズル次第二立至リ、其原由ノ詳カナルハ知ラザレドモ、維新以來功勞アル陸軍大將ノ為ス企ナルニ依リ、決シテ不名義ノ事ハ之有間敷ト妄信シ其募リニ応ジタル処（下略）」

岡本 勝知

「日向国児湯郡高鍋石原村士族 岡本勝知

辞候処、参軍ヨリ敵重ノ申付ノ趣ニテ免サレズ、依テ考フルニ、此上固辞スレバ為メニ如何成ル難ノ身ニ及バンモ計リ難ク、且ツ東寺出兵兵ヲ拒メバ或ハ縛セラレ、或ハ斬殺セラルル杯ノ風聞之レアリ、目前ノ難ヲ避クルニシカズト止ムヲ得ズ命ニ随ヒ（中略）前頭ノ如ク素ヨリ官兵ニ抗スル所存毫モ之レ無キ事故、途中ヨリ遁走山中へ潜伏、賊ノ遠ク去ルヲ待チ同月五日轟村ニ出テ前条ノ始末自首仕候」

薩軍本営から五月に次の回章と定が出されている。

薩軍回章

回章

今般不容易卒ニ立至リ己ニ此際ニ臨ミ候上ハ姦賊分隊ヲ日向路ニ差向ケ、人民困難ニ差掛リ候儀眼前ノ事ニ候間、何レ我兵割拠シ民政ヲ布キ候地ヲ父母ノ地ト思ヘバ、士民一心ノ義務ヲ竭スハ当然ノ事ニテ、募兵ノ尽力ハ勿論ノ儀ニ候間、士族ノ外農商ハ可成強富壯年輩ヲ可募立、万々及違背者共ハ敵ト見做シ軍制ノ処分可行候条、各区戸長へ御注意有之度候様御尽力ノ程分テ及御依頼候

明治十年五月廿一日

定

一、戎器ヲ棄テ逃走スル者

一、戦場ニ於テ兵ノ分ヲ誤ル者



一、道路本陣其外人民ニ対シ乱暴狼籍スル者

右相犯スニ於テハ尽ク割腹ニ処シ候条、厚ク可得其意事

但シ戦場ヲ脱シ逃帰等致候老尽ク捕縛致シ人吉ノ方ニテ其罪ヲ相糺候条是又相心得夫卒ニ至ル迄無漏告論可致事

明治十年五月廿九日

塚本長民

延岡岡富村土族塚本長民の口供書の中に、西郷拳兵について真相を確かめるために、鹿児島に三人派遣した時の模様が、

「県庁ニテハ出兵ノ可否ハ指令ニ及ビ難キトノ事ニ付、本営ニ致リシ処、門番共頗ル粗暴ヲ極メ、或ハ門外へ引出シ取次不申ト言捨ラレ已ムヲ得ズ空シク立返レリ」とあるから、二月の段階では私学校徒だけで編成する予定だったことがわかるが、戦況不利となった五月には、募兵に当たって圧力を加えざるを得なかったのである。この圧力に屈してやむを得ず出兵した者が多かったことは、外城郷士ならびに宮崎県部隊の口供書が明示している。それに比べて、私学校がほとんどである鹿児島城下士は、私学校の盟約に随順して、出陣は当然のこととして受け取っているようである。さらに、従軍者の大部分に共通して考えられる出陣の根柢には、維新に功勞をつくした西郷が為すことであるから正しいに違いないし、その西郷を暗殺しようとするのは大久保たちの政府が間違っていると思つたらしいことである。西郷隆盛個人を尊崇して、一言の愚痴をこぼさなかつた点はさすがだと言えるが、日本の新しい政治の方向に対する広い視野に立つた判断に欠ける所があつたというそしりは免れ得ないであろう。

家は焼かれ、夫や働けるむすこたちを戦場で失い、巷には立ち食いの食い物屋と密売淫が繁盛する町が、戦争終了後の鹿児島島の風景であった。

官軍墓地

さらに、祇園洲墓地に祭られた官軍は、陸軍将校・下士・卒合わせて八六〇名、海軍将校・下士・卒合計

二八名、警視隊三五三名、平民病死者二九名、合計一二七〇人である。

実に六〇〇〇有余の尊い人命が失われ傷者三万を数えた。新しい時代を建設しなければならない貴重な時に失われたこれらのエネルギーは、惜しんでもなお余りありと言わなければならない。

明治維新の大業に、全国に先んじて邁進していたにもかかわらず、西南の役は鹿児島を大きくつまずかせ、鹿児島は低迷にあえがなければならなかった。

国としても大きな損失であった。四〇〇〇万円を越すむだ使いは、日本経済の大混乱をひき起こした。この世から武士を抹殺するためとは言いながら、この代償は余りにも大きかった。しかし松方正義による戦後処理のインフレ・



清水町 骨納墓墳修官旧

デフレのゆずぶりは、日本資本主義準備への資本の蓄積を大いに促進させたことは疑いない。

鹿兒島を焼き払った西南の役は、消防ポンプを記念に残したが、関連して種々の話題を咲かせている。  
二・三拾ってみる。

西南役の話  
題  
気球創始

一、明治世相編年辞典によると

「築地海軍兵学校で気球の飛揚試験を行なう。これは、西南戦争で官軍と熊本城内との連絡に使うため、兵学校が命じられて作ったもので、気球は長さ九間・幅五間・周囲一七間、奉書紬一二〇反をミシン縫いでゴム塗りにしたといわれている。ガスは金杉の瓦斯局から六五〇間の管で導いて一五〇〇立方尺を蒸気ボンプで送りこんだ。この気球の試作は外国人の手を借りずに造ったもので、実戦使用にはいたらなかったが、わが国軍用気球の創始として話題を残した。〈東京瓦斯七〇年史〉」

二、同

赤十字社

「(佐野常民は)鹿兒島征討に際し、官軍、西郷軍の区別なく傷病者の手当てをなし、博愛社を結成して大政官に願い出たが許されず、鹿兒島県に赴いて征討軍指揮の有栖川宮に願って許された。日本赤十字社ではこの日を創立記念日としている。〈赤十字社の一〇〇年〉」

三、資料日本近代史

芋判

「西南の役事済みて後、岩谷松平氏は素と鹿兒島の人なるを以て、三井銀行三野村氏の托を受けて、逸早く金禄公債証書を郷地の士族より買ひ取らんとて赴きしに、戦乱後の疲弊に困りし士族は案の如く手放す者多かりしかば、岩谷氏は先づ半金を与へて約束証書を受取りぬ。然るに兵変その外混雑に際して実印を紛失せし者多く、己むを得ず間に合せの為に甘藷を刻みて之れに代へ、その証書に捺印し了らしめたり。

其後再び半金を渡して金禄公債を受くるに及び彼れより添へて渡したる売渡済の証書名下の捺印執れも先きの者と異なりしかば、帰京の後ち三野村氏は稍々岩谷氏を疑ひたりという。日を経るままに洶れ萎びて形も縮まるべく皺もよるべく、印形の変はりしも亦尤もの次第なり。茶史子曰く豈唯だ甘藷のみならんや石の印も時あつてか磨滅するものとせば、一使用毎にその幾分を磨り去られ形を變ずるものと見ゆ。印形は人の心の標章なり心だに誠ならば芋印形人に負かじ」

四、同

戦争成金藤田伝三郎の騒動成金の簇出を見た。藤田伝三郎もその一人であつた」

なお、大阪では贋造紙幣が横行して、藤田伝三郎はその犯人として明治十二年九月十五日捕えられるという大騒ぎが起こつたが、真犯人は神奈川県医師熊坂長庵であつたという一幕が附録についていた。

五、同

評論新聞は西郷軍のスパイであるが、その翌九年一月より六ヶ月間に編輯員十八人があとへあとへと入獄した。いづれも明治八年六月に公布した改正の新聞紙条例及び讒謗律に拠つて刑に処せられたのであるが、禁獄は屁の如し罰金平左衛門と叫んで倍々猛烈に反上抗言の評論を続載するので政府の方が呆れてしまひ、これでは刑罰の効なしと

アグネタ果終に同九年七月五日

己ニ准允ヲ受ケタル新聞雜誌雜報ノ国安ヲ妨害スト認メラルモノハ内務省ニ於テ其発行ヲ禁止又ハ停止スベシ

との新法令を發布して、其発行を禁止したので「評論新聞」は同七月八日に発行した第九号を最後として廃刊。

「西南記伝」によれば、評論新聞は一面に於て政府攻撃の急先鋒たると同時に一面に於ては私学校党の通信機関たり。而して穆は巧に評論新聞を利用し中央政府の機密を探知し、之を桐野利秋、篠原国幹等に報告する所ありき。然るに穆は政府は探偵甚だ厳なりしを以て其親信する書生吉井常也（前任和歌山県警部長）及痴漢の称ありし中村武右衛門を以て使者とし、毎に鹿兒島に往復せしめたり。而して武右衛門の鹿兒島に赴くや其書面を足袋の裏に挿み僅に之を桐野、篠原等に渡すことを得たりと云ふ。

穆氣脈を私学校党に通じ、評論新聞を發刊し政府に反抗したるを以て、政府の偵察甚だ厳に探偵常に穆の行跡を趁おひ或は書生と為り或は婢僕となり或は記者と為り穆の一举一動政府の注目する所と為る。当時記者田中直哉、鳥居正功、碓山安邦等の如き探偵の嫌疑を蒙り、吉井常也の如きも亦其嫌疑者の一人なりしと。

評論新聞の記者及客員には知名の文士論客数十名に下らず、評論新聞の收入余剰あるときは皆之を平等に分配し、若し其不足を生ずるときは穆自ら之を支出し、其辛甘苦樂社員と共に皆之を同うしたるを以て、評論新聞社員は恰も共同家族の如き観ありしと云ふ。

さて海老原穆が刑を受くるに至ったのは、薩州へ送るべき私書を警視当局に没収されたが為めで、明治十年十二月二十五日臨時裁判所で左の如き判決を下された事は当時の二、三新聞に載つて居る。

東京第一大区八小区鎗尾町五番地寄留

海老原 穆

鹿児島県土族 海老原 穆

其方儀国憲ヲ紊乱セント欲シ桐野利秋、篠原国幹ニ宛若シ鹿児島暴拳スルトキハ巡查鎮台ノ如キモ皆ナ逃去ルヘシ即今実ニ一大好機会真ニ大挙シテ全国人民ノ困苦ヲ救フベキ期ナリ唯一日ヨリモ迅速ナルヲ良策トス不日愉快ノ拜謁ヲ遂ケ積年ノ憤懣ヲ流血ノ中ニ晴スベクト日夜屈指相待ツ云々ノ書簡ヲ認メ、之ヲ差送ラントセシ科ニ依リ、除族ノ上懲役一年申付ル

此穆は各地浪遊の果七二才の高齡で明治三十四年六月横浜の寓居で歿去した

大久保への  
憎

六、明治十一年五月征韓論者島田一郎に大久保利通が殺されたのは気の毒な話だが、大久保の死が鹿児島に報じられると、西南の役に死傷者を出した家々では赤飯を炊いて喜んだと伝えられているが、私学校徒たちは西郷を野に下したのは大久保であるから大久保を殺せと意気まいていたから、西南の役で西郷をはじめ鹿児島の人たちを殺したのは大久保利通であると信じこんだ人たちが多かったのである。その後大久保利通は鹿児島から恨まれる存在になつてしまつた。

## II 後 期

一〇年間といへば短いようだが、鹿児島は御一新の栄光に輝く夜明けから、焼身自殺をするまで波瀾らん万丈

の長い年月であった。明治十一年を迎えて再出発が始まるのである。

**復興** 戦争のために閉鎖されたものや中断されたものの復興状況をみよう。

師範学校復興  
小学校復興  
中学校復興

閉鎖された学校は、明治十年十一月師範学校が元松原小学校に仮設再興したのをはじめに、十一年四月田上小学、七月県立鹿児島中学校など十一年中にほとんどの学校が再興または統合新設が行なわれた。郡元小・中村小・管原小・小高小等の新設、滑川小・高嶺小が合併して竜尾小の創立などである。県庁も十一年一月仮建築が落成した。

秩禄処分  
始まる

中断されていた秩禄処分も「芋判」の史料にもあるように、西南の役で困窮した士族たちがおしかけて、十年十月に開始して、十一年中には完了した。

てこずったのは地租改正であった。

地租改正

地租改正条例が明治六年七月に公布されたので、翌年七月県は各郷に地券掛をおいて地券発行を始め、明治九年には地租改正に着手した。「府藩県制史」は、七難治県と題して、佐賀・鹿児島・高知・山口・石川愛媛・酒田の七県をあげ、最も厄介やっかいなのは鹿児島県であるとして、「我儘至極の鹿児島県は、長官県令より雇小使に至るまで、一切他県人を入れなかった。地租改正局の興津某が同県庁へ出張した時、何しに来たかと叫んで袋叩きにされた」と云ふ話もあり、明治八年九月二十三日の「朝野新聞」には「薩藩討すべし」との論が出て居る。目に余つての所見發表たること云ふ迄もない」と書いているが、鹿児島県が乗り気でなかったこともたしかだろう。それもあるうが鹿児島県の場合は郷土制度と門割制度という独特な土地制度があったために、土地の所有者を決定するには種々の問題が介在していたことが、地租改正をはかどらせなかつ

たのではなからうか。

鹿児島では、庁下(県下とも呼び、県庁付近の士族屋敷地帯)と三町戸長に対して、地租改正を始めることを通知して、最初に地域の境界調査から着手した。というのは旧無税屋敷が隣接の郡村地に散在しているのがあって、市街と郡村との境界が判然としなかつたので、あらためて、庁下・上町・下町・西田町を市街とし、その境界を官員を派遣して調査したのである。ようやく手をつけたばかりで西南の役となつて中断されたのである。

### 地租改正再開

再開されたのは明治十二年で、市街地は二月から始まつた。市街地の場合難問が一つ加わつた。というのは西南の役で家を焼き払われたために地価をどのように決定するか、決定しても納税力が無いという問題であつた。地租改正に関する報告書は、つぶさに説明してくれているから次に示そう。

#### 「鹿児島県伺

管下薩摩国鹿児島市街地租改正之儀、明治十二年二月ヲ以テ着手シ、本年四月ニ至リ全ク竣業セリ。抑当市街ニ於ケルヤ、旧武家町家地ヲ合併セシモノニシテ、土邸商店共総テ壬申以降追々、沽券税施行ノ地ニ有之、今日ニ至リテ其地位税額等決シテ公平適當ノモノニ非サルヲ以テ、貴局官員卜再三商議ニ涉リ、各町戸長総代人ヲ招集シ、予メ其目的ヲ指示セシニ、当市街之儀ハ僻陬ノ一港地、元ヨリ四達五通ノ便地ト景況大ニ異ナリテ、商業振ハス、旧武家地ニ至リテハ寥々トシテ纔ニ市街ノ風姿ヲ帯ルノミ。況ンヤ丁丑ノ擾乱ニ際シ、家屋資財、尽ク烏有ト化シ、其産ナキ者尠シトセス。今ニ追ンテ焦土尚堆ク、邸中草ノ苒々タルヲ見ル。然ルニ予定ノ租額ヲ課セラルルニ至ツテハ、実地其負荷ニ堪ヘサル旨、縷々困厄ノ事情ヲ吐露シ



テ、敢テ之ヲ肯ンセサレトモ、其旧税ノ偏輕ナル所以、其新租ノ公平ナル理由ヲ、丁寧反復曉諭説明シテ、幸ニ之ヲ服諾セシメ、漸ク整理ノ功ヲ得ルニ至レリ。若夫人民ノ苦情百出紛議囂々タルハ、乱後日尚淺ク疲弊艱難ヨリノ然ラシムル所ニシテ、他アルニ非ス。其税額ニ至リテハ、公平至当實際不都合ナキヲ信認セリ。然レバ明治十二年後半分ヨリ新税施行御允可相成度（略）<sup>一</sup>

この伺いに対しては、その通りに許可されて十二年の後半期分から施行されることになった。次の報告は地租改正事務完了を告げている。

「薩摩国鹿児島市街地改租ノ調査タル、百事成規ニ照シ地位ノ權衡其當ヲ得テ地価額ノ実地ニ適スルハ厚信而不疑ノ所ナリ。況ヤ曩ニ内稟ノ予定価ト毫モ扞格セシモノナシ。依之該県令上申ノ通御裁可アラシコトヲ仰冀仕候此段復命候也

明治十四年五月 鹿児島出張九等出仕

片柳篤代理

同県出張十一等出仕

原 信謹

地租改正事務局総裁

大隈重信殿 一

この結果次の通り地租が決定された。

地租改正結

「鹿児島県管下薩摩旧鹿児島市街地新旧税額差引調

第二章 鹿児島島の近代化

旧地坪一二〇万一一七七坪四合八勺

但六尺竿

一、宅地坪一〇九万四一六三坪四合一勺

一、田畑反別四〇町七反九畝歩

此坪一二万二三七〇坪

合計一二一六五三三坪四合一勺

但六尺竿丈量 生地坪

内一万五三五五坪九合三勺

改出 旧坪二一分二厘六毛ヨ

此地価金二〇万一六二四円五一錢六厘

旧地租金一四九六円五七錢八厘

此地租金五〇四〇円五一錢三厘

差引 金三五一四円三錢五厘 増

此訳

一、宅地坪一〇九万四一六三坪四合一勺

此地価金一九万九六八五円一五錢六厘

但 一〇〇坪金一八円二五錢余

此地租金四九二円一二錢九厘

一、田反別二町三反六畝二〇歩

此收穫米九石七斗七升七勺

但一反歩二付 米四斗一升二合八勺ヨ

此地価金四〇九円四四錢

但一反歩二付 金一七円三〇錢ヨ

此地租金一〇円二三錢六厘

但相場一石二付 金四円九三錢利子六朱

一、畑反別三八町四反二畝一〇歩

此收穫大麦七五石六斗二升六合六勺

但一反歩二付 大麦一斗九升六合八勺ヨ

此地価金一五二九円九二錢

但一反歩二付 金三円九八錢二厘内

此地租金三八円二四錢八厘

但相場一石二付 金二円三八錢利子六朱

一、切換畑反別七畝一八歩

此收穫大麦四升五合六勺

第二章 鹿兒島の近代化

第五編 明治前期の鹿児島

但一反歩ニ付 大麥六升

此地価金九二銭

但一反歩ニ付 金一円二二銭ヨ

此地租金二銭三厘

但相場一石ニ付 金二円三八銭利子六朱

一、林反別七反四畝三歩

此地価金八円九七銭

但一町歩ニ付 金一一円九九銭七厘ヨ

此地租金二二銭四厘

一、山林反別九町六反一一歩

此地価金八六円四三銭

但一町歩ニ付 金九円内

此地租金二円一六銭一厘

一、柴生地反別九四町四反三畝五歩

此地価金五六六円五九銭

但一町歩ニ付 金六円ヨ

此地租金一四円一六銭五厘

一、柴草生地反別三八町二反三畝二歩  
此地価金四五円五八銭

但一町歩二付 金二円五〇銭ヨ  
此地租金一円一四銭

一、草生地反別三八町二反二畝一三歩  
此地価金九五円五六銭

但一町歩二付 金二円五〇銭内  
此地租金二円三八銭九厘

合計地価金二〇万二四二八円五六銭六厘  
此地租金五〇六〇円七一銭五厘

内一厘乗算不足

(地租改正資料) (注二) 一

丈量の結果、総面積で二二万六五三三坪四合一勺(約四二五万七八六六・九三五平米)となつて、坪(三・三平米)当たり一・二六%はかり出している。

この地価が二〇万二四四四円五一銭六厘で、その地租が五〇四〇円六一銭三厘となつて、改正前が一四九六円五七銭八厘だったから、差し引き三五四四円三銭五厘の増となつたのである。改正前は市街地の宅地はほとんどが無税地だったのだから、地租が大幅に増額になつたのは当然であつた。此の増額の分は、十二年度

収 税

後半期分と十三年度分に対して、住民たちの願いによって十八年から年賦延納が十七年に許可されている。明治十二年九月収税委員出張所が、上町堅馬場二六番地に開設され、十四年八月大蔵省租税局出張所が設置されて収税事務が開始された。

県庁人事

岩村県令は着任以来県庁人事の刷新を手がけていたが、明治十一年度県庁役人で、一等属一〇等属および一等警部一〇等警部までの一六四人を出身県別にすれば、東京二六・高知一一・静岡九・長崎八・石川八・茨城六・山形六・熊本五・千葉五、その他五四で、鹿児島は二六人で一六％に過ぎなかった。

十年十二月鹿児島第一・第二・第三大区の区長に二級区長青山良啓・副区長に上村行英・松元利中を任命して、区長事務取扱所を築町に設けた。十一年七月郡区町村編成法が実施され、鹿児島第一大区は一五小区、第二大区は一三小区、第三大区は一五小区に分けられた。十二年三月郡役所が開庁して、鹿児島郡・谷山郡・熊毛郡・<sup>ごむ</sup>馭謨郡を管轄する郡役所が築町に置かれ、初代郡長は有馬純行が任ぜられた。鹿児島郡の郡役所の管轄は、十四年に鹿児島郡・日置郡・谷山郡・熊毛郡・馭謨郡、十八年には鹿児島郡・谷山郡・日置郡に、二十年には鹿児島郡・谷山郡・北大隅郡に変更があった。鹿児島郡は鹿児島と吉田郷で編成されていた。

鹿児島郡の町と村

鹿児島県地誌によって鹿児島島のようすをみよう。

鹿児島島は四七町二一村からなっていて、町は、山下町・易居町・生産町・六日町・築町・汐見町・泉町・金生町・中町・呉服町・大黒町・堀江町・住吉町・舟津町・新町・松原通町・小川町・和泉屋町・恵美須町・車町・柳町・栄町・浜町・向江町・新照院町・薬師馬場町・鷹師馬場町・西田町・平之馬場町・西千石

馬場町・東千石町・加治屋町・山之口馬場町・樋之口通町・新屋敷通町・下荒田町・高麗町・上之園町・冷水通町・長田町・下竜尾町・上竜尾町・池之上町・鼓川町・稻荷馬場町・清水馬場町・春日小路町の四七で、村は、郡元村・荒田村・中村・西之別府村・田上村・武村・西田村・永吉村・小野村・下伊敷村・上伊敷村・犬迫村・小山田村・比志島村・岡ノ原村・川上村・下田村・宇宿村・坂元村・塩屋村・吉野村の二一であつた。

総戸数・  
人口

戸数は、本籍二万三八二二戸（土族八六二八戸、平民一万五一八四戸）、寄留三三二戸（華族一戸、土族一二二戸、平民二〇〇戸）、社寺八〇戸、計二万四二二四戸であり

人口は、男三万二八七二口（土族一万〇二八七口、平民二万二五八五口）、女子四万五一七口（土族一万五一三一口、平民二万九九八一口）、計七万七九八九口であつた。

**市街地** 四七町の市街地についてみると

官庁 (1) 官庁は、鹿児島県庁（山下町）、鹿児島警察署（山之口馬場町）、鹿児島裁判所（山下町）、勸業試験場（山下町・西田町）、監獄署（小川町）、電信分局（山下町）、郵便局（六日町）、郡役所（築町）があり、学校は、県立師範学校（山下町）、県立女子師範学校（山下町）、県立中学校（易居町）、公立小学校三〇校の総計三三校で、病院は私立病院が二院（二本松馬場・小川町）があつた。

病字 (2) 字地には、内ノ丸（上竜尾町）、上ノ原（下竜尾町）、岩崎（山下町）、堅野（下竜尾町）、城方谷（長田町）、冷水（冷水通町）、中福良（東千石町）、堀ノ面（長田町）、後迫（稻荷馬場町）、田ノ浦（清水馬場町）、大門口（松原通町）、中洲（高麗町）、三角門（上之園通町）、築地（向江町・浜町）、

戸数・人口

鶴江岬たんだろ（春日小路町）、町口（春日小路町）、堂ノ前（池之上町）、都曇峯たんだろ（鼓川町）があつた。

(3) 戸数は本籍一万三九四一戸（士族六一八〇戸、平民七七六一戸）、寄留二八八戸（士族九九戸、平民一八九戸）、神社一七戸（県社二、郷社九、招魂社一）、村社三、無格二）仏寺八戸（禪三、天台一、真言一、真宗三）、総計一万四二五四戸で、人口は、男一万一九七二

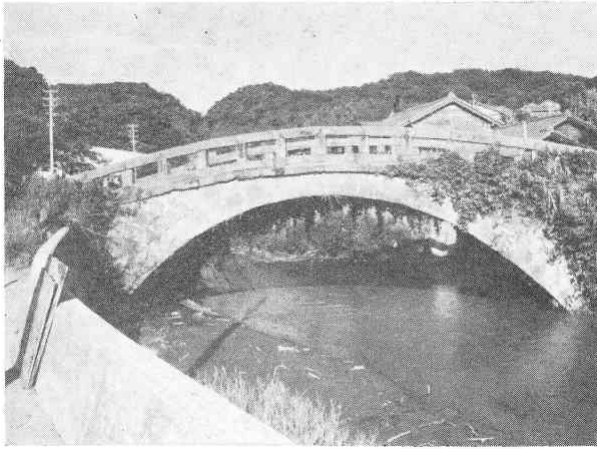
口（士族五〇五七口、平民六九一五口）、女二万三二八八口（士族九一九七口、平民一万四〇八九口）、総計三万五二五八口であつた。

川・橋・濠

(4) 川・橋・濠

甲突川（江月川・神月川ともいう）に新上橋・西田橋・高麗橋・武之橋。精木川（稲荷川ともいう）に、稲荷橋・大乘院橋・一ツ橋・黒葛原橋つづらばし・戸柱橋・永安橋。滑川に阿蘇橋。

大 乘 院 橋 (稲荷町)



濠 長さ凡六町（約六五五メートル）、広さ最広の処凡一五間（約二七メートル）、最狭三間一尺五寸で、北は精木川下流から南に湾曲して海潮を通ず。五石橋がある。行尾橋（恵美須町と浜町間）、孝行橋（浜町と



栄町間)、蛭子橋(柳町と向江町間)、汐見橋(柳町と向江町間)、境橋(春日町)

名山濠 小川町南より山下町六日町間に至る。長さ凡そ七町(約七六〇メートル)、広さ最広六間(約一二メートル)、最狭四間三尺六寸、石橋六あって、野上橋(生産町築町間) 以外は無名である。

## 道 路

### (5) 道路

九州街道(出水街道) 国道三等で、山下町から東千石町・西千石町・西田町を経て西田村の境に至る。

肥後別路(郡山街道) 県道三等で、山下町より平之馬場・新照院通町を経て西田村境に至る。

山川路(谷山街道) 県道三等で、山下町より新屋敷町・下荒田町を経て郡元村に至る。

大隅路(福山街道) 県道一等で、山下町より北上して吉野村に至る。

旧大隅路 里道一等で、山下町から池之上町・鼓川町を経て坂元村に至る。

## 磯 街 道

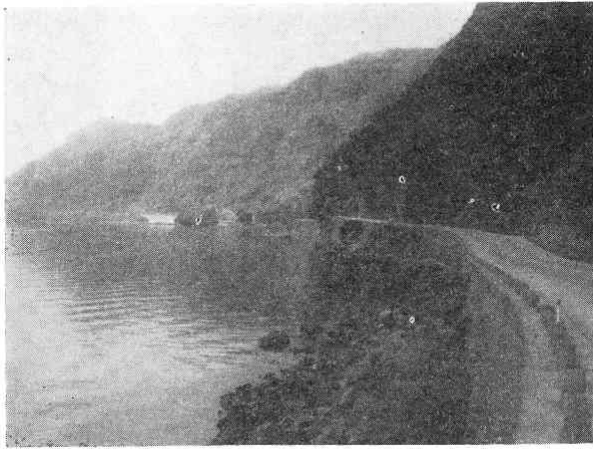
地誌には記載がないが、磯街道を附加しておこう。

竜ガ水大崎の海岸に記念碑があつて、碑文には、次のように記してある。

### 「新道之碑

壬申(明治五年)秋、天皇が鹿児島県に御巡幸なされた。磯の製鉄や紡績のさかんな機械局も御覧になるというので、大山権令(県令)は役人に命じて、田ノ浦より磯に至るまで、海に沿って石を切り開いて新しく道を作った。御巡幸の一時の便利に止まらず、利用する者が多く、さらに重富まで道路を希望するものが多く、およそ二里三四町(約一〇・三キロメートル)の道を作ることにした。六月五日から始めて、九月十五日に竣工した。その経費は人民に賦課したが、およそ四八二円余であつた。鹿児島より重富ま

で吉野越えの官道があるけれども、その間はけわしい坂道があつて難儀をした。もともと海沿いに道はあつたけれども非常に狭くて高い石があつたり、けわしい崎があつたり、樹木がおいかぶさつて通る人も稀であつた。ところが平坦な広いこの道ができてからというもの、人の往来もひっきりなしで、車も馬も汗もかかずに楽になつた。云々 明治六年十二月」と。



道 街 磯

碑文によれば、明治五年の明治天皇御巡幸の時に、田ノ浦から磯までの海岸道路すなわち磯街道ができたこと―行幸道路とも言ふべきか―、磯までできてみると、豊富に行くのに吉野越えがあつたけれども希望者も多くて磯から豊富まで海岸沿いに道路を造ることになつたことがわかる。それは明治六年であつた。

(6) 社寺

照国神社(山下町)、鶴嶺神社(山下町)、八坂神社(清水馬場町)、若宮神社(池ノ上町)、春日神社(春日小路町)、南方神社(元諏訪神社・清水馬場町)、稻荷神社(稻荷馬場町)、松原神社(松原通町)、長田神社(長田町)、鶴江崎神社(春日小路町)、多賀神社(北多賀山)、住吉神社(新屋敷通町)、八幡神社(下荒田町)、竈戸神社(稻荷馬場町)、皇産霊神社

(清水馬場町)、大物主神社(清水馬場町)、招魂社(山下町)

福昌寺(曹洞宗・川内市に明治十一年再興)、相国寺(臨濟宗・明治十一年創立、松原通町)、南林寺(曹洞宗・明治十三年再興、松原通町)、最大乗院(真言宗・明治十二年再興、長田町)、興正寺派別院(真宗・明治十一年創立、小川町)、西本願寺派別院(真宗・明治十一年創立、東千石馬場町)、東本願寺派別院(真宗・明治十一年創立、新町)、常樂院(天台宗・明治十三年再興、長田町)

学 校

(7) 学校・官公署等

県立師範学校(山下町・生徒男一四六八人)、同附属小学校(山下町・生徒男一六〇人、女三七七人)、県立女子師範学校(山下町・生徒九五五人)、県立中学校(易居町・生徒男九五五人)、公立小学校一一(易居町・下竜尾町・上竜尾町・長田町・松原通町・平之馬場町・車町・山之口馬場町・下荒田町・西千石馬場町・高麗町・生徒合計男二八五一人、女八三三人)

病 院 私立病院二(二本松馬場通・小川町)

軍 鎮 鹿兒島營所(山下町)

裁 判 所 鹿兒島裁判所(山下町)

監 獄 署 鹿兒島監獄署(小川町)

郵 便 鹿兒島郵便局(六日町)

郡 役 所 郡役所(築町)

戸長役場(明治十四年調) 山下町・平ノ馬場町・山之口馬場町・高麗町・下竜尾町・池之上町・新町・築町

西田町・車町・浜町

農事社 (私立) 山下町

明治八年開業、牧牛及開拓事業、明治十三年現在牧牛数六四頭

授産場 織物授産場 易居町、明治十二年開設、一カ年産出概数、絹布四二一反・綿布一五四一反・帯地二七一筋

鹿児島授産場 山下町

明治十三年開設、一カ年産出概数、筆七万四九五〇本・素麴一五八〇貫六五〇目・傘五五七五本・雑紙二

四三五束・燐枝一万五二四六ダース・櫛一万四三六五本・竹細工六九三個・挽糸一八五貫八〇〇目・織物

四三九反・足袋二〇二八足

陶器 陶器製造所 清水馬場町、一カ年製造高八九〇〇円

古跡 鶴丸城址・浜崎城址・清水城址・内城址・琉球館址・大竜寺廢寺址・福昌寺廢寺址・浄光明寺廢寺址・不断光

院廢寺址・興国寺廢寺址・本立寺廢寺址

二一カ村 二一カ村については、表示すれば次表(折り込み)の通りである。

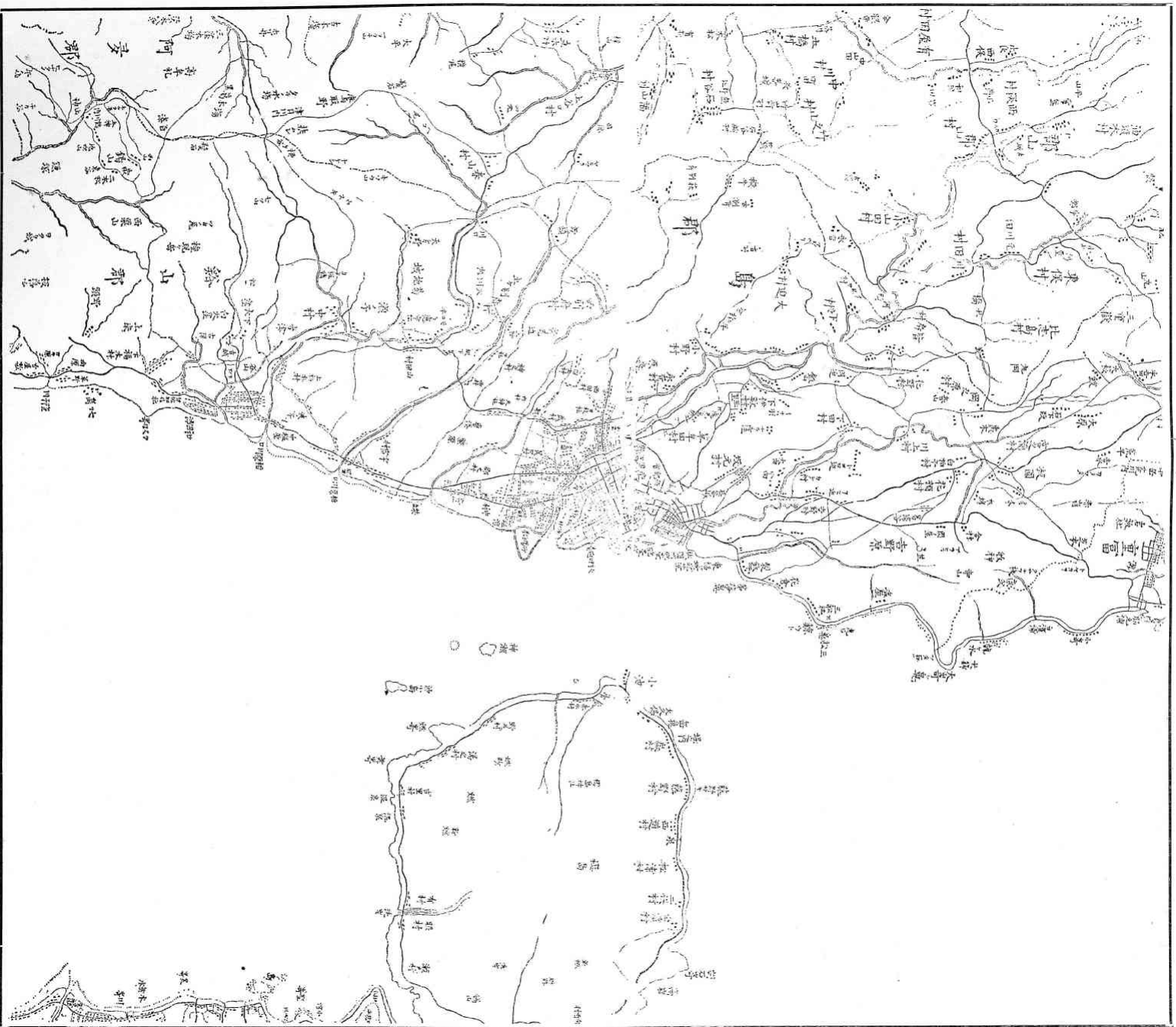
以上で明治十年代の鹿児島四七町二一村の概観はとらえられるであろう。

次の地図は明治十年に作成された「薩摩大隅・日向三国図」の中の鹿児島ちようかんの地図と鳥瞰図であるから、町ちようかんのようすを知ることができる。別表・幕末の鹿児島ちようかんの地図(注三)と比較して街の形は大差が無かったと考えられる。

村名	字地	戸数 (戸)	人口 (人)	民業	学校	神社	古跡	堤堰	溝	橋	墳墓	出崎	冷泉	湧出所	
双元村	備馬路、上ノ原、東方 村林、勝浦山	285 (土族127、 民154、社寺2)	男794 (土族271、 平民523) 女810 (土族305、 平民507)	農、農暇商5 戸		日枝神社、稻荷神社	備馬薬場址								
下田村	溝ノ上、中ノ迫、桑原 手ノ平	174 (土族6、平民 167、社寺1)	男296 (土族15、 平民581) 女382 (土族13、 平民369)	農	公立学校 1	小幡神社									
塩屋村	四元	450 (土族137、平 民321、寄留1、社 1)	男685 (土族304、 平民581) 女653 (土族302、 平民551)	農54戸、上6 戸、商32戸、 漁業57戸、人 力車夫15人			塩電神社								
荒田村	内馬路、前田、上ノ原 下浜、八幡、馬籠	334 (土族117、平 民215、寄留2)	男741 (土族451、 平民290) 女718 (土族274、 平民444)	農、商20戸	公立学校 1			戸場浜 堤							
西田村	八坂、尾畔、瀬河丸、 住吉、上森	483 (土族261、平 民220、寄留1、社 1)	男1001 (土族607、 平民394) 女1028 (土族640、 平民388)	農、商4戸		日枝神社			新田薄伊敷河石 井土手一小野 永吉一武一西田 一荒田一甲突川	筋違橋					
武村	飛地、字一貫地、天保 山	515 (土族71、平 民236、寄留7、社 1)	男618 (土族148、 平民470) 女664 (土族163、 平民499)	農、牛馬売買 業5戸、商12 戸	公立小学 1校	龜部神社	野元原薬場址 (武丘) 櫛方 森、寿園寺施 寺址								
上伊敷村	宇部、飯屋、脇園、肥 田、飯山	472 (土族75、平 民391、寄留5、社 1)	男1007 (土族184、 平民825) 女1029 (土族212、 平民817)	農、商4戸	公立小学 1校	諏訪神社					桂庵墓				
下伊敷村	明方窟、日向平、中福 良、紙屋谷、車幸田	713 (土族254、平 民454、寄留1、社 4)	男1324 (土族501、 平民823) 女1544 (土族625、 平民719)	農、商12戸	公立学校 2	鹿兒島神社、伊爾色 神社、春日神社、盛 安神社	伴兼行館址、 四郎カ坂改場 址								
小野村	中ノ迫、中福良、西ノ 谷、粟木平	456 (土族72、平 民382、寄留1、社 1)	男956 (土族146、 平民810) 女1014 (土族173、 平民841)	農、商2戸	公立小学 1校	日枝神社									
永吉村	宇部平、新毛、永田、 瀬六	325 (土族57、平 民276、寄留1、社 1)	男698 (土族80、 平民618) 女824 (土族124、 平民700)	農、商9戸	公立小学 1校	日枝神社	原良墓址								
中村	龜沙門小路、騎射場、 中國、唐渚	394 (土族165、平 民227、寄留1、社 1)	男920 (土族381、 平民539) 女931 (土族398、 平民533)	農、商7戸	公立学校 1	日枝神社	唐渚		山王溝 (産田 ヨリ田上川ヲ ヒク)						
郡元村	立小路、龜園、柴立松 苗ノ下	311 (土族101、平 民209、社1)	男771 (土族224、 平民547) 女759 (土族242、 平民512)	農、商10戸	公立小学 1校	郡元神社	青屋松原、牛 藩、紫原古薬 場			浜橋		鶴カ崎 溝カ崎			
宇宿村	脇田、大字部、永飯、 半原、柳原道、樋カ迫	453 (土族25、平 民450、社1)	男1020 (土族70、 平民950) 女1047 (土族78、 平民969)	農、農暇商10 戸、漁業6戸	公立小学 1校	天御中主神社	蔵六軒腰寺跡					北手溝 (字ハッ 枝ヨリ) 南手溝 (字大字部ヨリ 脇田川ヲヒク)	藤田橋		
田上村	中國、上方原、前方面 下方原、坂木	625 (土族71、平 民444、寄留8、社 2)	男1080 (土族165、 平民815) 女1092 (土族175、 平民1018)	農	公立小学 1校	八幡神社、吉清神社	赤白カ城跡 (南朝島山国 長陣)								
西別府村	金井迫、岩屋、大牧、 大峰	216 (土族55、平 民158、寄留2、社 1)	男472 (土族123、 平民349) 女504 (土族155、 平民349)	農、商1戸		諏訪神社	小田城址								
大迫村	入佐迫、下ノ門、荒磯 久木田、中組、栗ノ迫 川路山、吉別府、横井 町、荻野原	579 (土族38、平 民540、社1)	男1270 (土族48、 平民1202) 女1348 (土族91、 平民1227)	農、商3戸	公立小学 3校	霧島神社						太誠橋			
小山田村	高城、上永吉、下永吉 前迫、牛カ迫、平見、 龍村、清方原、栗ノ迫 吉園、大迫、尾虎、田 中園、堀ノ内、三山迫 木ノ下、上原、西村、 平郷、名越、登ノ頭	501 (土族29、平 民461、寄留2、社 9)	男1041 (土族74、 平民967) 女1017 (土族78、 平民939)	農	公立小学 2校	諏訪神社、秋葉神社 妙見神社、現王神社 鎮守神社、荒人神社 八幡神社、山ノ神神 社	小山田城址			蟹橋、 太誠橋		湯田冷 泉			
比志島村	谷河原、霧谷、當瀬谷 五月田、上須山	278 (土族80、平 民224、社4)	男1175 (土族102、 平民1073) 女1446 (土族108、 平民358)	農、商3戸	公立小学 1校	諏訪神社、小幡神社 日枝神社、蔵嶋神社	比志島城址								
洲ノ原村	取、春山、熊迫、前田	207 (土族17、平 民187、社3)	男475 (土族36、 平民439) 女452 (土族28、 平民424)	農	公立小学 1校	諏訪神社、塚田神社 池尾神社									
川上村	池ノ川、宮ノ前、永吉 西ノ前、北ノ前	509 (土族38、平 民267、社4)	男669 (土族87、 平民582) 女607 (土族84、 平民523)	農	公立小学 2校	南方神社、日枝神社 菅原神社、池ノ神神 社									
吉野村	龜清谷、帯迫、雀ヶ原 中ノ町、七松、上ノ原 堀カ水、平松、花倉、 藏、東方	1244 (土族367、 平民868、社9)	男1545 (土族424、 平民1121) 女2824 (土族681、 平民1945)	農、漁10戸	公立小学 2校	白山比咩神社、鎮守 神社、東方神社、當瀬 谷神社、七松神社、 三舟神社、菅原神社 上ノ原神社、平松神 社	月嶋寺護寺跡 心岳寺護寺跡			太誠橋		大崎、 三舟崎 茅崎崎	磯		



明治十年二月 薩摩・大隅・日向 三国図







鹿兒島之圖  
 實形六千四百五十分三



緯度三十三度三十分零二秒  
 經度西九度零六分  
 東京 三百九里四十三間  
 西京 二百四十八里六分  
 大阪 二百三十七里八分

**立ち上がる鹿兒島** 薩摩は武士の国であり、鹿兒島は武士の町であると評することができる。

その武士が日本のチャンピオンになり、花の東京で鹿兒島の花が咲いた。しかし、やがて鹿兒島を土族たちは焼いた。西南の役後の鹿兒島は呆然自失そのものであった。土族の働ける者は戦死したか獄につながれてしまったからである。

灰の中からの立ち上がりはやっぱり土族たちを中心としてであった。土族たちには方向はまちまちであったが、意識があつたし、わずかながら秩禄処分金の金も懐中にあつたし、国策も土族救済から着手したからであつた。

## 学舎

まず子弟たちの教育を考えた。それが学舎であつた。

「薩藩における郷中の研究」は学舎の起りを次のように説明している。

「維新後文明開化の語が流行して、旧来の風習は固陋なりと一笑に附し、諸流の武芸も俄かに廃止の姿となり、少年の養成は放任せられ、社会の制裁は痛く其威力を失ふに至つた。加之戊辰戦勝により益々誇り大酒放歌乱舞の風跋扈したのである。是に於て有志の人慨歎し、挽回の策を講ずるようになった。当時鹿兒島にては廢寺があつたのを集会所として少年等日日相集り、学を講じ体を練り、郷中時代の年中行事の大要を実行するようになった。是れ今日の学舎の始めである」と。

文明開化に対して眉をひそめたい土族の抵抗と、戊辰戦争の戦勝に浮かれている土族への反省は、衰微しつつある旧郷中を復活しようとする動きに変わってきた。郷中については前編に詳述されているから略述するが、その起源は、島津日新説と島津義弘説とあるが、少なくとも慶長元年（一五九六）にはできている。

その規約の中に武道を嗜たしなむべしとか、何事によらず入魂に申合あわすことが肝要であるなどとあるように、六歳から二三・四歳までの幼少青年たちを方限などの地域で集めて、武道を励み精神修養をする団体が郷中であった。

明治になると、尊皇討幕の運動や戊辰戦争などで、青年士族や指導者層が、鹿兒島を離れて、鹿兒島を留守にしたばかりでなく、廃藩置県が行なわれ新しい学校教育制度が確立していったので、郷中はだんだん衰微しつつあったのである。

西南の役が終わると、役前の士族の考えを大きく切り換えなければならない破目に追いこまれた士族が、家を焼き尽くした街に立たされ、わずかばかりの金祿と称する一時金を渡された時に、かつての士族への郷愁ではなしに、何とかしなければならぬ気持ちだが、学舎建設を活発にしたのであろう。幸か不幸か廃きしやく壊積で廢寺があつたり、正則小学校ができる時に、かつての郷校を増築して使つたのもあり、新しく建築したりして、郷校の建て物が余ってしまったことなどで、郷校の建て物が利用できたなどの好条件もあつた。大部分の学舎はかつての郷中を継承したが、郷中と関係の無いものもある。次の表は「健児の社」が示すものであるが、明治四十三年ごろの学舎と思われる。

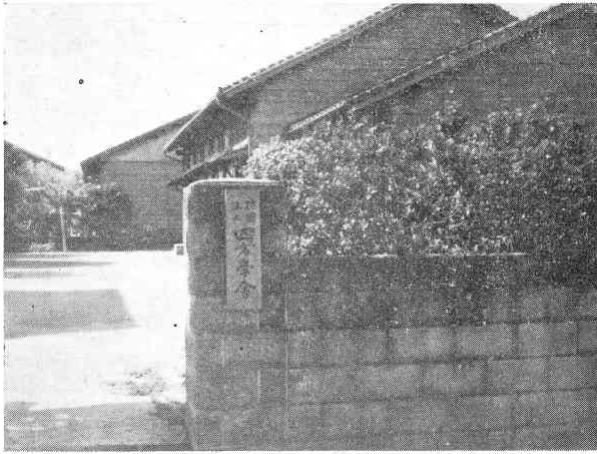
共立学舎（池之上町） 内ノ丸郷中

弘道学舎（池之上町） 後迫郷中・清水馬場郷中・横馬場郷中・町口郷中・福昌寺門前郷中・韃鞮戸郷中

興国学舎（長田町） 城ガ谷郷中・岩崎郷中・どんだ郷中・冷水郷中

弘友学舎（柳町） 無関係

高見学舎（加治屋町） 高見馬場郷中  
研志舎（西千石町） 上ノ加治屋町郷中



四方学舎（加治屋町）

二松学舎（加治屋町） 下ノ加治屋町郷中  
四方学舎（樋之口町） 馬乗馬場郷中・樋之口郷中・新  
屋敷郷中・塩屋町郷中  
研明舎（下荒田町） 正建寺山郷中・八幡郷中  
共研舎（高麗町） 上之園郷中・高麗町郷中・上荒田郷  
中  
共学舎（中郡宇村中） 中村郷中  
自彊学舎（常盤町） 西田郷中・常盤郷中  
協学舎（鶴尾学舎草牟田町） 草牟田郷中  
協志学舎（武町） 無関係  
錦城学舎（易居町） 右全  
会文舎（平之町） 上ノ平郷中・下ノ平郷中  
初めは学舎・復習所・講習所・塾などと称していたの

を、明治四十二年聯合学舎通規ができて、舎または学舎に統一したのである。形からみて地域別である点は郷中の後継であるが、郷中は一定の集会所を持たないで、郷中内の邸宅を廻り持ちで会場にしたけれども、

舎は舎屋と設備を持ち、組織化されている点が異なると「健児の舎」は説いている。

学舎の教育内容については、学舎によって相違はあつても、大体共通しているようであるから、「健児の舎」が示した「自彊学舎規則」を略記して理解に資すことにする。これも明治四十二年ごろのものと思われるが、創立当初とも大きく違わないと考える。

## 自彊学舎規則

### 第一章 自彊学舎規則

#### 第一条 名称及組織

第一条 本舎ハ自彊学舎ト称ス

第二条 本舎ハ西田町・鷹師町・菓師町・常盤町ノ現住者及前居住者其他篤志者ヲ以テ組織スルモノトス

#### 第二章 目的

第三条 本舎ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉体シ、質実剛健ノ氣風ヲ涵養シ、兼テ舎員ノ親睦ヲ計ルヲ以テ目的トス

#### 第三章 業務

第四条 本舎ハ前条ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ各項ヲ行フ

一、徳性涵養

二、知的教養

三、身体ノ練磨

#### 第四章 舎員及役員

第五条 舎員ヲ分ケテ左ノ二種トス

第二章 鹿兒島の近代化

一、特別舎員

二、正舎員（二十五年以下）・十六年以上ヲ青年トシ、十五年以下ヲ幼年トス

（中略）

第六章 会議

第十一条 総会ハ二十一才以上ノ舎員ヲ以テ成立シ、毎年四月ニ開会ス

（中略）

第七章 入舎及退舎

第十六条 正舎員ノ入退舎ハ、保証人連署ヲ以テ舎長ヘ願出ルモノトス

第十七条 本舎ノ維持費ハ舎員及篤志者ノ醸出ニ仰グモノトス

（下略）

教育方案

徳性涵養

忠君愛国

1 国家的・郷土的記念日の利用

2 名士の講演

3 勤王教育より見たる詩歌・琵琶歌の利用

4 家庭との連絡

## 質実剛健

- 1 服装（質素、なるべく足袋たび、ズボン下をはかざること）
- 2 学用品（節約）
- 3 体育方面（遠足・運動・露営）
- 4 思想（思想の健全鞏固をはかり読物は軟文学を排す）
- 5 その他、許可なき興行物観覧禁止

## 敬神崇祖

- 1 舎内に故先輩の霊を祭り日夕礼拝せしむ
- 2 招魂祭執行
- 3 講話
- 4 家庭との連絡
- 5 その他、御陵・神社参拝

## 積極進取

- 1 学習―自発的学習・観察眼と研究的態度
- 2 運動競技
- 3 その他、会議・討論会等に於ける意見の発表、善に対する熟慮断行

## 雄大重厚

- 第二章 鹿兒島の近代化

第五編 明治前期の鹿兒島

1 激情抑制の修練

2 温情を以て人に接する習慣養成

3 その他、小事に拘泥すべからず

公共犠牲

1 勤勞作業

2 公共的愛護

3 協同の精神

4 寛容の徳養成

共同輯睦

1 扶掖提携—吉凶禍福に対する慶弔慰藉実行

2 集会—招魂祭・親睦会・運動会・学芸会・家族慰安会

3 長幼敬愛

名節廉恥

1 日常行為に節制

2 打算的に事に当るは最も不可

自治独立

1 学習—自発的なるべし



- 2 仕事—自分でできる仕事は自分でする習慣養成
- 3 執務—会務に対し分相応に従事

#### 公民的性格

- 1 社会の秩序を守る
- 2 輿論の尊重
- 3 義務の履行
- 4 団体的訓練—一致団結・犠牲的精神と行為
- 5 集合—時間厳守
- 6 通行—左側通行実行
- 7 謙讓の徳養成

#### 感恩報謝

- 1 感謝生活
- 2 旧師先輩に対する感恩奉謝

#### 知的教養 二、知的教養

編成 第一班 尋常一年・二年

〃二〃 〃 三年・四年

〃三〃 〃 五年・六年

第二章 鹿兒島の近代化

第五編 明治前期の鹿児島

七一八

第四班 高等一年・二年

中学一年・二年

〱五〱 青年の部

青年の教養

1 学習 (1) 学習指導—中等学校教諭に委嘱し、毎週二回指導

(2) 自発的学習—辞書・参考書・課外読物の備付と県立図書館の利用

(3) 特別講座—随時講師委嘱

2 学校との連絡 成績・操行の調査

3 職業教育 (1) 職業選択に関する指導

(2) 就職紹介と其後の指導督励

4 学資補助

幼年の教養

1 学校との連絡と指導

(1) 学習における個別的指導の要点聴取と欠陥欠補充

(2) 学校宿題の検閲・指導

(3) 学習法の指導—自発的学習

2 課外読物 読物の備付と図書館利用

3 奨励 成績優秀者に賞品授与

4 其他 学芸会・お伽会・談話会・討論会

### 身体練磨

#### 三、身体練磨

旗送り・フットボール・足切・宝取・チャンケン・大将防・相撲・登山・擬馬戦・トラック競技・投擲・鉄棒・水泳・遠足・武道

### 徳育行事

#### 四、徳育行事

曾我どんの傘焼・妙円寺詣り・赤穂義臣伝輪読会・招魂祭・日新様詣り・積善会

#### 五、学習時間

平日は学校終了後、午後三時に開く。午後四時に一〇才以下を帰宅させる。二・三・四班は夕刻帰宅  
青年部は、夕刻帰宅後、午後七時に再び出會、午後九時帰宅

以上で学舎の教育方針や教育内容などが概略理解できるようである。学校教育に対する自発的な補助機関であった。惜しいことに、自彊学舎の例によれば、明治三十二・三十三年ごろまでは郷中時代の歴史を履んで土族のみに限られていたことである。

明治二十年までにできた学舎は次の通りである。

四方学舎 明治九年か

共立学舎 明治九年二月

研明会 明治十一年

柳亭書院 明治十一年十一月。十七年に高見馬場方限復習所と称し、四十三年高見学舎と改称、大正十四年、研志舎と合併して集成学舎となる。

協学舎 丁丑役後

会文舎 明治十三年

研志舎 明治十三年

鶴山学舎 明治十四年、後に興国学舎

二松学舎 明治十四年

冷水学舎 明治十九年

共同塾 不明

常盤学舎 不明

明治四十三年合併して自疆学舎

なお、その後、明治四十二年までに

同親学会（明治二十二年田上村）、弘友学舎（明治二十四年）、共和学舎（明治三十一年）、弘道学舎・

共研舎・共学舎・協志学舎・錦城学舎等ができている。

学舎を建設するに当たっては、例えば高見学舎のように、個人宅の仮宿から始まっているものや、二松学舎のように、最初から土地と建て物を寄付金で用意したものなど、それぞれ異なっているようである。

二松学舎記

「二松学舎記」によれば、明治十四年学舎設立運動を、小山嘉太郎以下七名の連名で起こし、地面六〇坪の二六円、建て物一棟二二坪で一五〇円、外に修繕費二四円、合計二〇〇円の予算を、地区住民の寄付でまか

なっている。その釀金割り合いは次の通りである。

旧草高並に家禄一石以上六石まで、一戸当り五〇銭で、六石〜一〇石が八〇銭、一〇〜二〇石一円、二〇〜三〇石一・五円、三〇石〜四〇石二円、四〇〜五〇石二・五円、五〇〜六〇石三円、六〇〜七〇石三・五円、七〇〜八〇石四円、八〇〜九〇石四・五円、九〇〜一〇〇石五・五円、一〇〇〜二〇〇石七・五円、一二〇〜一五〇石一〇円、一五〇石以上二〇〇石一三円、そのほか、有志あるいは無高無禄者からの応分の寄付であつた。

#### 共立学舎沿革史

設立時に当たつて注目すべきは、「共立学舎沿革史」によれば、共立学舎は明治九年にできているが、西南の役に参加して閉鎖され、明治十一年再興されたのであるが、再興に際して、時の県令岩村通俊は設備費として五〇円、維持費として月一円を支給していることである。県令の措置は、西郷軍残党に対する単なる懐柔策とは考えられない。鹿児島再建への一方策として学舎建設を考案したのではあるまいか。

ともあれ、鹿児島士族は、再建の夢を学舎に託したと云うことができる。その生いたちから考えても、懐古主義的な色彩は覆うことはできないだろう。

#### 鹿児島新聞 「府藩県制史」は

「特に鹿児島県だけは、頑迷思想で新聞などは発行するものでないと主張して、一〇数年間一つの雑誌をも出さなかつたが、時勢には敵し得ず明治十五年二月初めて「鹿児島新聞」という民権派の機関紙を発行した」と書き、政党派別新聞雑誌表（明治十五年九月調）では、改進黨派の部に鹿児島新聞の名を入れている。

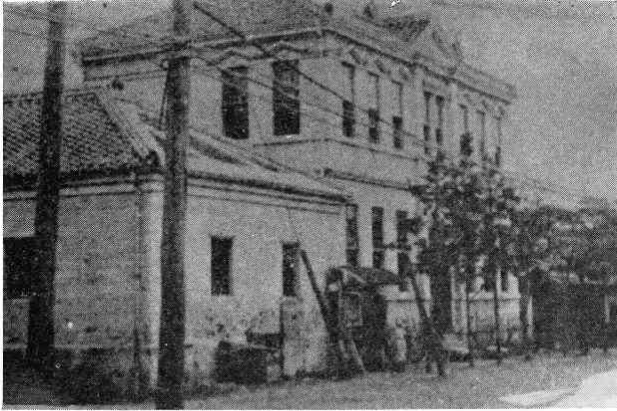
世間の人たちが、鹿児島を頑迷固陋と考えていたようすが記述されているし、発足当時の鹿児島新聞が多  
くの新聞同様に政治論新聞であったことが知れる。

明治四十四年の国民雑誌であるが、地方新聞総まくりに次のように書いている。

鹿児島県の新聞として挙ぐべきは、鹿児島で発行さるる鹿児島新聞と鹿児島実業新聞の二つである。鹿児島新聞は明治十四年の創刊で九州新聞界の長老だ。政友会の機関新聞で政友会代議士の柚木慶二が理事の名儀で永い間社長をしている。八頁新聞で輪転機も持つて居るし製版所も備えて居て可成好い新聞であるが、紙面が余りに広過ぎて記事の半分ぐら  
いは京阪若くは九州の新聞から切抜いて作つて居る。云々」  
ともあるから、創立当初の新聞のようすがわかるようである。

また「明治奇聞」には

「明治十七年七月十六日発行の絵入自由新聞に、新聞代価催



促の社説と題して左の一節があつた。

本月三日の鹿児島新聞は、其社説欄内に看客諸君が前金の約に背き、新聞代価を払ひ込み賜はらぬゆ

ゑ、會計上大困難を來し、甚だ迷惑するから、速かに払つて呉ると云へる旨意を敷衍して一篇の催促文を掲げられたり。社説にて新聞代価催促の直訴に及びたる新案は、是が嚆矢ならんか。左るにても此困難は

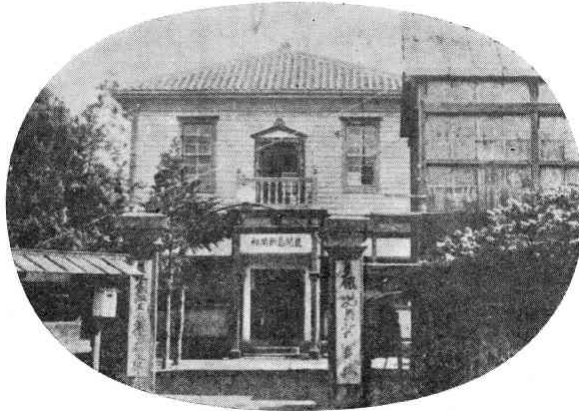
都鄙一般の事なるべし」

と記しているが、当初の新聞経営のむずかしさを物語つてゐる。

鹿兒島新聞の第一号は明治十五年二月に発行をみた。

発刊前後の事情を「鹿兒島百年」に語らせよう。

鹿兒島新聞設立運動が起こつたのは明治十三年で、言い出したのは市來政明であつた。明治十四年野村忍介が出獄するのを待つて、旧私学校徒、実業家三〇人が創業委員となり、十二月「鹿兒島新聞」と命名して、資本金は一株五円の二〇〇〇株で一万円できた。しかし年内に第一号を刊行することができずに、十二月二十九日新聞発行を予告する号外で出發ということになった。陣容は監督野村忍介、社長市來政明、編集五人、印刷校正二人、庶務出納五人、探訪三人、計一五人というのがそ



鹿 兒 島 新 聞 社 (山下町)

の門出のスタッフであつた。

事務主任鎌田政紀、印刷主任永田彦兵衛はこれから記者スカウトにとりかかり、明治十五年上京して福沢

諭吉に相談して、諭吉の門下生元吉秀三郎と矢野可宗を記者に雇うことができた。

舎屋は築町一番戸（現商工会議所）に戸長役所の空屋敷があつたのを借り、印刷機は県庁から借りる始末だから十四年中に第一号が発行できるはずがなかつた。十五年二月十日やつと第一号にこぎつけた訳だが、当時の新聞代一枚二銭五厘、一カ月五〇銭、三カ月一円三〇銭、六カ月二円五〇銭ぎめで、集金は、地域ごとに本社から出張して徴収する仕組みで、出かける前に

「本社今度山崎一平を以て左の地方へ向け新聞代及び広告代価取りまとめとして派遣致し候間、自然本人参堂の上は、本社印章等御改めの上御疑念無く代価御支払い下されたく候也」と

新聞通告をしたそうである。当初にかかげた絵入新聞の新聞代価催促の社説記事もあり得たことである。紙面は四頁四段組みで現在の三分の二大だつた。

明治十五年四月九州改進黨鹿児島支部が結成された際、社長野村政明（市来改姓）がこれに加入した。この加入をめぐって役員会は賛否両論対立し、臨時株主総会に持ち込まれ、結局は、社長の政党加入に賛成、従つて新聞社が政党色を持つことになって、改進黨の機関新聞の観を呈するに至つた。

この騒ぎで、破れた反対派常議員たちが辞職して、県庁をたきつけ、印刷機返還要求を促した。これが騒ぎの種子となつて、県庁攻撃に乗り出したので、八月十五日、治安妨害の理由で発行停止となつた。印刷機や活字は県庁に引き揚げられ社屋も立ち退かされ、編集長浅野定治重禁固（二一日）、岸藤七（二七日）、江口栄助（二二日）、山下仲蔵（二五日）、山下栄助（二八日）、岩崎信堯（二五日）、元吉秀三郎（拘留五五日）、五島祐吉（同七日）、ほかに罰金一人平均六〇円の処罰であつた。明治十六年一月に再び三五日発行停



止となったが、再建運動が興り、岩元善兵衛、藤安仲之助、坂元伊太郎、池田政徳らが再建募金に応じて、印刷機、活字の購入、広口馬場加治木どん屋敷（現岩崎ビル）を借用、続いて新社屋建築の運びに漕ぎつけ再建ができた。

明治十八年郷友会が結成されて、郷友会幹事で国立第五銀行頭取有村国彦が鹿児島新聞買収の申出は一応中止となったものの、明治二十二年四〇〇〇円で鹿児島同志会に買収されてしまった。

内務省図書局書目新聞雑誌之部で、明治十九年九月出版鹿児島県の欄に

鹿児島新聞 鹿児島新聞社、自明治十五年二月至明治十七年十二月、自一号至七四七号

鹿児島日報 鹿児島日報社、明治十六年、三一号

甕城新報 甕城社、自明治十六年三月至明治十七年十一月、自一号至三〇〇号

と載っているから、鹿児島新聞のほかに、十六年に一号しか発行していないが、鹿児島日報と、三〇〇号を発行した甕城新報が発刊されている。

明治十五年当時の新聞記事を「鹿児島百年」から引用する。

「高見馬場通角旧日置邸内に住して味噌醬油を商ふ古賀国太郎方の手代新兵衛（二十四年）と云へるは生国肥前国佐賀の者なるが、生れつき心善からぬ悪漢なるか、去十一日の夜主人の金一〇〇〇円を着服し、何国ともなく逃失せられたれば古賀のおどろき一方ならず直に某筋へ届出で目下頻に探索中の由天網恢々疎にして漏さず斯る悪漢いかで此の網を脱するを得んやしゃ赭衣を着て生れながら地獄に墮つるは近き日に在りぬべし（二月十日）」

雑誌

まだ同じく雑誌部には、鹿児島出版の分として

錦江新誌 采英社、明治十五年三月号外

輿論  
昭陽雜誌 昭陽社、明治十五年十二月号外  
公評

鶴嶺雜誌 鶴嶺社、自明治十七年九月号外、至全十月一号

正華新誌 桜州社、自明治十四年十二月一号、至翌四月四号

が記載されて、鹿児島出版状況を知ることができる。

東京大学明治新聞雑誌室にわずかに保管されている「錦江新誌号外」と「鶴嶺雜誌第一号」によって瞥見べっすることにする。

錦江新誌

錦江新誌号外は、明治十五年三月二日に発刊されたのであるが、毎日曜定期的に発刊する予定だったらしいが、号外だけで後は続かなかった。号外の社告に

「弊社新誌ハ鹿児島ニ於テ刊行スヘキノ処都合ニ仍リ号外ニ限り長崎ニ於テ刊行ス次号ヨリ鹿児島ニ於テ刊行ス読者幸ニ諒セヨ」

とあるから、号外だけは長崎で刊行された。

本局は新町七拾番戸の采英社で、社主兼編集長は一木齊太郎、主幹服部信廉、印刷長海江田平吉で、定価は一冊金四銭、一カ月前金一五銭、三カ月前金四〇銭であった。

号外の内容は

社説 勇往敢為之氣象

論説 東洋虚無党論

祝詞 論文三題 和歌一首

が収められている。

社説は主幹服部信廉が書き

「呼自由ノ口舌アリト雖モ、誤テ大政府ノ激怒ニ触ルアレバ鉗セラレテ更ニ之ヲ動カス事ヲ得ス。人生ノ不幸何物カ之ニ過キン。然レドモ幸ニシテ今日未ダ筆ヲ握ルノ腕ヲ折ラレス、自今其狂暴ヲ猛省シ、過激ヲ抑制シ、能ク政府ノ嚴命ヲ遵奉シテ、以テ国家社会ノ公益ヲ謀ラント欲ス。読者幸ニ我輩力短才不学ヲ責メスシテ、一片誠衷ノ存スル処ヲ諒察シ、将来尚ホ其愛憐ヲ転セス、其ノ俱ニ国事ヲ談論シ、世道ヲ裨補スルアレヨ。我輩狂愚取ル可キナシト雖モ、今即チ勇往敢為ノ氣力ヲ揮テ、富嶽大洋ノ嶮難ヲ凌カント欲ス。……」

(句読点は便宜上筆者が加えた。以下同じ。)

と言っているように、時あたかも自由民権思想花やかな時勢を反映して、勇往敢為の氣力を揮つて国事を論じようと試みたものであるが、狂暴を猛省し過激を抑制し能く政府の嚴命を順奉しようとして訴えている。

論説には、長崎で樽井藤吉が演説したのを大木佐太郎が筆記した「東洋の虚無党」を載せている。

「抑虚無党ナルモノハ、即今西洋諸国ニ蔓延シ、暴逆無道ヲ逞スル徒党ニシテ、既ニ魯ノ先帝ヲ弑シ、尚今帝ヲ刺殺セントスルハ、蓋シ諸君ノ知ル所ナリ。而テ其虚無党ガ斯ク暴逆ヲ逞フスル旨趣ノ要領ハ、天下從來ノ秩序悉ク之ヲ破壊シテ、以テ新ニ秩序ヲ組織スベシト。故ニ今日、社会秩序ノ大権ヲ占有スル君主ヲ殲スヲ以テ第一ノ着手ト為ス云々。夫レ從來ノ組織ヲ破壊スルハ、国ニ因テ固ヨリ改良スベシト雖モ、天下ノ事

尽ク之ヲ破壊一変ス上言ハハ、綱常倫理モ亦一変セサル可ラス。倫理ヲ一変シ、父子親ナク朋友信ナシト為スニ至テハ、予ハ其説ヲ指シテ天地ノ大道ニ背戾スルモノトシ、其党ヲ目シテ国家ノ治安ヲ妨害スル惡逆ノ徒トシ、之ヲ排撃セサルヲ得サルナリ。云々」

がその一斑である。

発刊の祝詞が三篇あるが、崎陽浦是水は

「錦江新誌出ツ。祝スヘキナリ。其出ル何レノ地力出ツ。日本薩摩ニ出ル也。而シテ余ハ其出ルニ恨ム所アリ。何ヲカ恨ム、其遅キヲ恨ム也。抑モ薩摩ハ我洲清淑ノ瑞士ナリ。曾ツテ封建富強ノ泰斗ニシテ、又維新武勲ノ巨擘ナリ。健兒勇アリ壯士義アリ、武ハ既ニ恨ナクシテ、而シテ文ハ則未シ也。時今奎運ニ属セリ義勇宜シク文ニ寄スヘシ。忠国独り武ニ頼ルヘカラス、而シテ文ノ公ナルモノ新紙有リ焉。今此誌出ツ、以テ余ガ恨ヲ消ス。云々」

と云い、梅野東街は

「今ヤ吾畏友ナル一木服部諸君ハ、錦江新誌ナル雑誌ヲ発兌シ、鹿児島ニ於テ一層自由ノ真理ヲ攬揮セラレントス。豈ニ祝セサルヲ得ンヤ。而フシテ其期セラルル所ハ、吾日本帝国ノ光輝ヲ宇内ニ輝ヤカシ、吾日本国民ノ安康ヲ無究ニ保持セント欲セラルルヤ亦タ余カ深ク信スル所ナリ。云々」

と祝い、豊前大木佐太郎は

「坐シテ宇宙間ノ形勢ヲ察シ、臥シテ千万里外ノ奇変ヲ知ルニ足ルモノ何ソヤ、新聞雑誌ナリ。政府ノ意ヲ下通セシメ、人民ノ情ヲ上達セシムルニ足ルモノ何ソヤ、新聞雑誌ナリ。暴君汚吏ノ姦慝ヲ彈圧シ、忠臣孝子

ノ美行ヲ奨励スルニ足ルモノ何ソヤ、新聞雜誌ナリ。嗚呼盛ンナル哉、新聞雜誌ノ吾人々文社会ニ有益タルヤ。畜ニ上ハ以テ政府施政ノ針路ヲ補翼シ、下ハ以テ民間事業ノ隆興ヲ誘導スルニ足ル而已ナラス、大慙ヲ未發ニ筆誅シ、善良ヲ未顯ニ勸揚ス。宜ナル哉、文明諸国ノ之ヲ称シテ国家ノ基礎ト云フヤ。(中略)今亦タ鹿児島県下ニ采英社ノ設立アリテ、本月本日ヲ以テ錦江新誌ヲ発刊スルノ慶ニ逢ヘリ。一ニハ以テ政党樹立ノ基礎ヲ固メテ国会開設ノ準備ヲナシ、二ニハ以テ事業輸出ノ萎靡ヲ鼓舞シテ富国ノ基ヲ開ラク。嗚呼亦タ盛ンナリト云フ可シ。云々」

と抱負を述べたが、号外だけで終わってしまった。

鶴嶺雜誌第一号は、明治十七年十月二十日に鶴嶺社から発行された。発行所は山下町三四八番地で、売捌所は六日町の富山仲吉となっている。社告に

「本社雜誌之儀、号外発兌以来引続き定期通り発兌可致之处、少ク都合有之、本社ヲ山下町三百四十八番地ニ移転致、且發行ノ定日ヲ毎月五日二十日ニ変更シ、第一号ヲ発兌致候。」

とあるから、号外発行時より本社所在地と発行日が変更になっている。編輯綱領に

「毎月二回発兌本社ヲ鶴嶺社ト称ス。但其ノ期日ハ毎月五日二十日トス」

と示す通り、五日、二十日の月二回発行で、定価は一部五錢、五部前金三錢五厘、一〇部前金四三錢、二〇部前金八〇錢で、持主兼編輯人は根占丈助で印刷人は木村己之助であった。

雑誌の目的とする所は、編輯綱領に明示されている。すなわち

「社説政治経済学術法律其他凡百ノ論説ハ、真理ニ基キ公道ニ則トリ、華ヲ去リ実ヲ採リ、専ラ世運ノ改

良ヲ謀リ、社会ノ公益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。故ニ風教ヲ妨ゲ、讒謗罵詈ニ涉ルノ投書寄文ハ、一切之レヲ登録セス。」

とあるように公報ならびに社会啓蒙誌であつた。

凡例によれば

第一官令、第二公報、第三本県録事、第四社説、第五欧米政法一斑、第六雑録、第七投書、第八外信、第九勸業記事、第十雑報

となつている。

第一号の目次は

官令、本県録事、社説、憲法史概言第一、詩歌、斉彬公記事、タイムス記者ノ評論、利己主義光如来、仏国議院討論外信三件、勸業記事、雑報数件となつているが、その中のいくつかを拾ひあげてみたい。

官令では、大蔵省証券条例、墓地及埋葬取締規則、天宝宝通宝通用禁止令があり、本県録事では、地租割戸数割徴収規則、明治十七年度地方税收支追加予算を載せている。

社説では、「官民ノ調和ヲ望ム」と題して

「吾儕ノ最モ至善ナルモノハ、官民輯睦シテ軋轢紛擾ノ憂ナキヨリ大ナルハナシ。其レ然リ、然ラハ其至善ノ調和ヲ保タント欲セハ、如何シテ其レ將タ可ナランカ」

に筆を起こし

「社会ノ調和ヲ望ムニ道アル乎、曰ク有リ矣。中央政府ニ立チ、上皇猷ヲ翼賛シ、下蒼生ヲ保護スルノ責

任ヲ保有スル廟堂ノ君子ニシテ、偏ナク党ナク虚心平意ヲ以テ公衆ノ輿論ヲ容レ、政略ノ針路ヲ民心ノ傾向スル所ニ採ラハ、政党林立星羅碁布スト雖モ、豈ニ復タ之ヲ憂トスルニ足ランヤ。(略) 苟モ威名赫々耀々タルノ人ニシテ、既ニ私心ヲ狭サミ、<sup>(狭カ)</sup>私党ヲ集メ、世ノ己ニ反対スルノ党派ヲ蹂躪シテ、久シク自己ノ志望ヲ人間社会ニ逞ウセン事ヲ謀ラハ、憂國ノ士曷ソ袖手傍觀恬然トシテ其ノ為ル所ニ任スルノ理アランヤ。愈々益々之ニ反対スルノ党ヲ結ヒ、天下蒼生ノ為メニ其兇エンヲ防遏スルノ手段ナカル可カラス。是ニ於テカ上下ノ軌轢益甚シク、弊害百出常ニシテ謗議洶々変ニシテ硝霧慘澹伏尸流血ノ慘状ナキヲ保タス。然ラハ上下調和ノ一点ハ、廟堂ノ高キニ居ルモ忘ル可カラス。江湖ノ遠キニ居ルモ忘ル可カラサルモノニシテ、政治家タルモノノ最モ服膺ス可キ所ナリ。」

と説くあたり、明治十七年といえは時あたかも自由民権運動混乱期であり、福島事件、高田事件、加波山事件、秩父事件等が突発し、自由党も解党のやむなきに至った年で、明治政府の藩閥専制批判がやかましかった風潮の一斑かと思わせるが、「我が廟堂士君士中ニハ私心ヲ狭サミ政權ヲ弄スルノ人ナキハ吾儕ノ平生信シテ疑ハザル所」といつて避けて、鹿児島<sup>(狭カ)</sup>の三州社の問題に論及し

「鹿児島出身ノ某ガ、三州社ヲ忌嫌スルノ怪談是レナリ。何ヲ以テ三州社員ヲ疾視スルカト問ヘバ、乃チ曰ク、三州社員ハ政党ニ似タル邪魔物ナリ。三州社員カ平素ニ抱持スル所口、自由主義ニ非ザレバ即チ改進黨ナリ。自由党ト云ヒ、改進黨ト言ヒ、両ナガラ皆天下ノ邪魔物ニシテ、恰モタン毒ノ如シ。三州社ノ如キモ亦タン毒ナリ。タン毒ニ加ルニタン毒ヲ以テセバ、其惨毒果シテ如何ゾヤ。宜シク早ヤク之ガ根本ヲ絶チ、其余類ヲ掃蕩スルニアラズンバ、其禍延ヒテ中央政府ニ及バンモ亦測ル可カラズ。(略) 儕吾

ヲ以テ之ヲ見レバ、数百ノ黨員中ニハ、黨齷混淆錯雜ベ一向ニ品評ヲ下ス事能ハズトイヘドモ、概シテ之ヲ論ズレバ詭随雷同者流ノ集合会ト云フモ可ナリ。某等ノ為メニハ所謂獅子身中ノ虫ト云フモ、蓋シ亦不可ナル事ナカラントス。苟モ該党ヲ目シテ、鹿児島壯士ノ集合会ト断言スルモアランカ、吾儕ハ決シテ信セサルナリ。只詭随雷同首鼠兩端ヲ懷クノ輩ヲ結束收拾シテ、二三ノ某等カ異日自己ノ志ヲ逞フスルノ犠牲ニ供セントスルニ外ナラサル可シ。(略)吾儕ハ將ニ断シテ言ハントス。何レノ邦国ヲ問ハズ、何レノ時代ヲ論セス、苟モ天下ノ要路ニ立チ、仰テ皇猷ヲ翼賛シ、俯シテ人民ヲ保護スルノ地位ニ居ル者ハ、必ズ私党ヲ組織スル事ナク、民間ノ政党ニテ干涉スル事ナク、政略ノ針路ヲ人民ノ傾向スル所ニ採ラズンバアルベカラズ。而ベ後チ上下ノ軋轢止ムベキナリ、輯睦調和ノ道得テ保ツベキナリ。」

と結んでいる。

欧米政法一班では、大野金三郎講演の「憲法史概言」を紹介し、雑録の「斉彬公記事」には、丁丑の乱に斃れた七八名の履歴を三州義塾で調べているから、稿ができたならこの雑誌に載せるつもりであると前置きして、西郷を語るには斉彬から筆を起さなければならぬとして斉彬を説いている。

また投書として、「サリバリー公の演説」を紹介し、当時漸くやかましくなってきた条約改正問題の中心議題である治外法権撤廃について詳論を載せ、寄文としてはタイムズ社説を紹介している。社説にも

「抑モ治外法権ノ制タルヤ、最初土耳其国並ニ回々教諸国ニ行ハレタル者ニテ、其後支那ニ至リ、夫ヨリ日本ニ輸入シタル者ナリ。最モ欧洲諸大国並ニ亞米利加合衆国ガ、其臣民ヲ日本裁判ノ下ニ置ザリシハ、復タ謂レナキノ事ニアラザルナリ。我英人ヲ以テ拷問裁判ヲ行ハルル法律ノ下ニ置クハ、固ヨリ好マシキ



事ニアラズ。コレソノ当初治外法權ノ因ヲ起リシ所以ナリ。(略)コレ今日西洋ノ文明駭々タル日本政府ガ、国体ノ瑕瑾トシ、国ヲ損スルモノトシテ大ニ不满ヲ抱ク所ナリ。」  
と治外法權のことを論じている。

外信では、たまたま起こった清仏戦争についてのニュースを扱い、「ビスマルク公の膽略」と題して

「公は英国が久しく独り威權を東洋に振ふことを惡み、如何にもして英人の鼻を挫き呉れんと、只管思案を凝らす折節、図らずも此度仏国が事端を支那に生したるを見て、是ぞ得難き機会なり、イデ思入仏国を煽り立て、充分に其力を用ゐさせしめんこそ得策なれ。若し仏国にして志を東洋に得バ、英国の威力を殺ぐは勿論、又仮令志を得ずとも、之が為めに英仏兩國の憤怒を増して互に相争ふに至るは必然なり。諺に云はずや、鵜蚌いっぼうの争は漁父の利、両虎の鬪ふ其勢俱に生きず、結局殺して之を獲るの獵夫は、乃ち翁に非ずして誰ぞとて、偕ては陰に仏国を煽動して、支那の遠征を賛成するの策に出でたるなり。」  
とビスマルクの國際政策を論じている。

勸業記事では、稲作十戒を紹介し、雑報で「三州社大会」の記事を載せ

「斤下及び各郷委員七十余名、傍聴人は満場立錐の地なし。(略)同義塾内に運動場を設立し、文学の余暇を以て擊劍柔術等を励み、益々筋骨を強壯ならしめんとの議、又授産委員數名を置き、同盟者各自の殖産を奨励し、益々自治の元氣を振起せしめんとの議、其他数件を議定。(略)本年春期大会以後新に加盟せし者三千五百九十八人、脱社せし者式百十名、今秋期大会の節日向地方より加盟せし者五千五百五十三名なりし由。(略)改撰の役員人名は左の如くなりしと云ふ。監長 河野主一郎、監事 樺山資英、社事兼

会計長 伊東祐高、会計 高橋種甫、有馬要介、記事 児玉軍治、鎌田竜次郎」

と三州社の概要を伝え、秋期大会の翌日は三州社員を中心として丁丑役追弔宴会を例としたことを伝えてくれる。

最後に「鹿児島新聞記者に答ふ」をみると、「鶴嶺雑誌は三州社の発行するに非ずとするも、同社員の相集て之を発行する以上は、尤も同社に切なりと云はざるべからず。(略)今此雑誌発行の挙あるこそ幸ひ、同社内的事は細大とも遠慮なく披露して、鎖国主義を洗はんことを望む」という鹿児島新聞記者の間に答えて

「成程本社は初め三州社員中の有志者が発企人となり、創設したるものには相違なきも、其株金の如きは、該社員内外を論せず、普く有志輩より募集したるものにして、固より三州社には毫も關係を有せざるものなり。既に無關係なる本社なれば、三州社の主義を公布するの義務なきや甚だ明瞭たり。(略)仍ほ強ひて三州社向後の計画を聞かんと欲せば、宜しく山下町百四十九番戸三州社に行ひてお尋あれ。本社は鶴嶺社なり。」と言っている。

如上の記事からも三州社の機関紙のような性格は否定できないようである。  
なお同誌広告には

仏蘭西法律上下六法、仏国刑法略論、全治罪法略論、全商法講義、全訴訟法講義、全性法講義、法律大意講義、仏民法契約編講義、国民法財産編講義、同刑法詳説、仏民法解釈、全治罪法講義、社会平権論、政治考察論、政党論、徴兵令、徴兵事務条例注釈、現行罰則全書、官報全誌

の書目が、旭通六日町入口、富山仲吉の名で出されているが、鹿児島における書店のようすや、時代の思潮の一斑を知ることができよう。

以上錦江新誌号外と鶴嶺雜誌一号の二冊ではあるが、当時の雑誌は主流としては政治思想の啓蒙にあるが、公報的な要素やわずかながら詩文の文学的要素をも含めたものであったと考えられる。二冊だけで判断することは危険であるが明治十五年までは、印刷機関が不備で少なくとも明治十七年には雑誌を印刷できるだけの設備が鹿児島にできたと思われる。

鹿児島人の出版

鹿児島県内では寥々たるものであるが、東京での鹿児島人の出版は活発なものがあつた。「明治文化資料叢書書目篇」から拾ってみると、次の表のごとくである。

明治八年

学生必携世界大洲暗射分図 著・小倉友英 鹿児島県士族

八坂神社由来記 出版・田中尚房 池田純至 全

科学実験 染工新書 著・宮里正静 全

青史畧 著・重野安繹 全

明治九年

元明清史略 出版・高橋種香 鹿児島県士族

字林玉篇 右全 増補・重野安繹 全

小学集註 右全 増補・平田宗城 全

第二章 鹿児島島の近代化

第五編 明治前期の鹿児島

五経 右全 補訂・平田宗城 鹿児島県士族

文章軌範 右全 補訂・平田宗城 全

五十首歌訓 著・柳田友広、出版・全人 全

護嶽神表 著・宍野半之進、出版・全人 全

讀本蒙求 増補・平田宗城、出版・高橋種香 全

編年日本外史 編・重野安繹 全

富士山望 著・宍野半之進、出版・全人 全

万物糖蔵篇 著・田原陶猗 全

明治十年

明治十年

民約論 出版・有村壮一 鹿児島県士族

沖繩志 著・出版・伊地知貞馨 全

代数学題林 編・出版・竹下重太郎 全

洋算例題合問前後 編・出版・竹下重太郎 全

新撰三角衝 右全 全

船人心得 右全 全

航海測量教授書 右全 全

扶桑教会祭神表 著・宍野半之進 全

忠孝画伝

著・重久勇介、出版・白男川清之丞

鹿児島県士族

学生必携世界大洲暗射分図 著・小倉友英

全

小学生徒修身説約

篇・藤井惟勉

全

東国立志論

編・出版・右全

全

日本文法書

編・出版・右全

全

染工全書

訳・出版・宮里正静

全

神徳経

著・宍野半之進

全

世界新教啓端畧綱

右全

全

漫遊記程

著・出版・中井弘

全

明治十一年

編・河野通朴

鹿児島県士族

檢察一班

著・出版・伊地知貞馨

全

沖繩志畧

著・出版・黒木穂彦

全

癩病瘡毒療治法家伝

編・佐々木万里、出版・高橋克弥

全

珠算一隅

訓点・後藤隆淳

全

四書読本

出版・市来清八

鹿児島県平民

明治新刊 史記評林

出版・神崎正誼

鹿児島県士族

拿破倫詳伝

出版・神崎正誼

鹿児島県士族

第二章 鹿児島の近代化

第五編 明治前期の鹿児島

七三八

息軒遺稿

出版・安井千菊

鹿児島県士族

今体名家文抄拾遺

出版・有村壮一

全

文章体則

訓・出版・四屋収蔵

全

新潟県管内地誌略

編・本田親成

全

古文体則

訓・遠藤 遂

鹿児島県平民

小学問答書

編・加藤 伝

鹿児島県士族

小学珠算訓蒙

編・出版・毛利松之丞

全

明治十二年

明治十二年

落款彙編

出版・木藤金四郎

鹿児島県平民

小学日本史略

編・出版・伊地知貞馨

鹿児島県士族

国立銀行簿記

著・鍋倉 直

全

滝のしぶき

著・黒田清綱

全

文章体則

訓・出版・四屋収蔵

全

鹿児島県全図

編・出版・伊地知貞馨

全

明治十三年

明治十三年

薬性要論

訳・出版・前田 祐

鹿児島県士族

財政論（関税之部）

訳・出版・田尻稻次郎

全

官民必携 続戸籍大成 編・出版・小田知風 鹿児島県士族

財政論(地方税之部) 訳・出版・田尻稻次郎 全

本朝政体 編・出版・四屋純三郎 鹿児島県平民

人体解剖全図 訳・出版・木脇良 鹿児島県士族

小学遊記文字集 編・加藤伝 全

掌中韻略異同弁 編・波多野慶也 全

伊達氏実記 仙台支傾録 撰・日高誠実 全

校訂日本紀 校・出版・田中頼庸 全

日本美談 著・前田正名 全

製糖要論 訳・出版・寺師宗徳 全

作文類語集 編・出版・小泉久太郎 鹿児島県平民

明治十四年

顔別多伝 訳・出版・平田宗質 鹿児島県士族

修身小学 編・伊地知貞馨 全

修身小学字引 編・伊地知貞馨 全

校訂古事記 校・出版・田中頼庸 全

農事主談 訳・寺師宗徳 全

第二章 鹿児島の近代化

第五編 明治前期の鹿児島

七四〇

小  
学  
地  
学  
教  
授  
本

著・勝浦頼雄  
出版・五十嵐雅言

鹿児島県土族  
鹿児島県平民

航海測量器械取扱心得

編・橋口兼備

鹿児島県土族

東京見物独案内

編・出版・四屋収蔵

全

簿記法原理

訳・出版・図師民嘉

鹿児島県平民

支那文明論

訳・出版・蒲生 仙

鹿児島県土族

直接貿易意見一斑

著・前田正名

全

警兵職務必携

編・出版・萩原貞固

全

西  
洋  
政  
談  
演  
説  
集

出版・宇都宮平一

全

解剖全論

出版・菅谷金四郎

全

明治十五年

明治十五年

初等小学<sup>筆</sup>  
算教授書

著・千葉公胤

鹿児島県土族

千葉県地誌略字引

編・千葉公胤

全

延陵画草

書・出版・四屋収蔵

全

明治天皇聖諭訓

出版・藤崎彦次郎

全

下等  
小学  
算術二千問題

著・渡辺方直

全

本朝政体後篇

著・四屋純三郎

鹿児島県平民

小学習字本

編・出版・鹿児島師範学校  
水間良助

鹿児島県土族



橘門韻語

出版・児玉昷蔵

鹿児島県士族

鹿児島県地誌略

編・出版・鹿児島師範学校

山蚕飼養法

出版・杉原庸平

全

等であつて、全般的に言われることであるが、鹿児島を飛び出して、東京などで活躍する者が多かつた事が、出版界からも裏付けることができる。共立学舎創立当時、舎員の中で、東京などへ旅行することを禁止するかしないかで大いにもめた経緯がその沿革史に記述されているが、鹿児島県士族の中には、西郷さんと討ち死にしたい者と、それを乗り越えて志を東京に馳せた者との二色がみられ、東京組はそれなりに存在を明らかにしたようである。

頑迷固陋と酷評を被る鹿児島には、自由民権運動はあつたのか無かつたのかと問いたくなるが、自由民権運動は鹿児島にもあつた。

土 佐

「高知県土佐国幡多郡宿毛村百三十三番地

高知県士族 林 有造

其方儀明治十年鹿児島賊徒暴拳の時に際し、兵を挙げ政府を顛覆せんと企て、明治十年二月中岡本健三郎に依托し外国商に談じ小銃八百挺並に附属弾薬を何時にても取入る様差押置かしめ、又同年四月中村貫一に依托し外国商に談じ小銃三千挺並に弾薬を前同様差押置かしめ其手付として貫一をして不尠る金額を外国商に渡さしめ、加之同年岩神昂、川村矯一郎が重臣暗殺の企に与せし科に依り除族の上禁獄終身に処す可き処、軽減すべき事情あるを以て除族の上禁獄十年申付候事」

は、西南の役に際して、土佐でも呼応して反乱を起こそうとする動きがあり、未然に発覚して、林をはじめ、片岡健吉・陸奥宗光・大江卓・岡本健三郎・竹内綱など立志社のほとんどの面々が刑に処せられた事件における判決書の一例である。

立志社の一派では、西郷拳兵を利用して、手薄になった大阪城を攻撃して、武力革命を企図していたのであった。

口に民選議院設立を唱え、自由を謳歌するけれども、佐賀の乱の江藤新平の如く、今またこの土佐事件の如く、半ば武士的な衣を脱ぎ去ることはできない有様であった。ともあれこの事件で、武力派が一掃されて、言論による民権運動展開への大きな前進をすることになった。

自由党史 「自由党史」では、明治十三年四月の国会開設を請願した二府二県総代九七名の中には、まだ鹿児島県

人の名は見当たらない。

柏田盛文 十四年にはじめて柏田盛文の名が現われる。すなわち、

「久しく仏京に留学せし西園寺公望の新に帰朝するや、同志松田正久・松沢求策・中江篤介・柏田盛文・上条信次・林正明等と相謀り、三月十八日を以て一新聞を創刊し、号して東洋自由新聞と云ふ」

明治十四年の国会期成同盟の集まりには、鹿児島から柏田盛文・宇都宮純粹・隈元禎三が名を連ね、自由党結成には、隈元禎三と柏田盛文が列席しているし、自由党が集会条件違反の理由で、最初に処罰された時に五人の幹事の一人として柏田盛文が罰せられている。柏田盛文は薩摩郡平佐村出身である。

十五年に九州改進黨大会を熊本で催した時には

和泉邦彦（自治社）、山口直一（公友会）、有馬省三（公友会）、平田孫一郎（同上）、上村精之助（三州社）、白尾源太郎（同上）、神田与七（博愛社）、後醍院良望（同上）、是林勘次郎（加世田）、加藤義明（同上）、吉峰林（同上）、河村瀨一（同上）、野元十助（同上）、鮫島 純（同上）、渋谷潔（同上）、仁科武熊（同上）、村田孝膳（鶴田）、淵服相二馬（同上）、折田兼至（知識）、柏田盛文（平佐）木上 競（同上）、小野兵一（黒木）らが参加しているし、

十七年六月五日大阪で開かれた関西有志懇親会には、和泉邦彦・和泉（佑）祐太夫・長谷場純孝の名が見えている。

以上が「自由党史」に現われてくる鹿児島県人名であるが、自由民権運動が不活発であったことは否定できない。

特に鹿児島では活発ではない。西南の役までは西郷以外に目は無かったし、役後は鹿児島には老人と女子たちだけしか住んでいなかったからである。

だから運動が起こるとすれば、地方で、西郷党の少ない地方からということになる。北薩地方がそれであり、その中心が柏田盛文であった。柏田は平佐郷士で、西南役では中原たちと共に、密偵の疑いで投獄され、明治十年十二月二十五日に、「不束の筋がないから、構え無し」と釈放された反西郷党の一人であった。

「鹿児島政党史」も

鹿児島県下における政党の変遷を歴史的に論究するなら、明治十三年を以て其の出発点と定め、それ以前の鹿児島は実に荒寥慘憺たる光景であった。政治思想どころの沙汰ではなかった。試みに明治十年の昔に回想せしめよ。(中略) 従軍せずに生きて居る宰丸さげた人間が居たら、それは男子として世の待遇を受くる資格の無い痴漢である」と説いているが、蓋し名言である。

西南役で投獄された者たちが、赦されて帰るのを待つてすべてのものが動き始めた。

自由民権運動も明治十三年ごろからであった。十三年に柏田盛文が川内を中心に、国会期成運動を起こしてはいるが、結社をみたのは十四年五月で、上村精之介が加治木を中心にして作つたのが博愛社であった。

博愛社創立会員四〇〇人でその旗印としては、一、全国の一致結合、二、富国強兵、三、治外法権撤去、四、条約改正をかかげている。

三州社 一方博愛社の動きにいらいらしていた旧薩軍残党は、十月に河野主一郎が獄から出てくるのを待つて、河野を中心に三州社を結成し、十五年四月には河野を塾長に三州義塾を開校した。塾は旧私学校時代の積み立て金も引継いで教育資金として、教授陣には岡田源太郎・今藤博堂・東条鶴山・吉瀬愉逸などの英傑を集めた。しかし、授業は私学校時代のそのままで、時局を論じ酒を飲み、吉野・寺山に登つてカライモを掘る、といった調子で、熊本の紫溟会や福岡の玄洋社などと同心円的活動が展開された。同じ十四年十一月には郷友会

が東京は芝の水交社で創立総会を行ない、有村国彦や河島醇を指導者として、十五年に入ると活発に鹿児島には入つて来た。県では鹿児島・川内・加治木・出水を拠点とし、官僚安全主義と先輩崇拜主義をかかげて、

三州義熟に対抗して鹿児島学校を設けて、三州対郷友の対立時代が展開された。三州社の中心人物河野が、郷友会の切崩策戦にはまっつて、東京に連れて行かれて官吏になったので、郷友会がやがて県政を牛耳るに至った。郷友会の本部長が樺山資紀であった。

一方自由党系では、柏田盛文の自治社と、長谷場純孝の公友会とが母体となつて、十五年四月、九州改進黨鹿兒島支部が結成された。

#### 九州改進黨 支部

九州改進黨党則をみれば

第一条 吾党は自由を伸暢し權利を拡張するを以て主義とす

第二条 吾党は社会を改良し幸福を増進するを以て目的とす

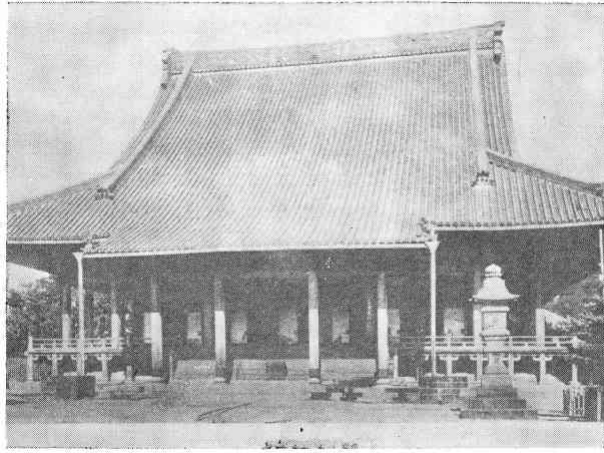
第三条 吾党は立憲政体を確立することを務むべし

とその綱領は宣言しているから、改進黨というより自由党系とみるべきであろう。

以上のように自由民権運動は、柏田・長谷場等によつて、九州改進黨鹿兒島支部を中心に行なわれたが、長谷場純孝は士族への復籍願を出している点などから、この自由民権運動に大きな期待をかけることはできない。むしろ、三州社や郷友会的な政治活動が主流をなしたと考えられる。西南の役の反政府的動きは、刀が砕かれると同時に、半官的精神も蒸発して、政府翼賛的政治体制に移行したとしか考えられない。

信仰の自由が許されたので、明治九年十月真宗大谷派別院が石燈籠通りに開教したのを始めとして、十一年日本メソジスト教会が山下町に、日本基督教会が山下町に、八月には真宗本願寺派鹿兒島別院が、明治十三年にはハリストス教会が平之馬場町に建てられて、信仰の自由が鹿兒島にも根をおろすようになった。

#### 宗 教



西本願寺別院（東千石町）

次に経済の面を考えよう。

うちのめされた失業士族たちに働く場を与えることから始まる。それが士族授産であった。西郷が吉野村に、桐野が吉田村に開墾を起こしたのも、士族たちに農業という産業を与えようと試みたのであった。

日本全体としても大きな問題は士族授産であり、開墾を奨励したり、北海道に移住させたり、事業資金を貸し付けたりしたのが士族授産事業であった。

政府は明治十一年、国内ではじめて起業公債を公募した。一〇〇〇万円であったが、その使途は、内務省四二〇万円、工務省四二〇万円、大蔵省一〇万円、その他であった。内務省関係の四二〇万円が、勸業資金に三〇〇万円で残りは築港・新道・水路や塩田等に配分された。この公債「鹿児島県史」および「鹿児島百年」が鹿児島島の士族授産につ

いて詳しく報告している。次の通りである。

一、加治木・帖佐塩田開拓―鹿児島県授産会社

加治木・帖  
佐開田

この塩田開拓は、旧藩時代からの継続事業として、明治三年から十年まで、一二万六〇〇〇円を投入して

行なってきたが、西南役で中断されていたのを、戦後復活することになった。

明治十年十二月岩村県令は、修築費約一〇万円貸下方を時の内務卿大久保利通に申請した。開拓した後士族たちに払い下げて、利益は授産資金に繰り入れる目的であった。

帖佐開田分貸下金四八二八円九錢四厘が許可されて、十一年四月工事は再開された。帖佐塩田を十二年三月までに四五町八反八畝二五歩四厘（約四六ヘクタール）開田して、約七万円を払い下げ、その金と貸下金とで加治木開田を行なう予定であった。ところが帖佐塩田が完工したのは十三年二月で、反当たり一二〇円で二カ年賦で加治木郷の土族稻恒・上床・林組に払い下げられた。

加治木開田は、五万三九一八円二六錢一厘の貸下金を受けて行なわれた。塩田を水田に変更したり、帖佐の半価で買ったたかれたりして難行の末、二カ年賦四万八〇〇〇円で同じ加治木郷土族たちに払い下げられた。しかし、郷士たちが代金支払い能力が無いことが判明したので、払い下げを取り消して、明治十五年に公売処分にして、鹿兒島汐見町の田辺格之助ら三人に売った。両郷合わせて一〇七町四反七畝二八歩（約一〇八ヘクタール）で、代価は明治十五年から八カ年賦という条件の五万三〇〇〇円であったが、間もなく経営上採算がとれないという理由で返上となった。

十七年県は鹿兒島県授産会社に払い下げた。「製塩業を起こして、県の食塩の自給自足をはかりたい」と払い下げを申請したからである。

製塩資金として一二万円を政府から借り出して、塩田・桑園・養蚕の三つに分けて使用することにして、内務省から南一郎平を招いて工事監督に当たらせた。塩田四〇余町・水田二〇余町を作りあげたが、数回の

台風で堤防は壊され、水田から塩田に汚水が流れこんだりして、ついに失敗に終わり、加治木の某に六〇〇円で払い下げられた。旧藩以来一六万五九〇〇円も投入された新田は、わずか三〇〇分の一で売り渡されたのである。

鹿児島県授産会社

鹿児島県授産会社は、郷友会の殖産部の一組織で、明治十八年池之上町士族福山健偉外二八五一人の士族連署で設立された。

塩田業は前述の通りであるが、養蚕製糸業は苗木場を永吉村の第一桑園一町七反三畝、坂元村に第二桑園一町六反四畝を設けて、桑樹八二〇〇株を栽培した。さらに坂元町に第三桑園を作つて拡張し、養蚕伝習所をも新設して蚕業指導に乗り出したが、明治三十六年解散した。

## 桑原組

旧藩養蚕方を受け継いで蚕業を営んできていたが、西南役で廃絶した。西田村の土族・桂礼一・有川勘助らが再興をはかつて薬師馬場町に設立したもので、明治十三年七月、土地合計一六町を抵当にして、政府から勸業基金一萬五〇〇〇円を借り出して資本とした。事務所は薬師町。蚕種を製造し、県下農村に配分して利益金で工場を建て機械を購入して、やがて養蚕から織り物までの総合生産を計画したものである。

開拓は順調に進み、明治十六年には横井、犬迫、吉野に桑園面積三〇町余に達した。

だが桑苗の改良種を移入しなければならず、運賃等で割り高になり、氣候のせいで病害に見舞われて、織り物は難行した。明治十八・九年によく事業が軌道に乗りかけたが、貸下金上納期限切れで、県の口添えで延期はしたものの明治二十二年抵当処分を受けた。正式解散は明治二十五・六年のようである。



明治十二年大隅郡田神村（垂水）土族安田為僖らが設立した製糖社、十四年南薩にできた薩摩製糖組の製糖業や、十五年肝付郡川東村に結成された一農社の酪農業などが、いずれも失敗に終わって、明治二十二ごろに抵当品公売処分を受けているが、鹿児島山下町士族知識兼雄の授産業は多くの効果をあげている。

小松帯刀にすすめられて農に帰り、明治四年八月吉野牧約八〇〇町の貸し下げを受けて、ウイリスの知恵を借りて乳牛飼育と牛乳製造を開始した。四年十月原良に三反余の工場用地を県から貸し下げを受けてコンデンスミルク工場を建設して、五年一月から製造開始した。

農事社  
四、農事社

明治八年八月知識兼雄が白浜諸兵衛らとはかって設立し、（事務所は現県庁前にあつた）勸農局に「家畜改良と西洋農業振興のため良種の牛馬と農具貸下」を申請した。願書は受理され、種畜牛一七頭・ロバ八頭・馬二頭・羊二二頭・農具二〇種が貸し下げられた。県令大山の力も借りて、横浜から長崎までは汽船で、ここから和船三隻に分けて阿久根まで運び、馬二頭を陸揚げして、残りを串木野まで海上を運んで、串木野から鹿児島まで歩かせて運んだ。

九年熊本鎮台に願い出て、旧練兵場一万四〇〇〇坪余を借用して事業を拡大して軌道に乗りかけて西南役に遭遇した。

戦役で、家畜の大半は薩軍の兵糧となり、牧舎も自宅も全焼して残ったのは牛七頭・馬一頭・ロバ二頭・羊三頭および農具七種だけとなった。戦争の機運がおこり始めると社有地もけずられて私学校徒に与えられ

た。

戦後十月政府から授産資金一百万円の貸し下げを受けて努力の結果、私学校徒に開放した土地をとり戻して、甘蔗栽培部を増設して明治十六年には牛数一四二頭（洋牛一六・和洋雑牛五一・和牛七五）を数え、開墾面積は八〇町余（約八〇ヘクタール）、移住戸数三三戸に達した。

農業振興に尽すところ大であったが、明治十七年の物価暴落、二十年の家畜病、害虫発生などで経営は苦しくなり、明治末年挫折ざせつした。

#### 五、産馬会社

明治九年十月、大山県令を通して、政府に無抵当五万円の資本貸下を申請したことがあったが、西南役で中断されていた。十二年二月、知識兼雄以下六名が発起して、同志四七〇人を募り、山下町に産馬会社を組織、資本金五万圓を士族授産資金として貸し下げを申請した。十月十一日許可になり授産金三万圓が貸し下げられた。十二年二月に事業を開始した。牝馬貸し付け、種馬貸し付けによる馬質改良と産出の増加をはかるのが目的であった。十六年の所有馬、種馬七四頭・牝馬九三五頭・仕立馬一四九頭で、十三年から十五年までに、宮内省・陸軍省・鎮台に馬四五〇頭余を送って盛業であったが貸し付け馬代年賦金の滞納などがきっかけとなって、二十六年に解散した。

#### 六、乗馬飼育会社

乗馬飼育会社

明治十七年鹿児島士族伊勢健彦・川元寛左衛門ら五九人が発起人。「当才あるいは二才駒の性質体格優良なるものを年々一〇〇頭買い入れて篤志者へ養育せしめ、四才に及んで売却し、その利益は折半、無産士族

をして自活の基礎を確立せしむ」というのがその趣旨であった。

県は政府に願ひ出て、無利子一〇年返済で七〇〇〇円借りて資本として貸した。競馬会社と提携して飼育につとめ、十八年には飼育馬五二頭を数え、年々四・五〇頭の馬を谷山軍馬育成所に売り上げていたが、競馬会社の景気が良すぎて、明治二十三年解散して競馬会社に乗りかえた。

#### 鹿兒島競馬会社

#### 七、鹿兒島競馬会社

明治十八年五月設立、發起人は、山下町の知識兼雄・知識五郎、下荒田町の川元寛左衛門、東千石馬場町の伊勢健彦、平之馬場町の土岐四郎。

乗馬飼育会社のため篤志者を捜す便法として、競馬を催すことを目的としている。競馬は毎年春秋二回挙行。当時は役人中には自家用馬も多くて、競馬は大繁盛を極めた。

地方では種子島沖の馬毛島で成功した明治十一年の牧羊組や、明治十六年に始め二十二年に抵当公売処分を受けた口之永良部牧羊社などがあつた。

以上帰農策の面では、西南役前から武士を捨ててとりかかった知識兼雄や馬毛島以外は、いわゆる「武士の商法」に終わってしまった。

#### 鹿兒島授産場

#### 八、鹿兒島授産場

大久保利通は明治十年十月十日、岩村県令に手紙を書いた。その手紙に曰く

「鹿兒島県は従前から別世界で、人心も頑固である。その上未曾有の西南役の大乱で、極度に疲れきっているから、自分から仕事をつくり出すことはできまいと思うから、官の保護で強制して、仕事を与えなけ

れば駄目だと考える。諸郷の外城士族は土着者だから自分で鋤鋤を手にして自分で食べる道を知っているから放つておいてもよいが、問題は鹿児島士族の者どもで、これは相当な難物です。しかし佐賀などに比較すれば、除族処分を受けた者も家禄は没収されないことに決まりました。これは始めからその見込みでもありませんが、不幸中の幸いなことと言えましょう。どうぞこの公債証書の本を失わないで、これを資本にして自営できますようにして欲しいと思います。小生もいろいろ考えておることもあり調べておりますが、士族の授産の基本をうち立てたいと思います。その資本をどのように差し繰るかが問題ですが、政府にも上申して特別の詮議を願うつもりです。成否は何とも言えませんが、一応小生の考えだけを貴殿に洩らす次第です」と。

これによると、鹿児島士族は官の保護で仕事を作つてやらなければ、すなわち官の力で授産事業を準備してやらないと駄目だろうとの意見を岩村県令に書き送つたのである。

なおこの文によると、除族処分を受けた士族たちは、佐賀の場合とは違つて家禄を没収されなかつたことが明らかにされている。文言通り、不幸中の幸であつた。多分大久保たちが運動したことであろう。十年三月二十六日に内務少輔の前島密に書いた手紙の中で「鹿児島県は難県であるから、この度の紛擾の一件で、他の県と一様に視る事は甚だ無理であると思う。大蔵省の事は規則に従つて推すことは当然であるが、今般の事だけは特別に評議していただくよう希望しておいた。尤も規則を曲げることは小生ももとより好むことではない。金額に関係することはすべて、非常費から支出してはどうかと思う」と述べている。これは岩村通俊から、鹿児島県庁の役人の人選、士族の家禄金、鹿児島県庁の予算などについて要請があつたのに対し

て、前島に指示を与えたものと考えられる。他県というのは、佐賀県など反乱を起こした県のことをさしていると思う。

また、岩村県令から救助賑恤米しんじゆいを五万石政府から下付して欲しいと願ひ出たのに対して、十年七月二十五日、岩村に

「過日御上があつた五万石は鹿児島県に下し渡すように、松方大蔵大輔に話しておいた。昨日も電報しておいたから、多分近日中には許可が下るものと思う。この上とも油断しないから御心配には及ぶまい」と書き送り、八月九日の手紙にも

「五万石廻米のことは大蔵卿も賛成してくれたから、下ノ関から輸送されるはずだから、追々貴地に届くだろう」との気の配りようであつた。

鹿児島県土族の戦後処理について、最も気をつかい、有利に処置してくれたのは大久保利通であつたといわなければならない。

ともあれ、戦争に負けて夜が明けると、鹿児島土族と外城土族とは立ち場が逆になつてゐた。軍隊になるにも、巡查になるにも、鹿児島土族は外城土族に優先されていた。ところが今は、金禄公債の紙片一枚が鹿児島土族に残されただけであつたが、外城土族は公債もあり、芋を作る畑もあり、爪を血にして開いた山もあつた。おまけに厄介なことには「城下土族」のメンツがあつた。メンツは二様に働いた。陽と陰であり、陰のメンツは授産工業を鈍らせたのである。大久保はこれらの事情を書きつづつたのであろう。

岩村県令は明治十二年一月、救済金一〇万の貸下を内務・大蔵省に申請した。かつての常備隊と県庁勤務

者を四〇〇〇人として、一人当たりの給金平均年に四石、合計一万六〇〇〇石と計算して、これを当時の米価に換算すると合計九万六〇〇〇〇円となった。これが一〇万円の予算算定基礎であった。これは不許可になつたが、十月に勸業資金二五万円貸下を申請して十二月二十三日勸業資金一〇万円が許可され、県は山下町旧米倉跡（現在の鹿児島市庁）に「鹿児島授産場」を設け、十三年三月から開業した。

「とりあえず、目下の至困者を集めて旧慣の仕事に従事させて、飢えをしのがせる」ことを目標に事業を始めた。仕事は、筆・紙・マツチ・そうめん・かさ・くし・たび・竹細工・糸挽や織り物などの一〇種で、幕末以来の武士の副業仕事であつた。

明治十三年三月から十二月まで入所した人員は七五七人を数えた。その中マツチ製造が最も多くて二二八人で、かさと筆がこれに続いた。失業対策として多くの人数を收容したことは一応の成功であつたが、事業としては種目が多すぎて良好とはいえなかつた。

十四年、織り物・裁縫・製紙・製薬だけの四種に業務をしぼり、別に製糸場を設けた。十四年の就業者は三二一人であつた。業務をしぼつたけれども、不況が立ち直り始めたこと、戦犯者が釈放されて働き手ができたこと、委託されている鹿児島郡役所が返上を申し出たことなどで、運営が行き詰まつてしまつた。

十七年六月委託を還納させて県直轄とし、鹿児島県授産場と改称して、薩摩かすりと巻きたばこの二種目に変更する改業に着手し、半年間の試験操業の結果、明治十八年、織物授産場を薩摩<sup>がすり</sup>部<sup>がすり</sup>に吸収合併して、その跡（易居町）に「蚕糸講習所」を新設して再出発となつた。

その後「蚕糸講習所」は県産業の推進力となつていくが、その改革を断行したのが、県勸業課長白野夏雲

であつた。白野は変わり者で、無学と言いながら、「かごしま案内」「七島問答」「甕海魚譜」「鹿児島県魚撈説略」などを著述し、アイヌ語を研究して「古代地名考」を発表したり、授産場で作ったカスリの残り切れをつなぎ合わせて袴を作つて、課長自らカスリのサンドイッチマンをつとめたというなど逸話の豊富な人であつた。

明治十七年九月から二十一年までの営業成績は左の通りである。

受業者貯金高	飛白織			自明十七年九月 至十八年十二月	十九年分	二十年分	二十一年分	
	紙巻 <sup>たばこ</sup> 賣	製造高						
		受業者	売却高					
一三一・五九五 円	六八八	四八二万二二八本	一五二八	六二四反	一五六一	三三〇一	五三〇二	七〇七七
三三一・九二九 円	六八九	三九六万二六一八本	一一二七	一五六一	四四九八	三三〇一	五三〇二	七〇七七
八八四・六三二 円	一三四	六八五万六三三七三	三九九	四四九八	四四九八	三三〇一	五三〇二	七〇七七
一一六一・二四二 円	二四七	一一二六万七二五〇	二四七	四四九八	四四九八	三三〇一	五三〇二	七〇七七
一一六一・二四二 円	二四七	一一二六万七二五〇	二四七	四四九八	四四九八	三三〇一	五三〇二	七〇七七

△鹿児島県史より▽

労働条件は、勤務時間が午前五時から日没まで平均一二時間で、賃金は能率給で製糸一〇匁につき三錢五厘（明治三十九年ころ）という相当きつい条件であつたが、入所者の中、生活困難者には融資をしたり、未

就学者には教育を施したり、強制貯金制度で嫁入り準備をさせたり、所員の福祉に目をつけている点は注目される。

明治二十三年授産事業は民間に払い下げられることになって、形式的には県下四万六六七二人の全士族を社員とする「鹿児島県共同授産会社」となり、三十五年社団法人「鹿児島県授産社」となった。

県営織物授産場

九、県営織物授産場

旧鹿児島藩の織物製造所は、廢藩置県後も継続していたが西南役で廢絶した。十一年十月資金一万元が貸し下げられ、明治十二年五月、旧出来倉跡（易居町）に、鹿児島士族の婦女子に織り物技術を教えることを目的として設立開業された。県勸業課の管理で鹿児島郡役所の委託業務になっていた。生徒定員は綿紡四〇人・織機九〇人で入場希望者も多くて業務も盛行だったらしく、明治十三年の成績は絹布売却一四〇六円余、綿布売却九八六円余、博多売却六一八円余、雑品一六円余で合計八五〇〇円七五銭五厘で、支出は役員給料五七九円、教授人給料三三三三円五〇銭、小使給料二〇五円余、宿直弁当料六九円八七銭、職工雇賃料一〇五円余、卒業生賞与一三五円余、製糸買入四七八二円余、綿糸買入一二〇〇円余、絹綿糸染費七一円余、消耗雜費二九五円余で合計八四一八円九四銭四厘であった。

明治十七年八月廢止され、十九年二月鹿児島県授産場飛白部と合併された。

蚕糸講習所

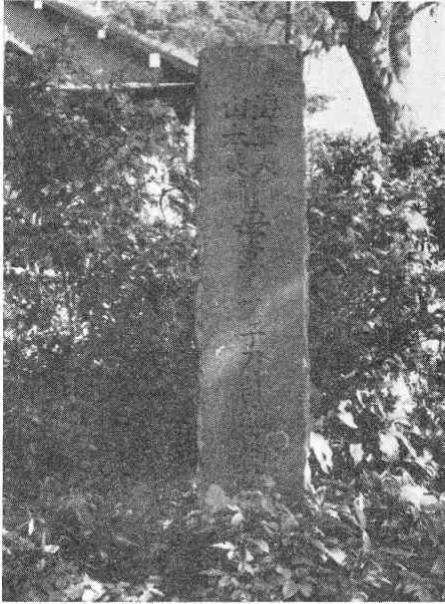
一〇、蚕糸講習所

明治十四年ごろから士族たちが起こした養蚕製糸業を母体として、明治十七年一〇月県農商務課の所管として開設された。



一八年一月には各村に「蚕業組合」を作らせ、その組長を鹿兒島に招集して「蚕業組合取締所」を結成させ、取締所が主体となつて「生糸合同販売所」を設け、生糸の品質統一と共同販売による市場開拓につとめた。

一方講習所には各村の蚕業組合から士族の青年婦人を選択して、養蚕科と製糸科に分けて入所させ、男子は培桑養蚕の事業を、女子は生糸製造の技芸を伝習させた。卒業生は県費で西力原蚕業講習所（後の東京高等蚕業学校）に派遣された。



海軍大将山本英輔母堂ノブ刀自住居址  
(新照院町)

に苦勞をした一人であつた。ほかに、士族の未亡人たちの涙ぐましい活躍が多く語り伝えられている。講

習所は大正になって薩摩製糸株式会社に移った。

商 業

次は商業に移ろう。

砂糖専売制

明治十年二月といえば、西南役が突発した大騒ぎの時であるが、折りも折り、大島からの請願人五〇余人が上陸して、捕えられ、涙橋の牢獄につながれ、戦場に連れ出された事件の物語が秘められている。この請願は鹿児島島の商業と深い関係がある。

この人たちが請願した要件は、大島の砂糖を自由販売させて欲しいということであった。

江戸時代には、調所広郷の惣買入制以来、米の代わりに砂糖を貢租として納めた残りの、いわゆる余計糖を自由に商人に売ることが許されず、藩が全部買い占めをする専売制度であった。藩が買いあげるといっても、貢租なみに納めさせ代金を支払うのではなくて、羽書で生活必需品を余計砂糖の量に応じて支給する仕組を強制していた。

封建の世は去り、藩主は無くなり、藩も鹿児島県になって、御一新の世に変わったにもかかわらず、大島の砂糖政策だけは変化していなかったのである。だから大島の農民たちは代表者を送って請願したのであるが、上陸した時期が悪かったのである。

明治四年十一月

「茶は勝手に売買して宜しい。但、県外に積み出す場合は、重要輸出品だから、国産会社を経由しなければならない。藤安喜左衛門扱いの荷為替取組を必要とする。無手形・抜荷は厳禁で、発見されたら没収する。また願によっては五分利付で資本金も貸しつける。返金は現金または製茶で」

と茶の専売令が解かれた。十二月に生糸も解かれ専売制度は廃止されるが、三島の砂糖専売も五年八月に廃止した。専売制は廃止したものの、茶の解除令に国産会社とあるように、特殊会社を設立して、藩庁の肩代わりをして、特殊会社を通して、かつての専売制的利益を県は収めていた。砂糖の場合は「大島商社」を設立してその衝に当たらせた。商社は島民代表の与人と契約して、全産糖を商社が買い占め、島民はその売価の中から石代を金納することになり、米その他の物品購入も商社を通じてだけ行なわれるようになった。

大島の砂糖取り扱いについて県と大蔵省との対立がおこった。大蔵省は現糖で納付させようとするのであり、その裏には、県が特殊会社を使って買い占めていること、しかも貢糖時代の安い価格で買い上げていることに対する反対があつたようである。

六年三月大蔵省は県に「貢納額以外の砂糖は島民が勝手に売買することを許し、内地の商人共と互に往来して広く営業をするように伝えるように」と命じ、全国府県にも「砂糖を買い占めた者は勝手に渡島交易するように」と通達をしたが、県は大島商社を保護するために島民には発表しなかつたのである。のみならず九年には各方正副戸長に対して、砂糖製造や抜売監視を強化して、大島商社は国で言えば大蔵省のようなものであるとさえ達している。商社と島民との対立は年と共に深くなり歎願運動となり、東郷東初喜等五五人が総代となつて鹿児島に上つたのである。

商社問題は西南役後十一年商社との契約満期と同時に解決、砂糖の自由売買が実現された。

以上砂糖を例にとつたが、商業のおもなものはまず、旧藩時代の専売制度が藩の有力な財源であつただけにその遺構を温存させながら、県と密接なつながりをもつ特殊会社を中心として行なわれたといつてよい。

茶の国産会社、生糸の養蚕会社、砂糖の大島商社などである。明治七年の沖永良部島商社、八年の喜界島商社も大島商社と同種の商社と考えられる。

生産会社

これらの特殊会社が県経営事業であったのに対して、島津家の出資による会社が生産会社であった。生産会社は明治六年税所竹兵衛などの発起で八月開業した。その目的は、県下の物産増殖とその県外移出業務であり、樟脳しょうのう、硫黄りゅうわうの製造及び販売、陶器・茶の生産奨励及び輸出、牛馬枯骨・干糟等の肥料購入とその販売などがその事業内容であった。株金は一株二〇〇円とする自由加入の株式組織であるがほとんどが島津家の出資であり、その経営の監督は大山県令が委託されていた。貸し付け金回収不能などの原因で九年解散した。右のような専売制の遺構に立つ商社は、九年前後に姿を消しているが、時代の推移を感ずべきであろう。

鹿児島県史所収の明治十年以後二十二・三年間における会社一覧によれば、明治十年に産物会社、明治十一年に、穀物商社、陶器会社（田之浦）、十二年に大島商社（汐見町）、死牛馬買入会社（新町）、交通社（船津町）、康泰社（六日町）、十三年に硫黄社（住吉町）、南産会社（堀江町）、南島社（生産町）、製藍会社（向江町）、十四年には、物券会社（千石馬場町）、大一組便理社、養穀社（堀江町）、和親社（金生町）、十五年に、功成社（汐見町）、魚類商社（中町）、十七年に牧牛社、十八年には、明行社（住吉町）二十年に鑄造会社（吉野村）、南島興産商社（築町）

などがあげられている。最も多いのが砂糖交易業で五社、牛骨業と貸し付け業が三社でこれに次ぎ、運送・農業物産二社、陶器・硫黄・藍・魚類・牧牛・鑄造がそれぞれ一社で、合計二社となっていて、砂糖を中心とした農業生産品の交易と農業肥料販売が主流をなしていたといえる。さらにその資本金は、金融業の南島

## 保護会社

### 保護会社

興産商社の四〇万円を除くと、南島社の八万円を筆頭に五万円が三社、四万円台二社、三万円台二社、二万円台二社、一万円台四社で五千円・三千円・一二七二円と続いている、小規模商社であることがわかる。金融関係では、同じように士族保護から始まる。

旧藩時代の救助貸し付け業務を継承して明治四年設立された。士族の高所務米手形を抵当として貸し付けを行なった。明治六年の規定によれば、真米手形一石に付き代銭百貫文ずつ、一割利付けで貸し出している。ほかに、三島以外の属島への物品積みおろしや、本学校・小学校の学校経費の支出も行なう特殊会社であった。六年七月解散して、生産会社に吸収された。

## 承恵社

### 承恵社

生産会社が解散されたのでその後をうけて明治九年に開業した。救助米家禄を抵当として、一石につき二〇円一分利付けで貸し付けた。ほかに一般市民にも米・砂糖を抵当として貸し付けを行なった。

西南役では撫育会社と提携して証券四万円を発行して西郷軍に軍資金を供給、乱後休業して十二年再開して商通社と改め、十三年島津家に買収され、十七年閉店した。

## 撫育会社

撫育会社も、前二社同様、士族の家禄を抵当にした貸し付け業で、特殊会社の一つで西南役後休業して、十二年交通社として再興した。

## 商通社

### 商通社

承恵社の後継で、明治十二年鹿児島土族園田彦左衛門外四名が生産町に設立、資本金は一〇万円で、士族を

交通社

交通社

対象とする貸し付け業を行ない、豊瑞丸を連航して大島産糖その他の物資を運送もした。十六年に解散した。

撫育会社を船津町に再興したもので、発起人は鹿児島士族高田利平である。動・不動産を抵当にしての貸し付けや預金業を営む。

一般的金融機関として

第五国立銀行鹿児島支店

第五国立銀行  
鹿児島支店

明治六年十二月開業された。本店は明治六年大阪で九年には東京にあつた。支店資本金五万円（総額三〇万円）で主として島津家の出資で、十一年九月十五日現在の定期預金三万五八一二円余、当座預金三九三四円余であつた。

第四百七十七銀行

第四百七十七銀行



第四百七十七銀行紋章

明治十一年七月に設立運動を起こし、十二年八月三十日開業許可を受けて、十月六日開業した。開業時の資本金は四〇万円で一株五〇円総株数八〇〇〇株であつた。持ち株数をみると、株主数二六四人が全員士族で、島津忠欽三八〇株、諏訪甚六二〇〇株、緒方壮吉一八三株、川上助八郎一二〇株、山城新・山田海三各一一三株、喜入久博一〇三株、田尻

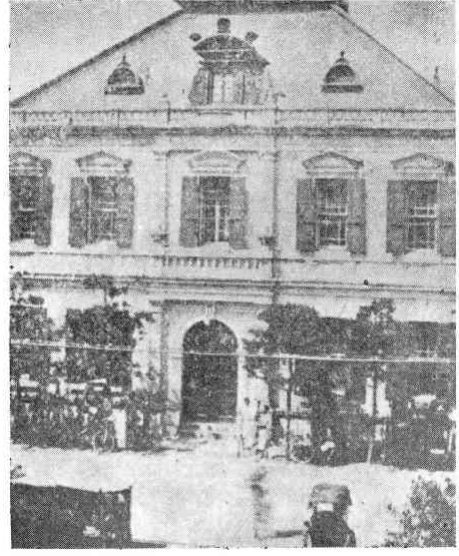
逆・称寝潔・永山盛繁一〇〇株で、一〇〇株以上が一〇人となり、その持ち株は全体の一九%である。

持ち株数の最も多いのが一〇株台で六八人、次が六〇人の二〇株台、一〇株未満が五二人、三〇株台の二一

人がこれに続いていて、一株の株主が三人もいる。なお六〇株（金額にして三〇〇〇円）未満の株主は全体の六四％を占めているから、百四十七銀行は、中下級の鹿児島士族の資本で成立したといふことができる。

明治二十一年には資本金は五〇万円に増資されているが、定款には次の如く記されている。

第一条 当銀行の名号ハ第四百四拾七国立銀行ト称スヘシ



第四百四十七銀行（築町）

第二条 当銀行ノ本店ハ鹿児島県管下鹿児島郡

鹿児島築町拾九番地ニ於テ設置シ、支店ハ大

阪府下西区西長堀北通り三丁目六番地ニ設置

スヘシ

第三条 当銀行ノ資本金ハ四拾万円ニシテ五拾

円ヲ以テ一株トナシ総計八千株ト定ムヘシ

（下略）

当初の頭取は福山健偉で支配人は山田海三であつた。

沖繩第一百五十二国立銀行鹿児島支店も明治十三

年汐見町に開業し、無尽会社衆成社を、菱刈実近等が山之口馬場に開いたのも明治十三年であつた。

最後に日本でも近代産業の先端に立った紡績所についてみると、明治十一年島津家の手を離れ、汐見町の

豪商浜崎太平洋に機械・附属品一切を二万五〇〇〇円一五カ年賦で譲渡されたが、十五年浜崎が破産したの

沖繩第一百五十二国立銀行鹿児島支店無尽会社衆成社  
紡績所

で再び島津家がひきとつて、同年十月再開した。明治十六年の事業状況は、資本金三万円で、製産総糸一八万八七二五斤八合九勺、製糸一万七七七〇斤〇八合一勺二才で職工数一一六名となっている。その後二十二年一時中止して、二十七年再開して三十八年閉鎖した。

以上、士族授産事業から、商業、金融等を概観した。そこには封建社会から近代社会へ推転する姿が、しかも武士の国鹿児島の特性を示しつつ、明らかに映し出されている。

藩制時代の遺構に根をおろしつつ次第に新しい生産機構に移行して行く様相を鹿児島に見ることができたとと思う。

明治二十年までの鹿児島産業態様としては、これ以上求めるのが無理であつて、二十年を過ぎた年代に、新しい世界を期待しなければならぬが、その萌芽はないではない。

産業上の施設として

勸業第一試験場

勸業試験場第一、第二試験場が鹿児島にあった。第一試験場は明治十一年西田村字上古川に設けられ、三年度に試作したものの穀類十三種、蔬菜一四種その他で、瓜哇米(自鬚・赤鬚二種、内国米(八万石稻・加世田万国稻・霧島糯稻三種、粟方言胸張粟・丁子粟二種、内外小麦(裸麦・大麦・小麦・白小麦四種、玉蜀黍、菜豆、豌豆、野天門、西瓜、葱(秋田葱・岩槻葱・千住葱三種、菜類(体菜・唐菜・山東菜・苣菜・大菜等二〇種余蘿蔔(練馬・外国・畑根菜餹・桜島・国分五種、蘆粟(清国・米国二種、落花生(外国・在来二種、広東甘蔗、綿有加利樹などであつた。第二試験場は県庁裏に設け、有用植物を栽植したが十四年廃止された。

勸業第二試験場

興業館



明治十六年渡辺県令が県下商工業の改良發達をはかるために計画し、本願寺の大谷光尊が賛意を表して一  
万五〇〇〇円を寄付して建設され、明治二十七年物産陳列場と改められた。その間十六年十月二十日から十



鹿兒島商業會議所（明治22年鹿兒島商法會議所改称）（築町）

一月二十八日まで四〇日間、九州沖繩聯合共進会第二回が開  
催されたのをはじめ、博覧会、品評会等が催されるようにな  
った。

#### 商法會議所

明治十五年山田海三外一五名の發起で創立願いが提出され  
五月農商務省の許可を得て、築町に設立された。許可証には  
「商業上の景況ならびに其利害得失等を時々届出る可し」と  
記してある。十六年一月には商業学校を設置したが資金不足  
で一年もたず廃校、十月には印刷所を設置して商業雑誌を發  
行したが、これも資金不足で一年足らずで廃刊になった。県  
から五〇〇〇円設立資金として下付を受けただけで、八二名の  
会員の負担金で運営したのであるから、学校や雑誌は負担が  
重すぎたのであろう。創立当初の会頭は山田海三、副会頭丹

下伊左衛門・有川純治等であった。

明治二十二年鹿兒島商業會議所と改められた。

西南役で三菱会社は官軍輸送に当たったが、その後、三菱会社や共同運輸会社（十八年合併して日本郵船となる）の船が寄港し、大阪商船の船も明治十七年、大阪―神戸―多度津―細島―油津―鹿児島間を汽船三隻で月三往復するようになり、鹿児島港も商港として誕生し始めた。

鹿児島県史は海運状況を次のように示している。

年次	汽船		西洋型帆船		日本形船	
	隻数	噸数	隻数	噸数	隻数	石数
十八年	二番隻	四万三六五噸	一〇三隻	二万二七噸	四番隻	八万九〇〇石
二十年	二四〇隻	三万九七六噸	四番隻	五三四二噸	五番隻	一三万七六四石

十一年鹿児島港に共同物揚場を設け、十二年には四月十五日から港燈竿に点燈し、十六・七年には波止場の修築も行なわれた。

鹿児島湾内小型旅客汽船交通も、明治十一年に始まり、十五年湾内汽船業者が集まって功成社を設立し、十六年には種子島・屋久島に郵便物回送を行なうようになった。二十年は回漕店同業組合が結成されるまでになった。

このようにして、鹿児島町の町では、明治十一年興業取締規則や質屋古着物取締規則、十二年には芸妓規則や飲食店取締規則が、



山形屋の店舗の全景



明治 22. 3 年頃の

十六年には料理屋飲食店取締規則、二十一年に貸座敷娼妓営業取締規則などが制定されているから、これらの営業が漸く活発になつてきたことを物語っている。

洋式理髪業として名山床が現われたのは明治五年で早い話だが西南役後、洋服屋・時計屋などが店を開き、鹿児島にも金ボタンの服に金時計をのぞかせ、眼鏡をかけた八字ヒゲ姿も流行し始め、人力車も走っていた。

上の絵は明治二十二年前後の山形屋のようすを描いたものだが、中に現われている人たちの服装は当時の鹿児島をしのばせるものがある。山形屋はまだ太物屋時代ふともであったことが示されている。

### Ⅲ 市民の動態

壬申戸籍 明治五年（一八七二）政府は新しい戸籍簿を作成することを命じた。明治五年は壬申の年だからこれを壬申戸籍と呼んでいる。

この壬申戸籍簿と思われるものに基づいて、明治十三年に各戸長が作成して郡役所に呈出した戸籍簿が市に保管されている。戸籍簿の一部に、「明治十三年三月、鹿児島郡加治屋町戸長・築瀬新八」とか、「明治十三年十月・戸籍調後送籍人名・薩摩国鹿児島郡池之上町戸籍」と記載されているから、あるいは十二年ごろ

戸籍調査をした結果報告かも知れない。

また全冊末尾に、鹿児島県書記が明治二十一年に契印をしているから、二十一年の除籍簿の原簿になったものとも考える。簿の中には赤線で消してあるのも見受けられるし、朱の書き入れもあるところから、十三年に呈出した後二十一年までの異動を書き加えたものと判断する。

たとえば

「 加治屋町百式拾壹番戸同居

士族

士族亡東郷吉左衛門三男

海軍大尉

(朱書)

東郷平八郎

「 東京都府下芝田町六丁目四番地寄留」弘化三年十二月廿八日生

(朱書)

鹿児島県士族海江田信義長女

妻 テツ

「 薬師馬場町三番戸之内

士族

父士族鎌田栄之進長男

海軍楽手

(朱書)

鎌田 政明

海軍楽手奉職

(朱書)

万延元年三月十二日生

明治十五年四月十八日拜命

(朱書)

のような記載である。

四七町は全部完全に残っているが、一一村の分は不完全である。市民の動態をしらべるためには、四七町だけで十分であるが、ほぼ完全と思われる塩屋村・荒田村・郡元村・中村・田上村・西田村・西別府村と、不完全ではあるが武村と宇宿村をとりあげることにする。上・下伊敷村・永吉村・小野村・犬迫村・小山村は欠如しているし、その他は不完全であり、動態を見る対象として価値が少ないと思ひ、かつ鹿児島県地誌の引用の中に、村のようすがやや詳しく出ているから除くことにした。

これらを一表にまとめたのが別表（注四）である。

数字は戸数であるが、寄留者は転出者も転入者も含まれている。従つて「鹿児島県地誌」の数とは一致しないだろう。動態を職業の面からとらえる目的であつたからである。

士族と平民の居住分布はつぎの表（七七〇頁）をみよう。

士族が絶對的に多数居住している町は、鷹師馬場町と薬師馬場町で平民はわずかに5%に過ぎない。士族が平民より多く住んでいる町は、清水馬場町・春日小路町・上竜尾町・下竜尾町・稻荷町・長田町・池之上町・冷水通町・新屋敷通町・西千石馬場町・平之馬場町・加治屋町・高麗町・上之園通町・下荒田町・西田村・新照院町で以上が武家町と称することができる。平民が士族より多く居住している町は、山之口馬場町・樋之口通町・東千石町・山下町・荒田村・郡元村・中村であるが、山下町は四二二戸、東千石町は三三〇戸、山之口馬場町が三二二戸、樋之口通は三〇六戸、荒田村が三〇〇戸であつて、士族戸数の絶對数において武家町の中に入れてもよいと思う。栄町・柳町・西田町・易居町も平民が士族よりも多く居住している町であるが、平民の絶對戸数が、それぞれ三四二戸、三六七戸、四八三戸、六七八戸であるから、次の町人町

士族と平民の居住分布

町村	士	平		町村	士	平		町村	士	平		
清水馬場	224	146	○	泉	17	399	◎	中村	285	378	◎	
春日小路	353	323	○	堀江	33	545	◎	新照院	182	180	○	
鼓川	144	158	◎	呉服	36	528	◎	鷹師馬場	262	67	△	
上竜尾	279	198	○	大黒	16	409	◎	業師馬場	290	67	△	
下竜尾	269	269	○	中	29	447	◎	西田	140	483	◎	
稻荷	239	149	○	住吉	16	525	◎	西田村	372	340	○	
長田	293	114	○	新	47	631	◎	武村 (不)	20	55		
栄	105	342	◎	船津	27	470	◎	田上村	85	421	◎	
柳	123	367	◎	山之口馬場	313	340	◎	西別府村	63	183	◎	
池之上	237	143	○	樋之口通	306	407	◎	宇宿村 (不)	11	79		
冷水通	205	104	○	新屋敷通	362	180	○	総計	9657	18,844	◎	
向江	92	270	◎	松原通	167	1239	◎	備考				
車	32	251	◎	塩屋村	95	466	◎	△ 相対的に士族が絶対多数				
恵美須	28	219	◎	山下	422	678	◎	○ 士族が平民より多い				
和泉屋	22	202	◎	東千石	330	652	◎	◎ 相対的に平民が絶対多数				
生産	24	432	◎	西千石馬場	332	272	○	◎ 平民が士族より多い				
六日	10	196	◎	平之馬場	321	313	○					
浜	71	360	◎	加治屋	408	206	○					
汐見	11	234	◎	高麗	317	263	○					
小川	81	517	◎	上之園通	273	102	○					
易居	159	678	◎	下荒田	618	609	○					
金生	12	307	◎	荒田村	300	385	◎					
築	4	177	◎	郡元村	169	367	◎					

に分類してよからう。残り向江町・車町・恵美須町・和泉屋町・生産町・六日町・浜町・汐見町・小川町・金生町・築町・泉町・堀江町・呉服町・大黒町・中町・住吉町・新町・船津町・松原通町・塩屋村は絶対的に平民が多く武士は平均して九%であるから町人町といえる。田上村・西別府村も平民が絶対的に多いけれども、平民はほとんど農民だから農村とすべきである。資料不完全で集録しなかつた永吉村以下の村は、これに類するものである。

総計で士族九六五七戸、平民一万八八四四戸となつており、士族は三四%を占めている。石を投ずれば三つに一つは武士の家に当たるといわれるはずである。

## 士族の県外 転出

### 二、士族の県外転出

士族の戸籍簿を見て特に感じることは、老人婦女子家族の多いことである。恐らくは戊辰戦争以来西南役に至る間に戦死者が多かつたであろうことと、生き残つていても、大部分の者が東京の軍隊や巡査に就職したであろうと考えられる。県外―おもに東京であるが―に寄留転出している者が多いのはそのためであろうか。戸籍面に明示されているのは総計で六六八戸であつて（実際にはまだ多かつたと考えるが）、鷹師馬場町の五二戸をトップに下荒田町四五戸、上之園町四三戸、中村三六戸、薬師馬場町三五戸、加治屋町三四戸、山下町三三戸、山之口馬場町三二戸、冷水通町の三〇戸等が多かつたようである。

なお附籍（国事犯―西南役―によつて士族を除籍されて平民になつた者）の數六〇は少な過ぎるようであるが、西田村の一〇戸を頭に、上之園通町九戸、高麗町・薬師馬場町八戸、加治屋町・下荒田町四戸、平之馬場町三戸、山下町・樋之口通町二戸、新照院町・松原通町・新屋敷通町・山之口馬場町・池之上町・易居

職  
業

三、職業 (1) 無職と不明および雑業

町・西千石町・荒田村・田上村・中村それぞれ一戸となっている。

第五編 明治前期の鹿児島

明 計	雑業			職 町	無職			不明			雑業		
	士	平	計		士	平	計	士	平	計	士	平	計
33	0	80	80	高麗町	24	7	31	278	156	434	4	98	102
16	2	145	147	上之園 通町	14	4	18	248	92	340	1	4	5
38	0	305	305	下荒田 町	197	9	206	391	85	476	12	395	407
98	4	428	432	荒田村	21	4	25	262	241	503	0	40	40
39	2	366	368	郡元村	30	12	42	136	146	282	1	12	13
15	2	327	329	中村	36	30	66	243	101	344	2	19	21
136	2	162	164	平之馬 場町	168	1	169	127	33	160	3	241	244
187	1	323	324	新照院 町	25	1	26	151	30	181	0	112	112
301	7	286	293	鷹師馬 場町	203	5	208	48	10	58	2	44	46
54	4	318	322	薬師馬 場町	136	3	139	135	14	149	1	45	46
124	5	246	251	西田町	39	6	45	60	23	83	27	437	464
110	6	337	343	西田村	204	17	221	143	62	205	4	151	155
74	3	163	166	武村 (不)	11	1	12	5	17	22	0	14	14
60	1	364	365	田上村	46	3	49	37	20	57	0	20	20
437	21	486	507	西別府 村	34	3	37	25	15	40	1	32	33
301	9	396	405	計	4147	245	4392	4131	2908	7039	468	11,986	12,454
102	3	180	183	備考 総戸数 士族9,654 平民18,844 総計28,501									
142	1	165	166										
377	6	727	733										

表によれば無職と職業を記入していない者(不明)と雑業とが非常に多い。無職は士族が四一四七戸平民が二四五戸、計四三九戸、計四三九戸で全戸数の一五%、不明は士族四一三戸、平民二九〇八戸、



町	無職			不明			雑業			町	無職			不明	
	士	平	計	士	平	計	士	平	計		士	平	計	士	平
清水馬場町	175	6	181	8	4	12	1	100	101	金生町	2	1	3	3	30
春日小路町	221	18	239	32	18	50	20	238	258	築町	1	0	1	1	15
鼓川町	117	4	121	5	2	7	4	89	93	泉町	4	2	6	6	32
上竜尾町	186	3	189	53	3	56	9	169	178	堀江町	2	4	6	14	84
下竜尾町	209	3	211	45	10	55	2	225	227	呉服町	4	1	5	16	23
稲荷町	168	4	172	33	4	37	0	119	119	大黒町	5	1	6	1	14
長田町	131	3	134	146	23	169	5	75	80	中町	4	2	6	15	121
栄町	4	2	6	36	3	39	50	311	361	住吉町	3	1	4	9	178
柳町	14	2	16	47	8	55	56	340	396	新町	6	6	12	21	280
池之上町	152	1	153	46	11	57	2	80	82	船津町	5	8	13	9	45
向江町	6	0	6	29	5	34	41	246	287	山之口馬場町	162	4	166	88	36
車町	3	1	4	17	0	17	3	244	247	樋之口通	210	12	222	73	37
恵美須町	5	0	5	3	2	5	9	206	215	新屋敷通	259	0	259	64	10
和泉屋町	5	0	5	7	0	7	5	187	192	塩屋村	13	12	25	42	18
生産町	3	6	9	11	75	86	3	295	298	山下町	40	1	41	344	93
六日町	3	0	3	17	5	22	40	330	370	東千石町	89	0	89	200	101
汐見町	0	1	1	3	17	20	5	182	187	西千石馬場町	237	4	241	73	29
小川町	15	1	16	33	11	44	33	464	497	加治屋通	258	4	262	119	23
易居町	16	5	21	64	148	212	38	453	491	松原通	23	5	28	90	287

計七〇三九戸で全戸数の二五%で、無職と不明を合わせると全戸数の四〇%に達す。無職は断然土族に多く、不明は平民よりやや多いようである。また雑業は平民に断然多くて全戸数の四四%に及んでゐる。三者を合計すれば実に

全戸数の八四%を占めることになる。

無職・不明と雑業とは内容が違ふ。前二者が士族に多く、後者は平民に多いというだけではなくて、雑業は無職ではない。何か業についてはいるが、その業が一つにまとまらないいわゆる雑用業と考えることができる。

無職と不明の間にも相違がある。不明には業にいたりつかなくなったりする者もあるし、調査不明もあったが、無職は届け出等による職無しである。しかし、戸籍簿の中に不明または無職になっているが、職業についていると思われる者がいるから、全部が全部無職あるいは定職なしと考えることもできないようではある。

たとえば「大商人大和屋次兵衛が不明」になっていたり、「士族無職業租税課五等雇」という記入があったり、あるいは松原通町に特に多いが、平民の雑・不明者の中に、慶応年間から明治四・五年までに生まれた若い女が同居の形で独立した戸籍を持っている者が多数いたりするからである。

ともあれ、無職は職の無い者、不明は定まった職が無かったり届けなかつたりする者、雑業は雑多なあるいは雑用業と概略考えてよいだろうが、時代が移り変わる時点における職業の未分化や武士の職業の隠しなどが三者共同の由縁といえるのではあるまいか。

## 公務職

### (2) 公務職

官公吏・士族一〇〇、平民七で計一〇七戸であつて、少な過ぎるようだが、前述のように特に士族の中に届け出なかつた者があつたからであろう。士族がほとんどで、平民は県庁の雇いや戸長事務所の雇い程度であつた。

戸長も五では少ないが作成した者自ら記入しなかつたのであろう。士族三、平民二となつていて、金生町・泉町が平民戸長であるが、町人町では士族でなくて平民の中から戸長が選ばれたのである。

軍人七五も少ない。士族が届けていない結果と判断する。七五の中人は平民である。徴兵令の結果平民も軍人になることができたことを示しているが、いずれも、陸海軍兵卒で、士族は将校であつた。

巡査は新しい職業でもあり、鹿児島士族が優先して採用されたので、案外届け出があつたようである。六二戸の中六一戸は士族であつた。

教員の九戸は少なすぎる。先述のように、士族の無職・不明に含まれているのだらう。九戸全部が士族である。

教導職は神職一六の中二戸は教導職であつて、祭政一致の神道拡充をはかつたこの時代にしか見当たらない。

大体において公務職は士族を主とした職業であつた。

## 自由業

### (3) 自由業

医師は士族一四〇、平民一五の計一五五戸となつてゐる。わずかに平民の医師がいたことは注目してよい。外に馬医が二戸塩屋村にあつた。医師は、栄町・冷水通町・六日町・浜町・金生町・築町・呉服町・住吉町・荒田村・郡元村・武村・田上村・西別府村を除いて、全町に易居町・山之口馬場町の二十四戸を頭に散在していた。

僧・伝導師は信仰の自由がおそかつたために少なく、僧侶五、キリスト教伝導師一戸となつてゐる。

その他には、俳優一戸、音曲二戸があつた。

農 業  
(4) 農 業

田上村・西別府村・宇宿村は農村だから除いて考えると、(武村も史料不完全で除外)、農業戸数は八七七戸となり、右村を除いた全戸数二万七五八四戸に対して、三・五%に当たる戸数が農業である。平民八四二戸で士族が三六戸あり、栄町・向江町・新屋敷通町・高麗町を除いて四二カ町に居住している。中村二二八戸、郡元村一九六戸、下荒田町九七戸、荒田村九六戸、西田村八八戸が群を抜いているが、次の表にみられるように

中 村	士族二八五戸、平民三七八戸	郡元村	士族一六九戸、平民三六七戸
下荒田町	士族六一八戸、平民六〇九戸	荒田村	士族三〇〇戸、平民三八五戸
西田村	士族三七二戸、平民三四〇戸		

この五カ町村は城下郊外の武家農民混住地ということができらるであらう。

漁 業  
(5) 漁 業

塩屋村の七戸と平之馬場町と新照院町の各一戸計九戸を数えるにすぎない。

工 業  
(6) 工 業

工業というより手職業とすべきかも知れない。工業戸数二一八一戸で全戸数の四%で、中三四二戸は士族である。その中工業種目を明らかにしない戸数が六三九戸を数え、工業戸数の五四%を占めている。職業分画が進んでいない証左であらう。地域分布をみると次の表の如くである。

松原通町一一八戸、春日小路町九二戸、易居町五九戸、東千石・船津町各五三戸、清水馬場町四三戸、鼓川町四二戸、池之上町四〇戸、山下町三九戸、栄町三六戸、大黒町三五戸、新町三三戸、向江・上竜尾町各三二戸、下竜尾町二八戸、塩屋村二七戸、西千石馬場町二六戸、下荒田町二五戸、稻荷町二三戸、泉・堀江町各二二戸、呉服町二〇戸、小川・金生町各一九戸、平之馬場町一八戸、山之口馬場町・生産町各一七戸、荒田村・樋之口通町・浜町各一四戸、西田村・恵美須町・中町各一三戸、柳・六日町各一二戸、長田町八戸、以下一〇戸未滿で、工業戸数の無い町は、高麗町・上之園通町

以上であるが、町で工業戸数の無いのは二カ町だけで、松原町は例外として武家町に多いことが知れる。工業種目をみると

大工一二〇戸、石工八五戸、木工八四戸、鍛冶六三戸、金工二四戸、仕立物・舟乗一五戸、樋屋一二戸、鍼灸一〇戸、理髪九戸、左官・傘八戸、染物・人力車各七戸、木挽・製塩・豊各六戸、錫工・日雇各五戸、塗工・舟工・煙草切・時計・表具各四戸、皮工・筆工・紺屋・織物・屋根各三戸、鋳物・絵師各二戸、以下竹工・櫛挽・鼈甲細工・靴・弓師・張物・洗濯・屠牛など各一戸  
となっていて、大工・石工・木工・鍛冶・金工・仕立物・樋屋など簡単にできる手職が多く、産業がそれほど発展していない時代相を表わしている。

その中で新しい時代の息吹を感じさせる種目として人力車・時計師・理髪・製靴・洗濯などがあげられるが、その数はまだ多いとは言えない。人力車が松原通町にだけ集中しているのも興味があり、松原通町に歓

商業 (7) 商業

商業戸数は一四五〇戸の全戸数の5%で士族はわずかに六七戸に過ぎない。

工業と同様に商業未分化の結果、商業種目を明らかにしない雑商が八九七戸で商業戸数の六一%を占めている。地域別にすれば次の通りである。

金生町一八〇戸、 中町一五三戸、 呉服町一三〇戸、 松原通町一一九戸、 東千石町一一戸、 六日町八七戸、 船津町四九戸、 山下町四七戸、 生産町・塩屋村各三九戸、 山之口馬場町三七戸、 泉町・西千石馬場町各三五戸、 鼓川町・易居町・大黒町各三三戸、 新町三二戸、 新照院町二九戸、 小川町二四戸、 汐見町・平之馬場町各三三戸、 浜町一八戸、 西田村一五戸、 住吉町一四戸、 堀江町一三戸、 築町一二戸、 以下和泉屋町九戸その他で、商業戸数無きもの稲荷町・冷水通町・上之園通町・別府村・中村・宇宿村

となつてゐる。商業種目を明示してゐるものは左のごとし。

芸妓営業四一戸、 下駄・菓物各三三戸、 菓三一戸、 煙草二九戸、 料理屋二七戸、 生魚仲買二六戸、 反物二二戸、 生魚・豆腐各一八戸、 小間物・菓子各一七戸、 洋物・古物・砂糖・旅籠各一戸、 紙・材木・湯屋各一〇戸、 附揚・料理仕出各九戸、 金物・古着・焼酎・酒類各八戸、 鯉節・乾物・古金道具各七戸、 荒物・油・印判・米穀・質屋・袋物各六戸、 味噌醬油五戸、 鬢附・附木・書籍・鉛各四戸、 挑灯・漆器・素麵・煮売・漬物各三戸、 鶏卵・紅・三味線・陶器・文具・草履・石

炭・麻苧各二戸、一戸は、鰻屋・朱・仏具・筵叭・薪・饅頭・器物等

となつてゐる。以上の商業種目から、藩制時代からの消費財販売を主とする商業の域を脱しきれない様相がわかる。

商業種目による地域的特色を求むれば、松原通町に料理屋一八戸、芸妓営業三四戸が集中し、これに隣る中町に料理屋、芸妓営業一戸、料理仕出業四戸、煮売屋二戸が集まつているから、松原通町と中町一帯が歓楽街を形成していたと言える。

また、金生町には、小間物六戸、反物八戸、洋物三戸、生魚仲買七戸、生魚四戸、鯉節一戸があり、中町には、生魚仲買一五戸、生魚一〇戸、乾物六戸、鶏卵二戸、鯉節五戸、小間物二戸、反物九戸、洋物五戸が集中しているし、呉服町に小間物一戸、洋物二戸、生魚仲買二戸とあり、商業総戸数も金生町、中町、呉服町の三町を合計すれば、四六三戸になり、種目別商業全戸数の八四%を三町で占めることになるので、この三町で商店街を形成していたと判断することができよう。

以上戸籍簿の記事を基にして、鹿児島島の町の職業を分類したが、総括して概観してみよう。

職業の割合

一、職業の割り合いは、職業の未分化から、無職と不明が全戸数の四一%もあり、その七二%は士族であった。また平民が八六%を占めている雑業も全戸数の四二%を占めたのである。残り一七%が農業五・四%、商業五%、工業四%、公務一%、自由業〇・六%の割り合ひであつた。

#### 職業の配分

二、士族と平民との職業の配分は、公務職や自由業の大きな割り合ひを占める医師などは士族が主であり、農・工・商の中で工業には士族の進出が著しいけれども、農商業には微々たる感がある。明治二年に士族が

商業や日雇等の職業に従事することを禁じられ西南役まで軍隊に編入されたり、家禄が金禄に切り変えられることが遅かった事情が、武士が商業に転進することを阻んだのであろう。農業も鹿児島士族は郷土と異なつて、土地を持つていなかったからであり、工業にかなり多いのは、藩や県が士族を平民より優先して従事させた結果であらう。

職業の地域分布

三、職業の地域分布

城下町時代の継承で、特色を示しているのは商業であつて、金生町・中町・呉服町を中心にして商店街が成立していたし、歓楽街が松原通町を中心にあつた。

四、その他

別表の(特)にあげた数字は人員である。犯罪は実刑を受けた者の数であるが、総計で一〇二人で、その内容もほとんど窃盗か詐欺罪であつて、傷害罪はわずかである。

驚いたことは、明治十八年の天然痘の激しさである。「天然痘死亡」と明記したものだけでも一七七名である。「死」の欄に記入された人数は、右のほかには死因を記入しないで十八年と十九年に死亡した人数である。実に二二二五人であり、この何割かは分からないが天然痘と関係のある死亡と推定されるのである。死亡者の分布は左の通りである。(一)の中に天然痘死者数を附加する。

一〇人台 柳町・向江町・和泉屋町・汐見町・築町・加治屋町(二)、新照院町(三)、鷹師町(一)、

薬師町(一)

二〇人台 鼓川町・長田町・栄町・冷水通町・車町・恵美須町・六日町・金生町・呉服町・中町・上之園



通町・西別府村・清水町（二）、新屋敷通町（五）、平之馬場町（三）

三〇人台 上竜尾町・稲荷町・浜町（三）、西千石馬場町（五）、山之口馬場町（六）

四〇人台 下竜尾町・池之上町・生産町・泉町・小川町（二）、樋之口通町（六）、塩屋村（五）、東千

石町（七）、高麗町（二）、西田村（二）

五〇人台 春日小路町・船津町・堀江町・大黒町・山下町（七）、荒田村（二〇）、西田町（二）

七〇人台 田上村（五）、宇宿村―資料不完全―（二八）

八〇人台 住吉町・郡元村（三〇）

九〇人台 新町・松原通町

一〇〇人以上 中村（三二）、下荒田町（二五）

となつてゐるから、下荒田町・荒田村・郡元村・中村・宇宿村・田上村が最も激しく町を北上して上町に延びて鹿児島全域が、天然痘に見舞われたようである。明治十三年にはペストに荒らされ（各町平均二人ぐらゐでペスト死の記入がある）五年後には天然痘に災いされ、十年の西南後の戦災後の衣食住不如意な社会環境が衛生的な欠陥を誘発したのではなからうか。正にふみにじられた鹿児島と評したい。

泥沼の中から立ち上がる姿が、明治十年代の鹿児島に描かるべきであらう。

〔注〕

鹿児島県史、鹿児島県史年表

鹿児島百年

鹿児島のおいたち

自由党史

第五編 明治前期の鹿児島

鹿児島県政党史

要用記録

資料近代日本史 新聞資料研究所編

明治世相編年辞典

鹿児島市警察沿革史

薩摩医学史

明治期における鹿児島の経済

鹿児島の自由民権運動

田上郷土史

鹿児島商業会議所三十年史

鹿児島県経済概説

鹿児島高見学舎一覽

健児舎二松学舎記

学舎之研究

共立学舎沿革史

健児の社

薩藩における郷中の研究

鹿児島郷土学会

雑事奇談集

薩藩旧記

薩藩雜記

薩藩雜事録

旧薩藩奇譚旧記集

薩藩旧伝集

覺城美談

薩藩における廃仏毀釈

鹿児島県神社明細書

鹿児島地誌略

地理纂考

鹿児島県地誌

薩摩国勢細見図

薩摩国各郡管轄沿革

鹿児島県管内全図

鹿児島明細訳図

かごしま案内

南洲神社沿革概要

南林寺一切藏経堂建立

本願寺開教五十年史

覺藩基督教史草稿

鹿児島県碑文集

戊辰私記全

伏見殉難士伝

戊辰己巳殉難姓名録

維新前後実歴史伝

薩藩維新戦史

当今街説

復古秘録

戊辰役雑集

西南征討史略

通俗絵本鹿児島軍記

鹿児島征討実記

鹿児島太平記

丁丑回顧

西南戦争実略

鹿児島軍記

明治十年鹿児島県庁日誌

丁丑乱概

県史編纂と西南役に就きて

私学校徒遭難実記

明治十年西南征討志

西南戦史

薩南血涙史

丁丑日誌

鹿児島征伐物語

明治十年役関係書類

西南雲晴朝東風

明治十年戦死人名録鹿児島籠城記

明治十年城山攻防戦の概要

鹿児島西討日記

西南太平記

明治秘史西郷隆盛暗殺事件

明治五年明治天皇鹿児島行幸日記

大久保利通日記

大久保利通文書

大西郷全集

丸田文書

第五編 明治前期の鹿児島

七八四

島津久光公実紀

西南の役薩軍口供書

府藩県制史

西南紀伝

明治奇聞

錦江新誌

明治史料

鶴嶺雜誌

明治文化史料集

鹿児島県の土族授産

薩藩旧記雑録追録



# 鹿児島市史 I

昭和四十四年二月十五日印刷

昭和四十四年二月二十八日発行

編纂者 鹿児島市史編さん委員会

会長 勝 目 清

発行者 鹿児島市長

末 吉 利 雄

印刷者 鹿児島市東千石町一九の九

文進社印刷株式会社

電話② 0792・5814







鹿兒島県立図書館所蔵





